上田市緑の基本計画

上田市の緑に関するマスタープラン

2019 年（平成 31 年）3 月

長野県上田市

上田市緑の基本計画

目　次

第１章　緑の基本計画について……1
　１　計画策定にあたって ……1
　２　計画の枠組み……4

第２章　緑の現状と課題 ……7
　１　緑の概況……7
　２　緑の利活用……20
　３　緑の管理･育成……24
　４　市民の意識……34
　５　緑の評価と課題 ……42

第３章　計画の方針……46
　１　将来像……46
　２　施策体系別の方針 ……48
　　基本方針１　上田の誇り
　　歴史と自然に恵まれた緑を引き継ぎます……49
　　基本方針２　魅力の向上
　　緑の魅力を高めてまちづくりに活かします……53
　　基本方針３　緑と健幸
　　多様な協働を通じて緑と健幸を育みます……57
　３　機能別の方針……60

第４章　地域別方針……65
　１　上田地域……66
　２　神科・豊殿地域 ……69
　３　塩田地域……71
　４　川西地域……73
　５　丸子地域……75

6　真田地域……78
7　武石地域……80

第５章　計画目標……83
1　計画の目標……83
2　目標達成に向けて ……88

第６章　計画の管理……92
1　計画の推進体制 ……92
2　計画の評価・見直し ……93

第１章　緑の基本計画について

１ 計画策定にあたって

（１）計画策定の趣旨

上田市は、菅平高原や美ヶ原高原に代表される緑豊かな山々や、千曲川など清らかな水が流れる自然に恵まれたまちです。

これらの自然や、歴史、文化に育まれた豊かな緑は、市民の快適な暮らしに潤いをもたらす大切なものとなっています。

この大切な緑を将来に引き継ぎ、市民が快適に暮らしていけるまちを実現させていくため、緑の総合的計画である「緑の基本計画」を策定するものです。

なお、上田市における「緑の基本計画」は、旧上田都市計画区域、旧丸子都市計画区域で、それぞれ平成 11 年度に定められ、平成 30 年度に目標年次となります。

【緑の基本計画】

「緑の基本計画」は、緑地の保全や緑化の推進を総合的・計画的に実施するための目標や施策を定める緑に関するマスタープランです。

（都市緑地法第４条『市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画』）

（２）計画策定を取り巻く状況

①人口減少・少子超高齢社会の進行

本市の人口は 2001 年の 16.7 万人をピークに減少に転じており、2035 年には 12.8 万人まで減少すると推計されています。同時に、高齢化率も 2010 年の 26.0%から 2035 年には 36.9%まで上昇し、都市の内部に空き家や空き地などが増える「都市のスポンジ化」が進むことが懸念され、人口減少社会に対応したまちづくりが求められます。

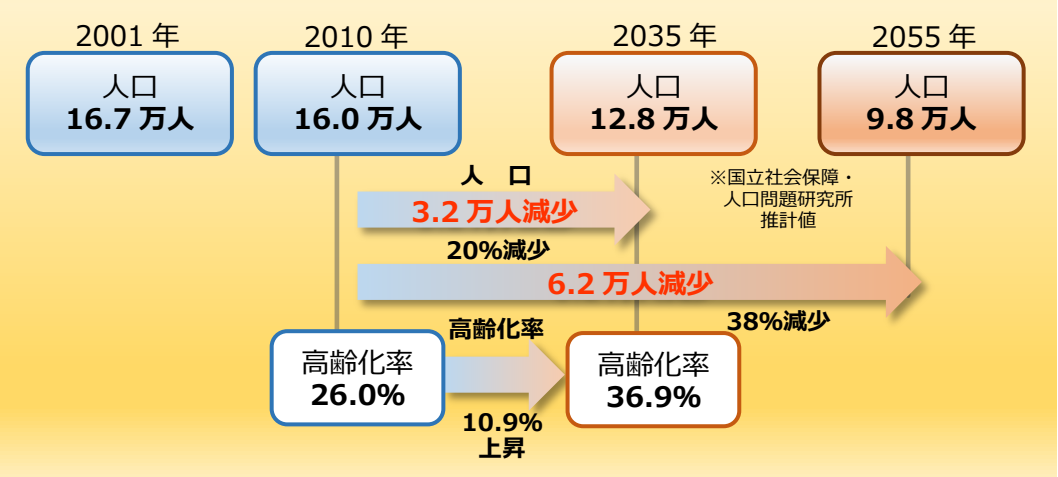

将来人口の推移

②市民・事業者との協働

人口減少・少子超高齢社会が進行する中で、多様化する公園や緑に対するニーズに応えていくことは、行政による取り組みだけでは限界があります。

本市では、市民と地域コミュニティ（自治会など）、市民活動団体と市、団体同士による「協働」の取り組みを推進しています。（平成 27 年「上田市協働のまちづくり指針」策定）

これからは、市民や事業者と行政との「協働」を深めながら、公園や緑地を適正に管理・運営し続けていくための体制や、新しい魅力を創出していく仕組みを築いていくことが求められます。

③上田市で取り組むまちづくり

本市では、特に「子育て支援」と「健康づくり」に力を入れており、公園や緑地を「子育て支援」や「健康づくり」に活かすことに加えて、広く市民や観光客に喜ばれる「まちづくり」に活用するため、緑の整備から利活用、管理・運営を考えていく視点が重要になります。

④緑に関係する法律の改正

近年、緑を取り巻く法律は大きく変化しています。

都市緑地法の改正によって「緑の基本計画」の記載事項が拡充され、都市公園の管理の方針が追加されたことにより、公園施設の適切なメンテナンスに関する方針、公園の再編や機能向上に関する方針、官民連携による公園の活性化の方針などが「緑の基本計画」で明記できるようになりました。また、市民や NPO、民間事業者などの力を活かして、緑やオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現できるようになりました。（「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 26 号））

計画策定に当たっては、これらを背景に、緑を取り巻く変化に対応し、また、緑の将来像や目標などを再設定し策定します。

コラム　都市緑地法等の一部改正

都市における緑地の保全や緑化の推進について定める都市緑地法等の一部が平成 29 年 5 月に改正されました。

この改正の趣旨は、市民や NPO、民間事業者などとの協働によって、都市公園の再生・活性化、緑地や広場の創出、都市農地の保全・活用を進めていこうとするものです。

具体的には、都市公園において、カフェ・レストランなどの公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する「公募設置管理制度（Park-PFI）」や、NPO 法人や企業などの民間主体が都市部の空地等を活用して公園・緑地を設置・管理・活用する「市民緑地認定制度」等が創設されました。

また、「緑の基本計画」への記載事項として、都市公園の管理の方針や農地を緑地として位置付けることなどが拡充されています。

資料：「都市緑地法等の一部を改正する法律」の概要（国土交通省ホームページ）

２ 計画の枠組み

（１）緑の機能・役割

①対象とする緑

本計画では、樹木や草花といった植物を中心としながら、公園や緑地、街路樹、農地や里山・山林、河川の親水空間なども広く「緑」と捉えて、計画の対象とします。

②緑の機能と役割

緑は、環境保全、レクリエーション、防災、景観など、様々な機能と役割を果たしています。また、近年では、多くの動植物が生息・生育する環境として、生物多様性を確保する機能・役割も注目されています。

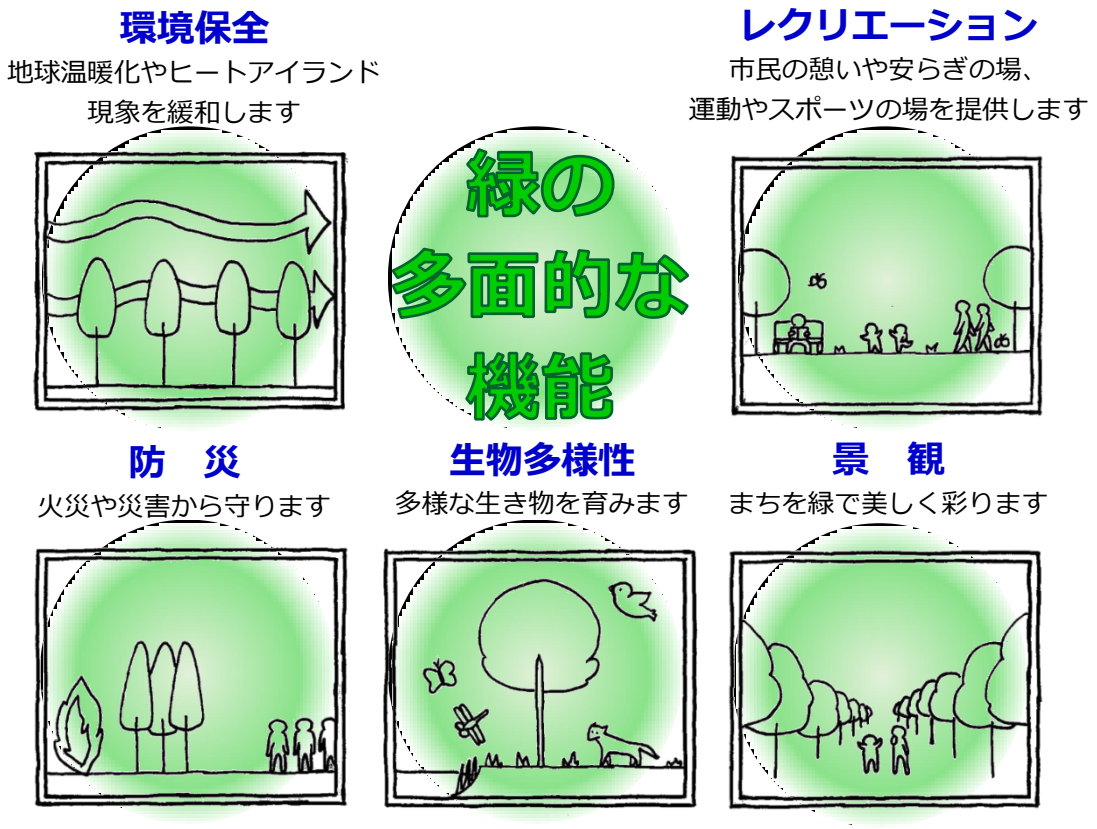

（2）計画の対象区域

本計画の対象区域は、主として都市計画区域内を基本としますが、緑豊かで魅力的なまちづくりの検討は、「全市一体」の考えを基本に行っていく必要があるため、都市計画区域外である真田地域・武石地域も含めた市全域を対象区域として、緑地の保全・緑化の推進に関する基本方針等を定めます。

（3）計画の位置付け

本計画は、「第二次上田市総合計画」や「上田市都市計画マスタープラン」等の上位計画と整合を図るとともに、関連する各分野の計画との連携や整合、調整を図ります。

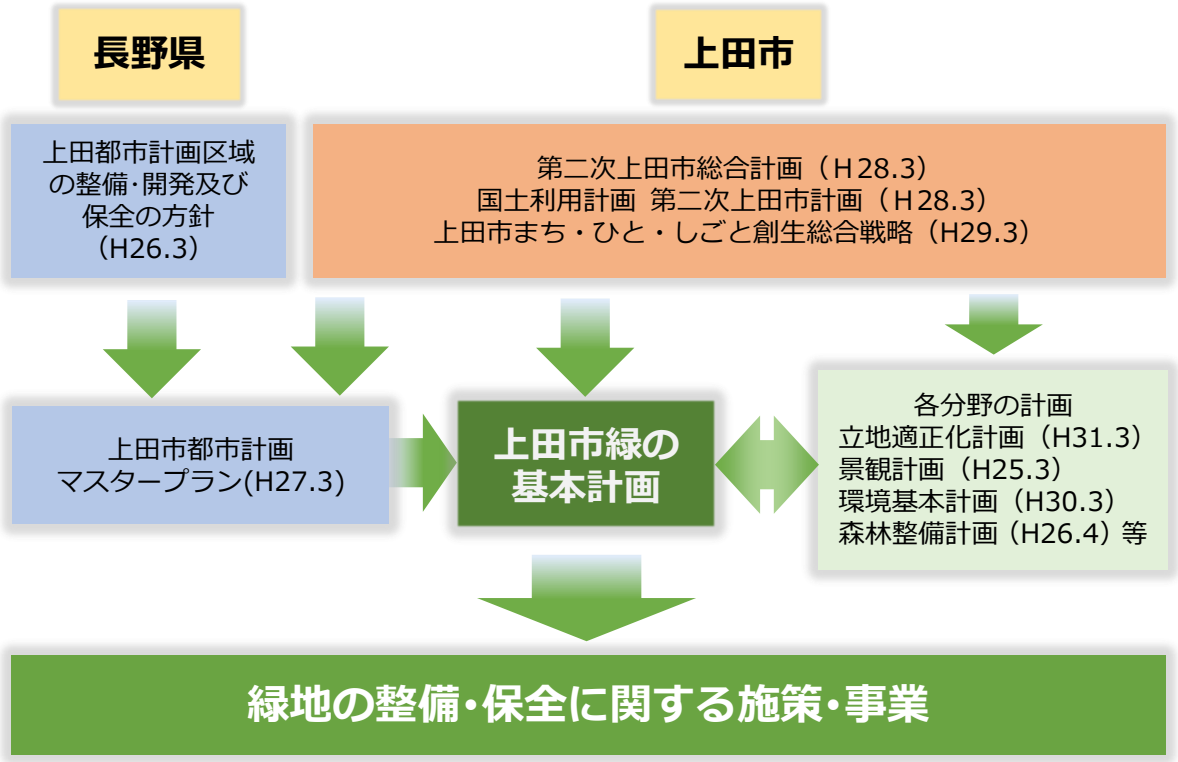

（4）目標年次

「上田市都市計画マスタープラン」と整合を図り、目標年次を 2030 年とします。

計画内容については、社会情勢の変化や関連計画及び制度の新設や変更等により、必要に応じて見直しを行っていきます。

計画期間：平成 31 年（2019 年）～2030 年

コラム　上田市都市計画マスタープラン

上田市全域が魅力ある住みやすい都市として、一体的かつ持続可能なまちづくりの方向性を示していくために「上田市都市計画マスタープラン」が平成 27 年 3 月に策定されました。「上田市都市計画マスタープラン」では「拠点集約型都市構造」（コンパクト＋ネットワーク）の形成を目指しています。

これは、都市機能が集積している中心市街地や、それぞれの地域自治センター周辺にも都市機能を集約させることで、地域の拠点的な役割を果たすものです。

これからの都市づくりは、人口減少・少子超高齢社会に対応し、各地域における都市機能の既存ストックを活かした暮らしやすい都市機能集積拠点や生活複合拠点の形成を進め、これらの拠点の周辺に居住を誘導することで人口密度を維持し、一体的かつ持続可能な都市構造を目指します。

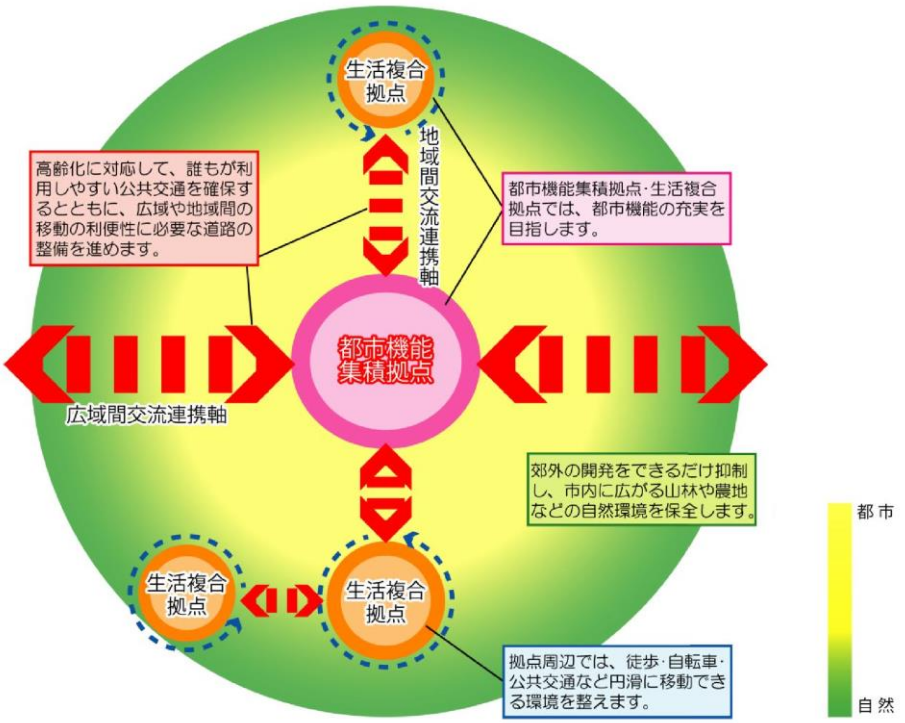

拠点集約型都市構造イメージ

第２章　緑の現状と課題

１　緑の概況

（１）上田市の特色ある緑

本市には、上田城跡公園に代表される歴史と一体となった緑とともに、菅平高原（上信越高原国立公園）や美ヶ原高原（八ヶ岳中信高原国定公園）に代表される美しい自然景観の緑があります。また、千曲川や神川、依田川などの河川に加えて、染屋台グリーンベルトに代表される河川流域に形成された河岸段丘などの緑に特色があります。

その他、稲倉の棚田に代表される農地や里山、旧北国街道沿いの街並みと一体となった緑など、本市の特色ある緑を資産と捉えて、次世代に引き継いでいくことが求められます。

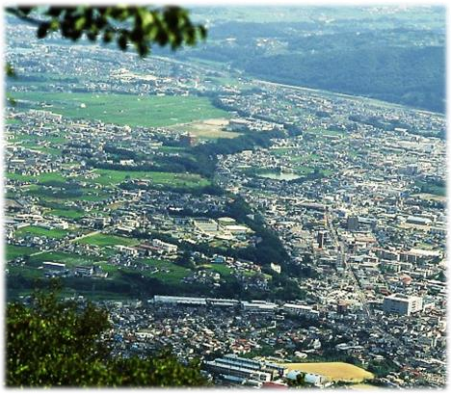

染屋台グリーンベルト

上田城跡公園

美ヶ原高原

稲倉の棚田と里山

北国街道・柳町

コラム　上田市の花

本市では、一年を通じて四季折々の花々を楽しむことができます。これらは季節の訪れを感じられることに加えて、景観・環境資源としても重要な要素となっています。

春（3 月～5 月）

フクジュソウ
(武石地域唐沢地区)

スイセン
(信州国際音楽村)

サクラ
(上田市各地)

ハナモモ
(武石地域余里地区)

ツツジ
(上田市各地)

フジ
(前山寺、信濃国分寺資料館)

夏（6 月～8 月）

ラベンダー
(信州国際音楽村)

アジサイ
(武石地域唐沢地区、塩田平あじさい小道)

ハス
(信濃国分寺、安楽寺)

スイレン
(常楽寺)

バラ
(信州国際音楽村)

スズラン
(菅平高原ダボスの丘)

秋（9 月～11 月）

ヒマワリ
(丸子地域独鈷山麓 宮沢登山道入口)

コスモス
(東山観光農園付近)

ウメバチソウ
(菅平高原根子岳)

（２）自然環境

本市には、菅平高原と美ヶ原高原の南北２つの信州を代表する高原のほか、太郎山や独鈷山など市民に親しまれている多くの里山があり、良好な自然環境を形成しています。

市の中央部には千曲川が東西に流れ、依田川、神川、浦野川などの支流が合流しています。支流沿いには巣栗渓谷、角間渓谷、唐沢の滝など多くの景勝地が存在しています。また、千曲川や依田川、神川の流域沿いには河岸段丘が形成され、段丘に沿って緑地帯が見られます。

塩田平や依田地域には水田地帯が広がり、山間地には人々の手によって棚田が保全されています。

また、塩田平を中心に多くのため池も見られます。

千曲公園から眺めた上田市

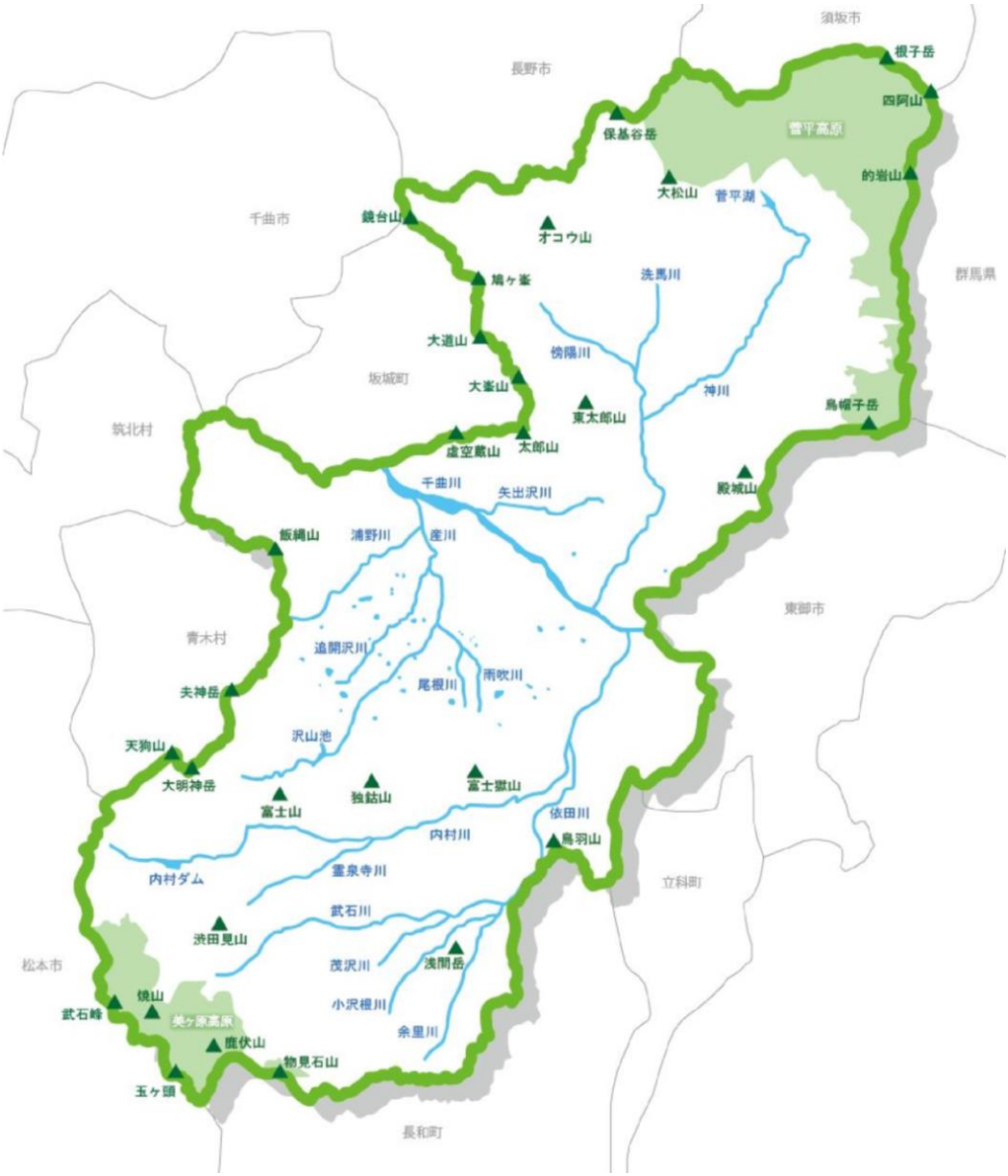

河川・山　分布図

（３）生物多様性・希少動植物

千曲川沿岸の平地は落葉広葉樹が多い低山帯、また菅平高原や美ヶ原高原などは亜高山帯や高山帯となっており、幅広い地形地質による多様な植生と、多くの動植物が生息しています。

絶滅危惧種の植物としては、亜高山帯に生育するホテイランが県の「特別指定希少野生動植物」に、また、ツキヌキソウ、キバナノアツモリソウ、オキナグサ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、サクラソウが「指定希少野生動植物」に指定されており、保護が進められています。また、千曲川を挟む半過岩鼻と下塩尻岩鼻の大岩壁には、モイワナズナが自生しており、本州ではここでしか見ることができない貴重な植生となっています。

動物では、イヌワシが生息し、「特別指定希少野生動植物」として県の条例で保護されており、菅平高原や美ヶ原高原で見られるミヤマシロチョウやミヤマモンキチョウ、オオイチモンジなども、県の希少野生動植物として保護されています。

また、「文化財保護法」による特別天然記念物に指定され、「国内希少野生動物種」に指定されているコウノトリが、上田市の姉妹都市である兵庫県豊岡市から塩田地域のため池などに飛来したことが、平成 25 年９月に確認されています。

その他、国の天然記念物であるヤマネをはじめ、オコジョやヤマメ、ヤリタナゴなどのほか、国蝶のオオムラサキ、市指定文化財のマダラヤンマなども生息しており、本市は生物多様性に恵まれた地域となっています。

モイワナズナ

コウノトリ

オオムラサキ

マダラヤンマ

（４）緑の面積

緑を植物だけでなく「緑のある空間」と捉えた場合、農地、山林、水辺がある河川などが対象となります。

緑の多くは農地、山林が占め、緑の比率は、市域全域で約８６％、都市計画区域内では約７５％となっています。

（単位：ha、%）

区　分	全体面積 (A)	農地	山林	原野、河川敷他	計 (B)	比率 (B/A)
都市計画区域	23,294.0	4,427.3	12,093.4	1,031.4	17,552.1	75.4%
用途地域指定区域内	1,602.5	189.6	10.9	28.7	229.2	14.3%
用途地域指定区域外	21,691.5	4,237.7	12,082.5	1,002.7	17,322.9	79.9%
都市計画区域外	31,910.0	2,033.8	27,687.2	420.8	30,141.8	94.5%
市域全域	55,204.0	6,461.1	39,780.6	1,452.2	47,693.9	86.4%

資料：都市計画図計測値(上田市都市計画基礎調査 2017)

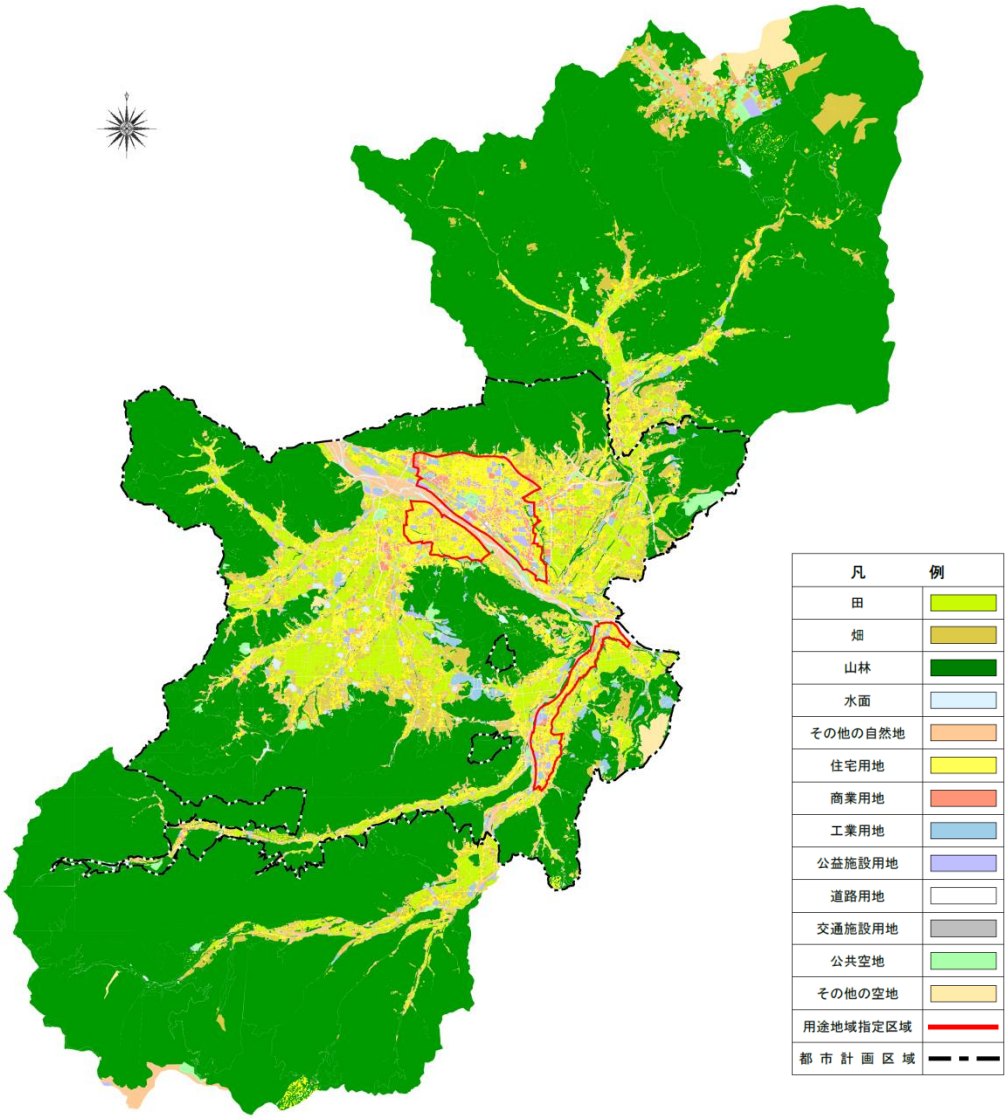

土地利用現況図

（５）公園の面積

公園の種別は、「上田市都市公園条例」に位置付けられた「都市公園」と、農村公園条例等で位置づけられた公園と児童遊園地などの「都市公園以外の公園」に大別されます。

「上田市都市公園条例」では、住民 1 人当たりの都市公園面積の標準は 10 ㎡以上とし、これに対する市民 1 人当たりの都市公園面積は 12.2 ㎡となっており、さらに、都市公園以外の公園の面積を加えると、市民 1 人当たりの公園面積は 18.8 ㎡となります。

◆都市公園

種　別	現　況				標準面積
	箇所数	公園面積 (ha)	１人当たりの公園面積 (㎡/人)	1箇所当たり平均面積 (ha)	１箇所当たり標準面積 (ha)
街区公園	33	8.0	0.5	0.2	0.25
近隣公園	7	11.8	0.8	1.7	2.0
地区公園	6	38.2	2.4	6.4	4.0
総合公園	3	81.9	5.2	27.3	10-50
運動公園	1	19.9	1.3	19.9	15-75
風致公園	1	2.1	0.1	2.1	
歴史公園	1	15.4	1.0	15.4	
都市緑地	3	13.9	0.9	4.6	
都市公園 合計	**55**	**191.2**	**12.2**		

都市公園積(A)	191.2ha
総人口（H27 国勢調査値）（B）	156,827 人
市民 1 人当たりの都市公園面積(A/B)	**12.2 ㎡/人**

◆都市公園以外の公園

種　別		現　況			
		箇所数	公園面積 (ha)	１人当たりの公園面積 (㎡/人)	1箇所当たり平均面積 (ha)
農村公園条例設置公園		16	4.7	0.3	0.3
森林公園・個別条例設置公園		8	37.9	2.4	4.7
体育施設条例設置公園		13	27.4	1.7	2.1
児童遊園地 緑地・広場 その他公園	上田・丸子地域	245	18.6	1.2	0.1
	真田・武石地域	45	15.3	1.0	0.3
都市公園以外の公園 合計		**327**	**103.9**	**6.6**	

都市公園以外の面積(A)	104.0ha
総人口（H27 国勢調査値）（B）	156,827 人
市民 1 人当たりの都市公園以外の面積(A/B)	**6.6 ㎡/人**

◆市民 1 人当たりの公園の面積

都市公園　12.2 ㎡
都市公園以外の公園　6.6 ㎡
すべての公園　18.8 ㎡（12.2 ㎡+6.6 ㎡）

都市公園一覧表

※平成 30 年４月１日現在

種　別	公園名	住　所	開設面積（㎡）
街区公園	北部公園	上田市中央西二丁目12番地	1,700
	東部公園	上田市常田一丁目724番地	1,700
	川西公園	上田市御所384番地	1,700
	染谷第１公園	上田市材木町一丁目21番地9	2,000
	染谷第２公園	上田市材木町一丁目128番地2	4,500
	城下公園	上田市御所191番地1	3,000
	神川公園	上田市蒼久保500番地1	1,100
	常田公園	上田市常田二丁目851番地2	1,000
	緑が丘西公園	上田市常磐城551番地1	1,000
	中央公園	上田市中央五丁目3950番地1	800
	諏訪部公園	上田市常磐城三丁目2387番地	5,000
	西部公園	上田市常磐城四丁目1381番地1	1,100
	黒坪公園	上田市国分421番地口	2,500
	城南公園	上田市中之条345番地6	2,500
	北天神町公園	上田市天神四丁目1980番地6	400
	岩清水公園	上田市殿城3573番地	1,000
	大屋公園	上田市大屋98番地12	1,900
	上田東公園	上田市古里1706番地1	5,800
	矢沢第２公園	上田市殿城1731番地1	1,200
	赤坂公園	上田市殿城4260番地2	3,200
	たけのはな公園	上田市下室賀361番地	900
	新田公園	上田市上田2052番地1	2,500
	御所公園	上田市御所153番地3	1,000
	小井田公園	上田市芳田225番地1	1,500
	千曲町公園	上田市中之条1095番地41	1,500
	川辺町公園	上田市上田原793番地2	5,300
	神畑公園	上田市神畑605番地1	5,400
	長瀬西組児童公園	上田市長瀬3943番地1	2,900
	腰越児童公園	上田市腰越1389番地	2,200
	塩川児童公園	上田市塩川1460番地2	2,200
	四季の里児童公園	上田市上丸子1465番地8	3,500
	箱畳公園	上田市藤原田2番地	4,000
	塩川ポケットパーク	上田市塩川5096番地2	4,500
近隣公園	長池公園	上田市上田原1641番地	13,000
	矢沢公園	上田市殿城1583番地	10,000
	半過公園	上田市小泉3923番地	43,000
	諏訪形公園	上田市諏訪形74番地	19,000
	下塩尻公園	上田市下塩尻1040番地4	10,000
	いにしえの丘公園	上田市下之郷812番地6	11,000
	丸子ベルパーク	上田市中丸子1821番地2	11,700
地区公園	国分寺史跡公園	上田市国分1105番地	55,000
	別所公園	上田市別所温泉2185番地	108,000
	須川公園	上田市諏訪形2880番地4	98,000
	玄蕃山公園	上田市住吉412番地	47,000
	山王山公園	上田市古安曽3507番地1	33,000
	丸子公園	上田市上丸子1912番地	41,000
総合公園	上田城跡公園	上田市二の丸6263番地イ	168,000
	市民の森公園	上田市芳田3780番地4	600,000
	信州国際音楽村公園	上田市生田2937番地1	51,000
運動公園	自然運動公園	上田市下之郷乙935番地	199,000
風致公園	千曲公園	上田市小泉2670番地	21,000
歴史公園	彩りの森公園	上田市東内511番地1	154,000
都市緑地	千曲川市民緑地	上田市国分2034番地	98,000
	中之条緑地	上田市中之条950番地	17,000
	美穂ヶ池市民緑地	上田市大屋66番地1	24,000

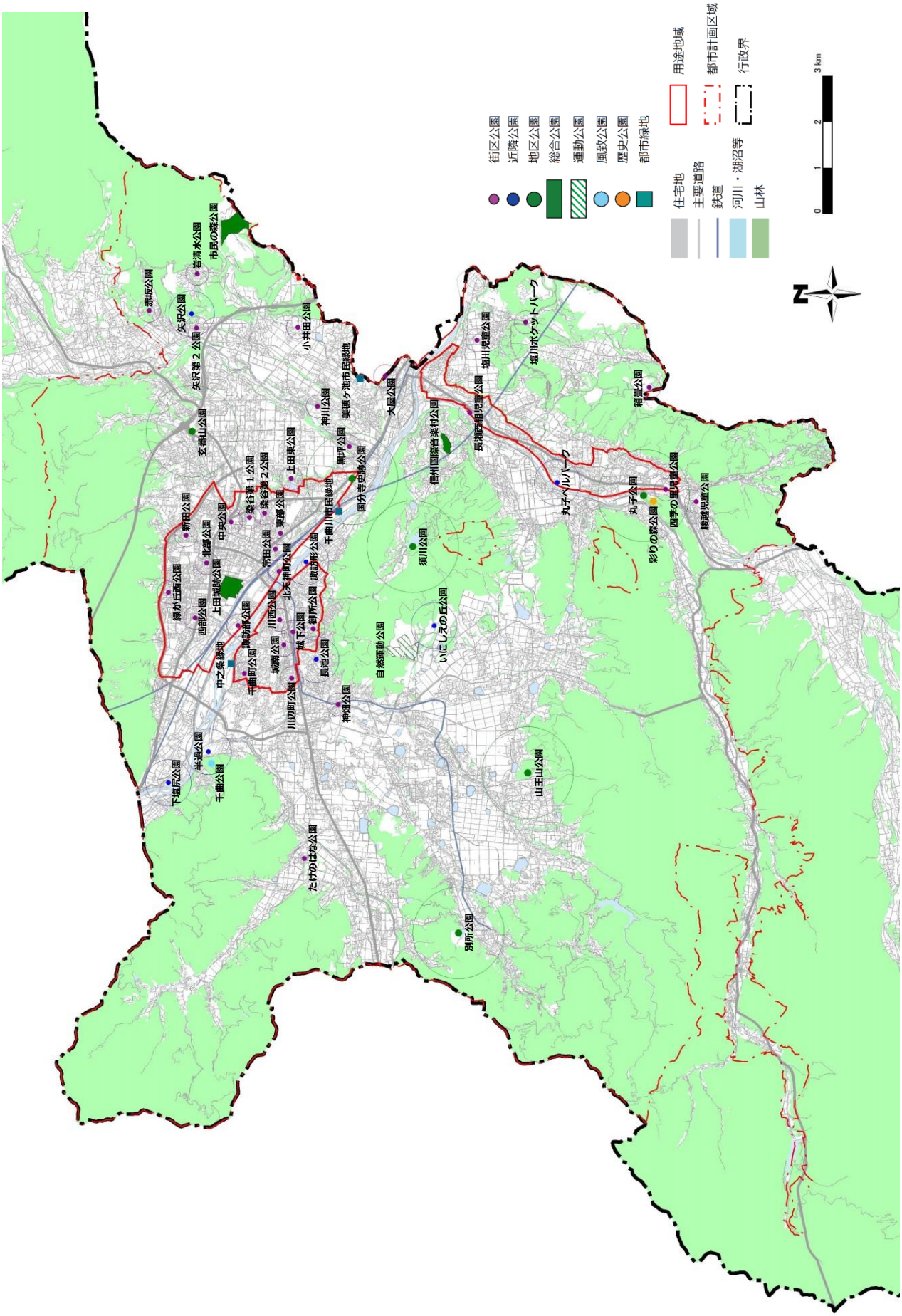
街区公園
近隣公園
地区公園
総合公園
運動公園
風致公園
歴史公園
都市緑地
用途地域
都市計画区域
住宅地
主要道路
鉄道
河川・湖沼等
行政界
山林
0
1
2
3 km
N
岩清水公園
市民の森公園
赤坂公園
矢沢公園
矢沢第２公園
小井田公園
玄番山公園
神川公園
美穂ヶ池市民緑地
大屋公園
黒坪公園
国分寺史跡公園
上田東公園
染谷第１公園
染谷第２公園
東部公園
千曲川市民緑地
新田公園
中央公園
北部公園
上田城跡公園
荒田公園
北天神町公園
諏訪形公園
緑が丘西公園
西部公園
諏訪部公園
川西公園
御所公園
城下公園
千曲町公園
城南公園
長池公園
川辺町公園
神畑公園
自然運動公園
いにしえの丘公園
須川公園
信州国際音楽村公園
塩川ボケットパーク
塩川児童公園
長瀬西組児童公園
丸子ペルパーク
丸子公園
彩りの森公園
四季の里児童公園
箱鼻公園
腰越児童公園
半過公園
下塩尻公園
千曲公園
たけのはな公園
山王山公園
別所公園

都市公園位置図

コラム　都市公園の種別

【都市公園の種別】

種　別	内　　容
街区公園	主として街区に居住する者の利用に供する公園。 標準面積：0.25ha　（誘致距離の標準：250m）
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する公園。 標準面積：2ha　（誘致距離の標準：500m）
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する公園。 標準面積：4ha　（誘致距離の標準：1km）
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園。 標準面積：10～50ha
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供する公園。 標準面積：15～75ha
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るため設置。

【標準的な配置（誘致距離）】

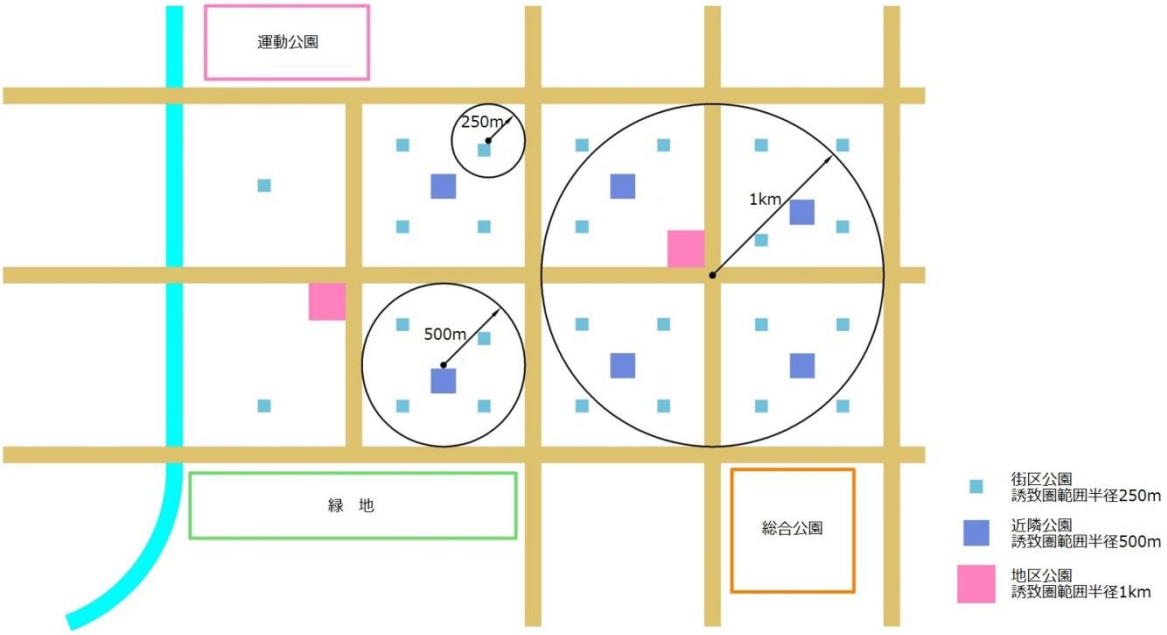

（６）沿道緑化（街路樹）

市道沿いの街路樹は 24 路線整備されています。高木の樹種はトチノキが最も多く、イチョウ、コブシ、カツラ、オオヤマザクラなども多く植栽されています。

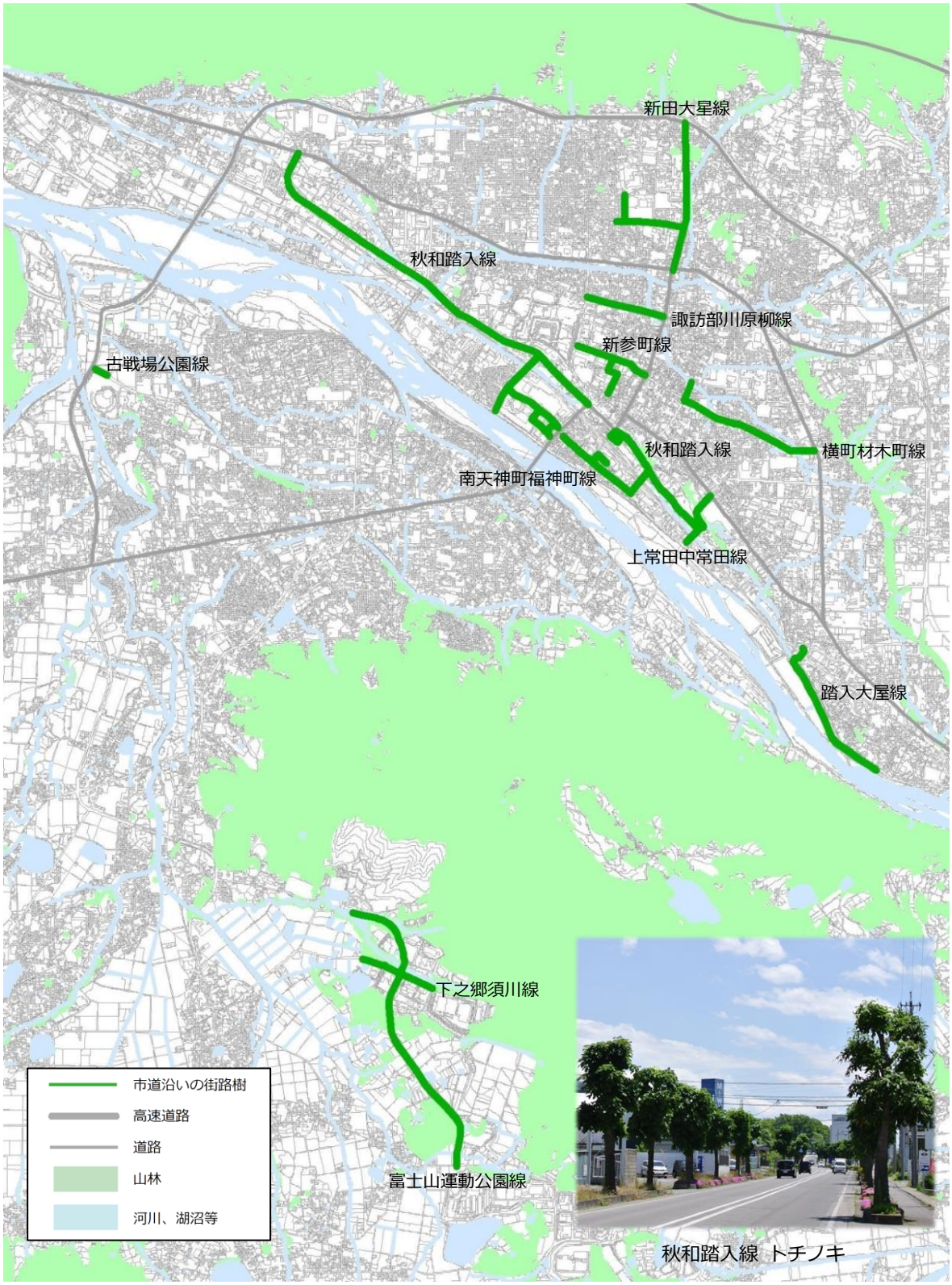

市道沿いの街路樹が整備された路線図と主な路線名

コラム　街路樹リノベーション

上田市の街路樹は植栽後数十年以上を経過するものが増え、大きく成長した街路樹は、都市空間に潤いをもたらし多様な役割を果たしている一方、その一部は大木化や老木化、生育環境の悪化などにより、落枝や根上がり、視界の遮断などにより市民生活に影響を与えています。このため、街路樹のリノベーション（刷新・修復）を図ることを目的として、「安全性の確保」「都市景観の向上」「管理コストの縮減」を柱として、街路樹の樹種転換などにより、「計画的な更新・撤去によるリノベーション」「間伐と剪定管理による景観の向上」「上田市の顔となる街路の形成」を進めていく「街路樹リノベーション指針」を定め、適正な街路樹の管理を進めていく予定としています。

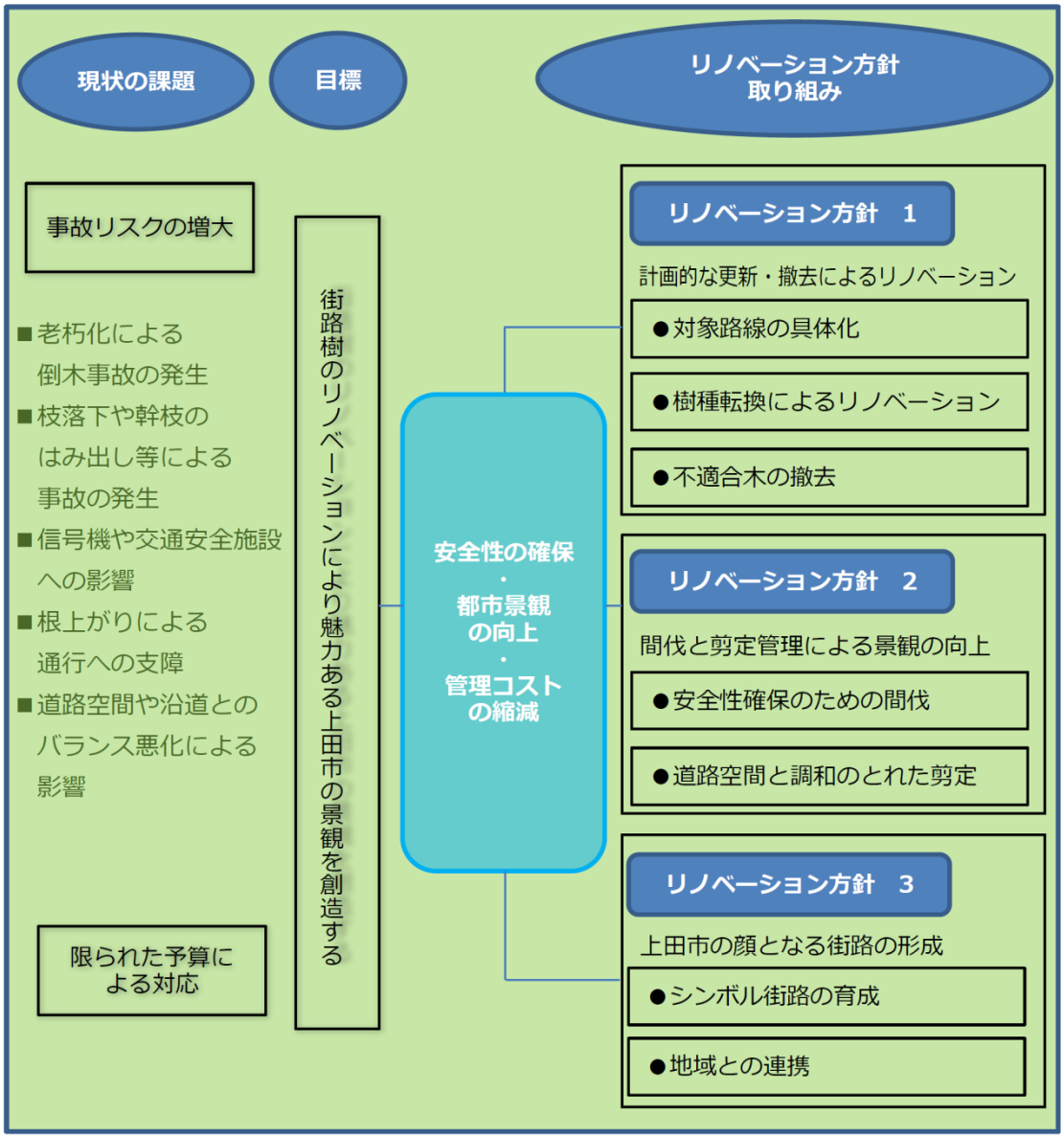

（７）施設の緑化状況

主な公共・公益施設用地、工業用地、商業用地の緑化状況を整理します。

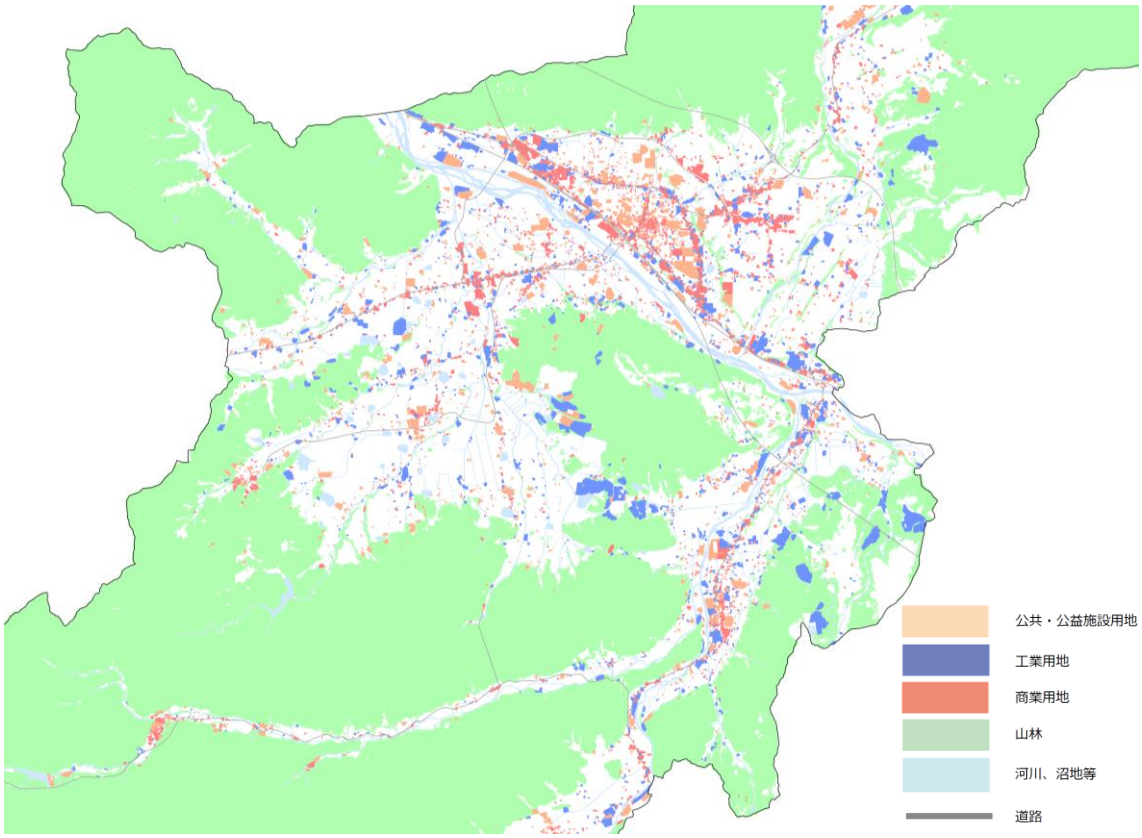

主要な施設位置図

公共・公益施設用地	工業用地	商業用地
平均緑被率：30.4%	**平均緑被率：18.7%**	**平均緑被率：16.2%**
公共・公益施設の調査事例	工業施設の調査事例	商業施設の調査事例
主な立地：中心市街地等	主な立地：沿道、郊外地	主な立地：主要道路沿道
対象規模：1ha 以上 対象箇所：82 箇所	対象規模：3,000～9,000 ㎡ 対象箇所：169 箇所	対象規模：3,000 ㎡以上 対象箇所：274 箇所

※平成 28 年度現況調査による

コラム　上田市工場立地法準則条例での緑地・環境施設の定め

工場立地法で規定されている敷地面積 9,000 ㎡以上、又は建築面積 3,000 ㎡以上である製造業、電気、ガス、熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）の工場に対して、「上田市工場立地法準則条例」（平成 27 年 10 月 1 日制定）は次のように定めています。

●対象区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合・・・・・・・・10%以上
●対象区域における環境施設※の面積の敷地面積に対する割合・・・15%以上

※環境施設とは、緑地に加えて、噴水、水流、池その他修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設など、工場または事業所の周辺の地域の生活環境の保持に役立つ施設をいいます。

コラム　日置電機での緑化の取り組み

■HIOKI フォレストヒルズの森

上田市小泉にある日置電機株式会社は、環境に配慮した製品の提供、環境負荷物質の低減や資源の有効活用に取り組むとともに、緑化活動にも取り組んでいます。

本社がある「HIOKI フォレストヒルズ」は、工場公園を理想の姿として整備されたもので、現在の上田市に本社・工場を移転する 2 年前の 1988 年に「移転に伴う自然破壊を復元させよう」と、社員全員で外周延べ 1.2ｋｍの敷地に約 60,000 本の苗木を植え、「HIOKI フォレストヒルズの森づくり」を実施。このプランは「人間が手をいれる前の、上田市にあったふるさとの森を復活させよう」という試みで、横浜国立大学名誉教授の宮脇氏の指導で、シラカシ、ケヤキ、コナラ等約 40 種類の信州の木々が植樹され、その後、新入社員等による植樹を通じて、現在までに約 92,000 本の木々が植樹されました。

その他、ここには地域にも開放された様々な福利厚生施設もあり、訪れる人々の日頃の健康増進やリフレッシュの場などに幅広く活用されています。

HIOKI フォレストヒルズ

資料：日置電機株式会社ホームページ

２ 緑の利活用

（１）市民活動・地域づくりの場としての活用

本市では、市民の創意工夫によって地域の魅力を高めて、市民の交流を促進する自主的・主体的な取り組みを支援する「わがまち魅力アップ応援事業」を実施しており、緑や環境に関連する事業にも数多く活用されています。

▲築山芝張り作業

▲子供も手伝って芝張り作業

▲24 年度事業終了後の浦野南団地公園

浦野南団地
公園魅力アップ整備事業（H24）

▲圃場草刈り情景

▲種まき情景

▲作業前の集合情景

荒廃農地を有効活用した
地域コミュニティ活性化事業（H24）

▲フードコーナーの一角

▲キャンプ場

「大黒祭」信州上田芸術祭を実施し
上田全市に渡る地域活性化を図るイベント（H25）

鹿教湯里山セラピー
公園活性化事業（H26）

わがまち魅力アップ応援事業の活動事例

（２）花と緑のまちづくり

①生け垣設置への補助

生け垣は、所有する方が緑を楽しむだけでなく、道行く人々の心を和ませ、潤いのある美しいまちづくりへの役割も果たしています。市では、生け垣の設置に対して、一定の条件を満たしている場合、費用の一部を補助する制度を設けています。

②花と緑のまちづくりコンクール

「上田市花と緑のまちづくりコンクール」は、花づくりを通じて美しく潤いのある快適なまちづくりや地域づくりを進めるため、平成 19 年から継続して毎年開催されています。団体、個人、学校の３部門があり、「景観調和」「育成・管理状況」「デザイン・センス」の観点から審査が行われます。例年 40 件程度の応募があり、部門ごとに最優秀賞、優秀賞、奨励賞を決定します。受賞者は市長から表彰され、「広報うえだ」に掲載されるなど、花いっぱいの輪が広まる取り組みが進められています。

花と緑のまちづくりコンクール
第 12 回最優秀賞（一部）

③花の種銀行の取り組み

「花の種銀行」は、花づくりに取り組んでいる市民や、これから花づくりを始めたい市民をサポートするために、平成 13 年４月に設立されました。希望する市民に花の種を貸し出し、花を咲かせ楽しんでいただいた後、採れた種を返却していただき、次に利用される方に貸し出すシステムで、これまでに 900 名を超える方に利用されています。

その他、各自治会などで維持管理されている花壇の紹介、花づくり講習会、花と緑のまちづくりコンクールなどの情報を掲載した「花の種銀行便り」を年２回発行しているほか、花の種銀行の種から育てた花の写真を募集し、市のホームページにも掲載しています。

「花の種銀行」の紹介資料

④花を育て隊

「花を育て隊」は、市が管理している花壇（上田城跡公園、上田駅お城口広場、常田新橋小牧側）に夏苗と秋苗を植栽するボランティア活動組織です。

活動頻度は、夏と秋に各４日間ほど実施し、プラグトレイからポットへの植え替え、花壇への苗の植え付けなどを行います。園児から高齢の方まで、毎回大勢の「花育て隊」が参加しています。

「花を育て隊」の活動

⑤種から育てる花づくり講習会

「種から育てる花づくり講習会」は、本市の気候に合った花の育て方・種まきのポイントについて、講義と実践でわかりやすく解説する講習会です。

年３回開催され、花づくりの初心者からベテランまで、多くの市民が参加しています。講習会は、講義を交えながら、実際に種まきを行う実践形式で、花づくりの基本を気軽に楽しく学べる場となっています。

種から育てる花づくり講習会

⑥道路アダプトシステム制度

「道路アダプトシステム」は、市内にある道路の清掃・美化や、花を育てる活動を市民が自発的に行い、県や市が道具の貸出などを行うことによって活動を支援する制度です。

市民と県・市（道路管理者）がお互いの役割を分担し、協定に基づいて清掃や花植えなどの活動を行っています。

下本郷地区花と緑の街づくり協議会

（３）ウォーキングロード

上田市では、ウォーキングの普及を図っています。ウォーキングは運動としての効果のみではなく、自然・歴史文化・食など様々なテーマと結びつけることで、生きがいづくりや地域づくりにつなげていくことができます。

上田市内には、自然散策、健康づくり、真田氏ゆかりの地巡りなど、多くのウォーキングロードがあります。

市のホームページからウォーキングマップがダウンロードでき、周辺の見どころが解説されています。地域の自然や歴史文化に触れて、ビューポイントから素晴らしい景色を見ることができるなど、楽しくウォーキングできる情報が充実しています。市内各所を散策される市民や観光客にこのウォーキングマップが利用されています。

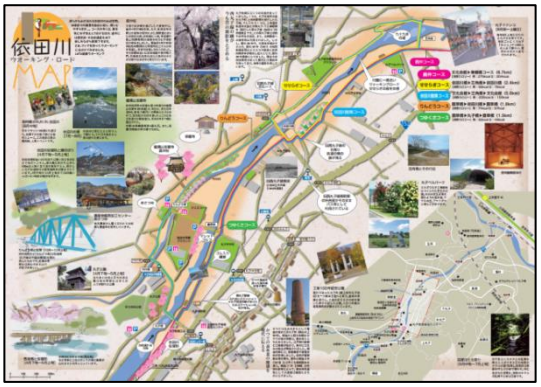

市内各地のウォーキングマップ

３ 緑の管理･育成

（１）公園管理

①都市公園の管理体制

市内には、55 の都市公園が設置されています。行政による維持管理が行われている都市公園のほか、指定管理者(信州国際音楽村、半過公園（上田道と川の駅)）や、地元の自治会（主に街区公園）などに維持管理を委託している都市公園もあります。

②その他公園の管理体制

都市公園以外の農村公園や条例設置公園等については、主に地元の自治会によって維持管理が行われています。

なお、民間事業者等が行う開発行為に伴って整備された児童遊園地・緑地等の維持管理については、遊具の点検や補修は市で行い、草刈などの維持管理作業は主に地元の自治会によって行われています。

信州国際音楽村

上田道と川の駅

（２）街路樹管理

①管理主体

街路樹の管理はその設置主体によって区分されます。市では、主に市道沿いに整備された街路樹の維持管理を行っています。

②年間の維持管理作業

樹種によって詳細な作業内容には違いがあるものの、剪定・除草を作業の基本としており、剪定は年１回、除草は年２回の頻度で行っています。

③沿道の居住者等との連携

沿道に宅地や店舗が集積する区間では、地域と管理に関する役割分担や調整を行い、官民連携により街路樹の育成・管理に取り組んでいます。

近年では街路樹の巨木化、管理協力者の高齢化や管理協力者数の減少などの問題が顕在化しつつあります。

街路樹の維持管理

（３）斜面樹林の保全

①取り組みの概要

「染屋台グリーンベルト」は、上田中央地域と神科・豊殿地域の境界部に位置する全長約 3km の緑地帯で、市街地に近く、豊かな自然体験ができる貴重なエリアです。

本エリアは、平成 11 年度策定の「上田市緑の基本計画」においても、条例等を含め一定の土地利用規制を伴う保全区域指定等の対象として位置付けられていましたが、平成 21 年に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に全域が指定され、開発による樹林の消失のリスクが大きく低減されました。

これを受けて、「地元自治会住民」「市民ボランティア」「地権者」「行政(市)」の４者の連携による「市民との協働による適切な維持管理」の仕組みづくりに重点を置き、より良好な環境として継承していく取り組みが進められています。

染屋の森 自然観察会

②市民との協働による適切な維持管理の仕組みづくり

「染屋台グリーンベルト」は距離が長く、多くの地権者がおり、意向も多様なため、エリアを複数に区分して、保全意欲の高い区域から先行して仕組みづくりが進められています。

その代表が「北沢の森」であり、ここをフィールドとした「里やま体験ボランティア講座」が、市民協働による整備・保全と、その担い手づくりや子供たちの環境学習、遊び場の整備を目的として、平成 20 年度・21 年度に開催されました。約 150 人の地域住民が参加し、斜面樹林の保全活動などが進められました。平成 21 年以降は、「染屋自治会・環境保全委員会」が発足し、県の「元気づくり支援金」の交付等を受けながら、地元住民・一般ボランティア・行政の協働による整備作業が続けられました。

現在は、当時の組織を母体とした管理組織と市の間で管理協定等も締結されており、斜面樹林が適切に維持管理されています。

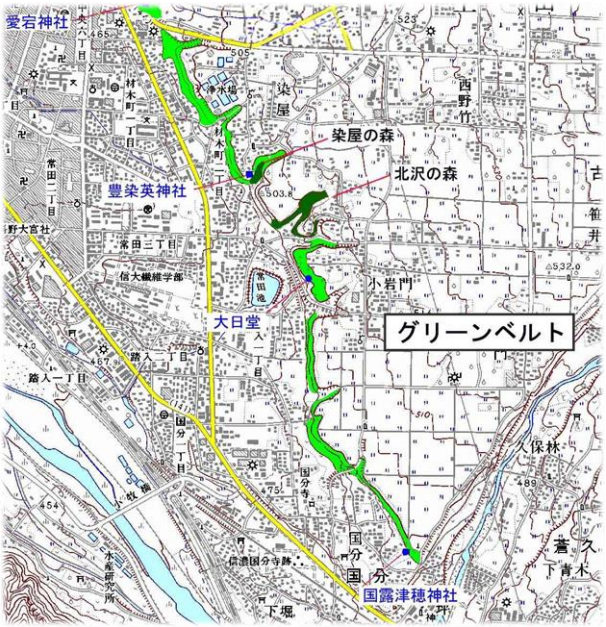

染屋台グリーンベルト

コラム　染屋台グリーンベルトの保全

【取り組みの経緯】

「染屋台グリーンベルト」の保全について、平成 16 年度以後、地権者や関係者との保全のための規制についての意見交換やアンケート調査、委員会形式での協議が進められてきました。その後、平成 21 年には、土砂災害防止法（平成 13 年度制定）による土砂災害警戒区域に指定され、開発行為によって樹林が失われる可能性が大きく低減されました。

これにより、染屋台グリーンベルト内の「木が切られる」「樹林が失われる」ケースとしては、下図の場合が想定されるため、その対策として「持続可能なボランティア組織」を育成しながら、「地元自治会住民」「市民ボランティア」「地権者」「行政(市)」の 4 者の連携による「市民との協働による適切な維持管理」の仕組みづくりに重点を置くことになりました。

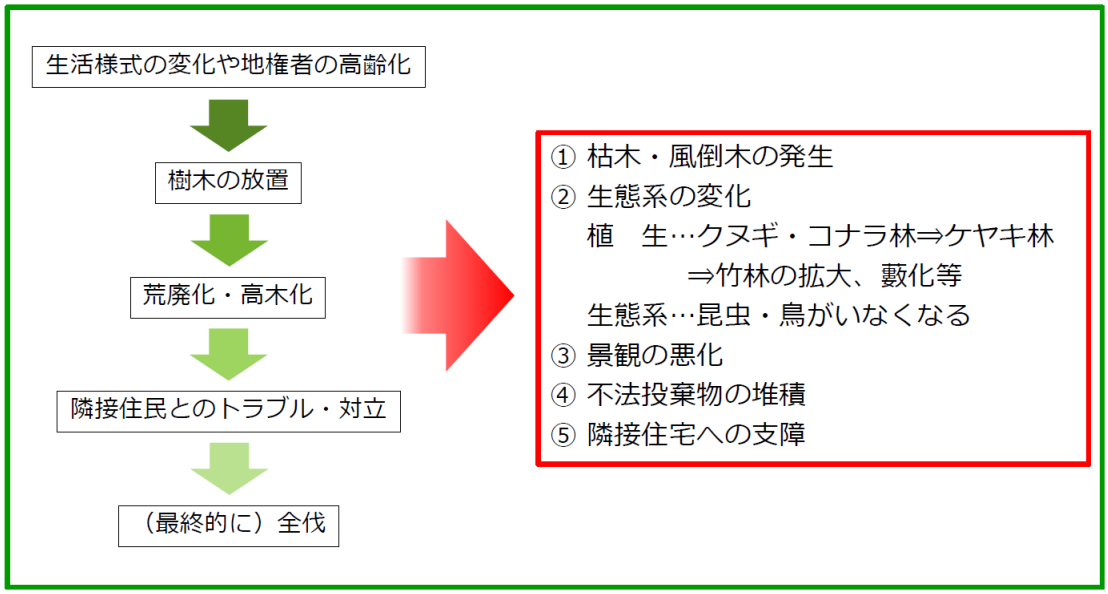

染屋台グリーンベルトの木が切られる・樹林が失われる可能性

染屋台グリーンベルト内を 10 ブロックに分けた中で、その単位ごとに異なる地権者の意向も踏まえた体制づくりにこれまで取り組んできました。

しかし現在では、染屋台グリーンベルトの地権者の中には、高齢化などにより樹林の維持管理が困難な状況から、市に寄付を申し出る場合も少なくありません。そのため、寄付受け入れの条件として、良質な緑が存在すること、一般市民ボランティアにより管理が可能な状態であること、管理団体が存在することなどを定めて対応を進めています。

（次ページへ）

コラム　染屋台グリーンベルトの保全

【取り組みの経過】

◆平成 16 年 11 月　染屋台グリーンベルト保全検討委員会の設置
・継続的に保全策を検討する必要性や保全に関する意見を広く市民から求めるため、地権者・隣接者及び有識者で構成する保全検討委員会を組織。

◆平成 16～20 年度　保全検討委員会開催（計 11 回）
・現地調査及び緑地保全策を検討。

◆平成 17 年・19 年　地権者説明会開催
・地権者及び関係自治会へ保全の必要性と保全制度等の説明会を実施。

◆平成 17～19 年度　地権者アンケート・意向調査
・まちづくり交付金事業（平成 17 年度～20 年度）として、(1)境界確認、(2)散策道整備、(3)森林整備（散策道周辺除間伐）を実施。あわせて地権者アンケートや聞き取りにより、緑地保全の意向を確認。

◆平成 20 年 3 月 25 日　第 10 回染屋台グリーンベルト保全検討委員会
・地権者への意向調査の結果をもとに、保全検討委員会として都市緑地法の緑地保全制度である特別緑地保全地区の導入及び指定範囲（第 4、6、7 ブロック）の方針を出す。

◆平成 20 年度　まちづくり交付金による提案事業を実施
・(1)染屋台グリーンベルト保全・啓蒙活動推進業務委託。
・(2)「北沢の森」里やま体験ボランティア講座（全 6 回）を実施。

◆平成 21 年 3 月 16 日　土砂災害警戒区域としての指定
・土砂災害防止法の土砂災害警戒区域として、染屋台グリーンベルトのほぼ全域が指定される。

◆平成 21 年 3 月 25 日　第 11 回染屋台グリーンベルト保全検討委員会
・土砂災害警戒区域指定を踏まえ、特別緑地保全地区の導入については再検討する。
・染屋自治会では平成 21 年 1 月 3 日の自治会総会で「北沢の森」での緑地保全活動の母体として、規約改正により「環境保全委員会」を設置し、具体的な活動を開始。

◆平成 21・22 年度　長野県元気づくり支援金事業を「北沢の森」で実施
・「北沢の森」里やま整備ボランティア講座（全 5 回）の実施。
・「北沢の森・整備構想」の作成。
・整備構想に基づくボランティア作業の実施。
・後継樹育成、樹種転換のための支障木伐採。
・交流事業（ウォーキング、カブトムシ幼虫育成、どんぐり返しなど)の実施。

◆平成 23 年 7 月　「染屋の森」（第 4 ブロック）の土地が地権者から寄附される
・管理については、これまで同様に「染屋の森の会」で実施することを確認。
・管理協定を地権者、上田市、染屋の森の会で締結する。

◆平成 24 年 3 月　「北沢の森」（第 6 ブロック）の管理協定
・管理協定を地権者、上田市、染屋自治会・環境保全委員会・隣組で締結する。

（４）地区計画

「地区計画」は、地域の個性に合わせて、適正な都市機能と健全な地区環境を将来にわたって確保するための身近なまちづくりのルールです。具体的には、建築できる建物やその建物の高さ、道路からの距離、垣やフェンスの構造の制限や、緑化や広告物に関するルール等があります。区画形質の変更や建築物の建設、工作物の建設等を行う場合、事前に届出が必要になります。

上田市では､｢天神三丁目地区｣のみが｢地区計画｣として定められています。

天神三丁目地区

（５）景観づくり協定・景観育成住民協定

「景観づくり協定」は､｢上田市景観条例｣に基づいて、一定の区域内に存する土地、建築物、工作物又は広告物の所有者等が、優れた景観の形成について地域のルール等を定めた協定を結び、市が良好な景観形成に寄与するものとして認定することで、地域景観の向上を図っていく制度です。

現在、市内では 7 地区で協定が結ばれており、これらの地区は「長野県景観条例」に基づく「景観育成住民協定地区」としても認定されています。

【景観づくり協定認定】

①しなの木通り景観協定
②柿ノ木地区景観協定
③柳町景観協定
④中央通り景観協定
⑤天神商店街景観協定
⑥ウッディヒルズ馬坂景観協定
⑦ビュータウン茂沢景観協定

ウッディヒルズ馬坂

柿ノ木地区

（資料：長野県ホームページ）

（６）松枯れ対策・森林整備

①被害状況

上田市は県下最大の松くい虫被害地域となっており、被害量は過去 10 年で 18,000 ㎥前後で推移しています。

伐倒駆除、薬剤の地上散布による防御帯の形成、松以外への樹種転換、樹幹注入等、条件や場所に応じて、様々な手法を選択しながら、松くい虫による被害の拡大防止に努めています。

樹種転換された地域

②被害木の有効活用

松くい虫被害が大きい地区では、市有林のアカマツを伐採し、木材としての利用やバイオマス発電用材としての売却を行っています。

松くい虫被害により枯れたアカマツでも、枯れたばかりのものは強度があり、オブジェやベンチなどの材料として活用できます。

平成 28 年 6 月に開催された全国植樹祭の会場整備の一環として、伐採したアカマツを歩道用チップ材、看板・ベンチに活用したほか、バイオマス発電の材料として売却を行いました。

被害木の活用事例

（７）樹木保全

「上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」に基づいて、良好な環境を確保するため、又は良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を、保存樹木又は保存樹林に指定することができます。

平成 30 年度現在、指定されている保存樹木の本数は 43 本、保存樹林は 13 箇所となっており、保存樹木又は保存樹林の剪定に必要な経費に対して、市から補助を行っています。

保存樹木がある芳泉寺

（８）耕作放棄地対策

本市の総農家数、経営耕地面積は、年々減少する傾向にあります。その中で耕作放棄地面積は、ほぼ横ばいで推移しています。

現在、上田農業再生協議会が実施主体となって、耕作放棄地の有効利用が進められています。中山間地の遊休農地を整備して、規模拡大を目指す他地域の野菜農家の出作※を促す取り組みや、地域・行政・事業者が連携して遊休農地を再生し、地域住民による種まきや食体験などを実施する取り組み等が行われています。

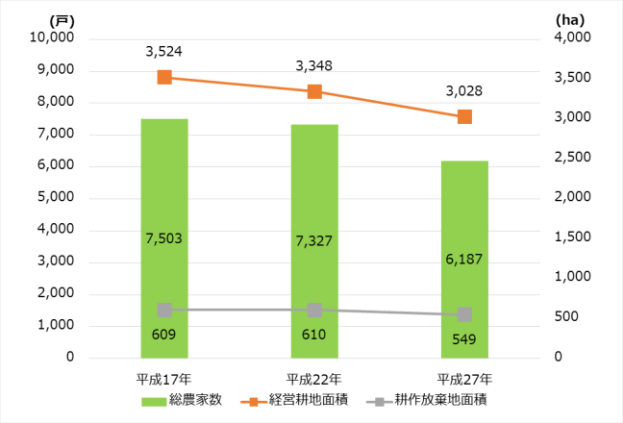

総農家数・経営耕地面積・耕作放棄地面積の推移

出典：農林業センサス

※出作（でさく）：ある地域の住民が別の地域にある田畑を耕作すること。

（９）市民農園

市民農園は、農地を持たない市民を対象に、レクリエーションとしての自家用野菜･花の栽培､高齢者の生きがいなど、多様な目的のために小面積の農地を提供する場として位置付けられています。

市で運営する農園と個人で設置する農園があり、平成 30 年 4 月現在、設置箇所は合計で 22 箇所、内訳は上田地域 16 箇所､丸子地域 2 箇所､真田地域 4 箇所、総面積は 35,551 ㎡となっています。1 年契約で利用できる仕組みで、合計 236 区画に対して 198 区画が利用されており、利用率は 82.6%となっています。

市民農園（事例）

（10）長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会による環境維持

多面的機能支払交付金制度は、農業・農村が有している国土の保全、水源かん養、景観の形成等の多面的機能の維持発揮を図るため、農地や水路、農道等の地域資源や農村環境の保全管理のための共同活動を支援する制度であり、長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会が実施しています。

市内の 40 以上の組織がこの制度を活用して、農村環境の保全活動に取り組んでいます。

法面緑化保全活動（下之郷水土里まもり隊）

農作業体験による住民交流活動（八木沢水土里会）

（11）特定外来生物対策

市内を流れる河川の河畔を中心に、特定外来生物に指定されているアレチウリが繁茂し、在来の生態系を破壊し動植物に悪影響を及ぼすものとして懸念されています。

長野県は、毎年６月を「アレチウリ駆除強化月間」として駆除活動を推進しており、市内でも自治会ごとに、アレチウリの駆除活動が行われています。

アレチウリ駆除の様子（神畑地区）

コラム　水源かん養

雨水や農業用水の一部は、地中に浸透して地下水となって、下流域で生活用水などに利用されます。また森林や水田などは、雨水を一時的に貯留して、時間をかけて徐々に水を地中や下流へ流すことで、洪水を緩和し、川の流量を安定させる働きがあります。

このように雨水を地中に浸透させて、ゆっくりと流出させる機能を、水源かん養機能と呼びます。

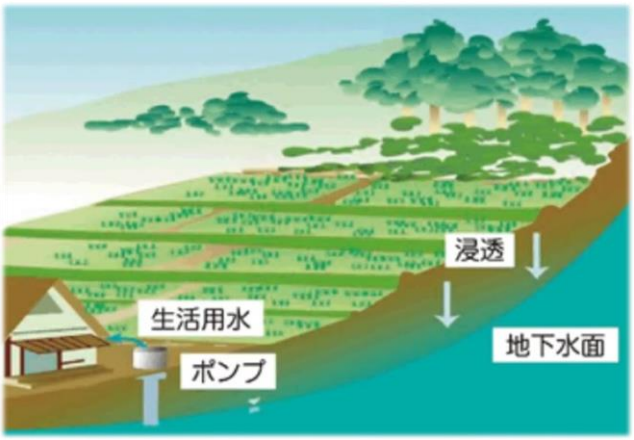

資料：農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮（農林水産省ホームページ）

コラム　クラインガルテン

クラインガルテンとは、ドイツ語で「小さな庭」を意味し、「滞在型市民農園」とも呼ばれています。

豊殿地域の岩清水地区では、棚田や山並みの景観を活かしたクラインガルテンの整備を進めています。（P70）

農家の方とふれ合いながら農作業の指導を受けたり、地元行事やイベントに参加したりしながら、ゆったりと田舎暮らしを体験することができます。

資料：信州松本・奈川クラインガルテン（滞在型市民農園）（松本市ホームページ）

４ 市民の意識

（１）既存調査の把握

上田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート（平成 25 年度）

・ 子育ての環境整備を充実させるために希望する支援策として、公園や広場などの整備に関する回答の割合が高くなっています。

・ 子育て支援の観点からも、本市における公園や広場を充実させていく必要があります。

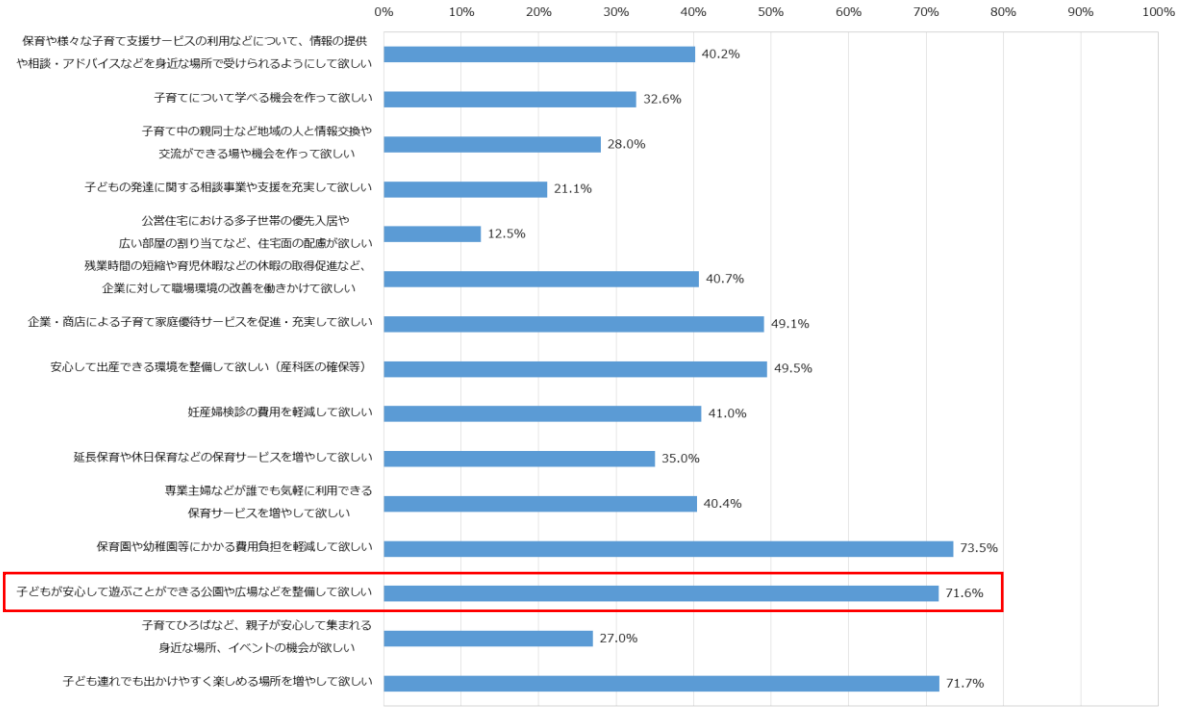

（２）公園・緑のまちづくりに関する市民意識調査

【調査の概要】

「上田市緑の基本計画」の策定にあたり、本市の緑に関する現状の評価や公園の利用の実態、今後必要な緑のまちづくりへの取り組みなどついて、市民の意識を把握するため「公園・緑のまちづくりに関する市民意識調査」を実施しました。

■調査実施期間	平成 29 年 1 月 13 日～1 月 27 日
■調査対象者	市内在住の 18 歳以上の方（平成 29 年 1 月 1 日現在）の中から無作為抽出した 2,500 名
■調査方法	郵送配布・郵送回収
■調査票	A4 縦 全 4 ページ
■回収数	909 通（回収率：36.4%）

【調査の結果】

①上田市内の緑の量や質、様々な空間の緑化の状況（選択肢Ａ～Ｇ）

・ 市全体の「A.緑の量」に比較して、「B.緑の質」に対する評価が低くなっています。

・ 市全体の「C.公園の量」「D.公園の質」に対する評価が低くなっています。

②上田市の緑の保全と育成について（選択肢Ｈ～Ｌ）

・ 「I.河川・山林の緑の保全」「L.環境学習、意識啓発、情報発信状況」に対する評価が低くなっています。

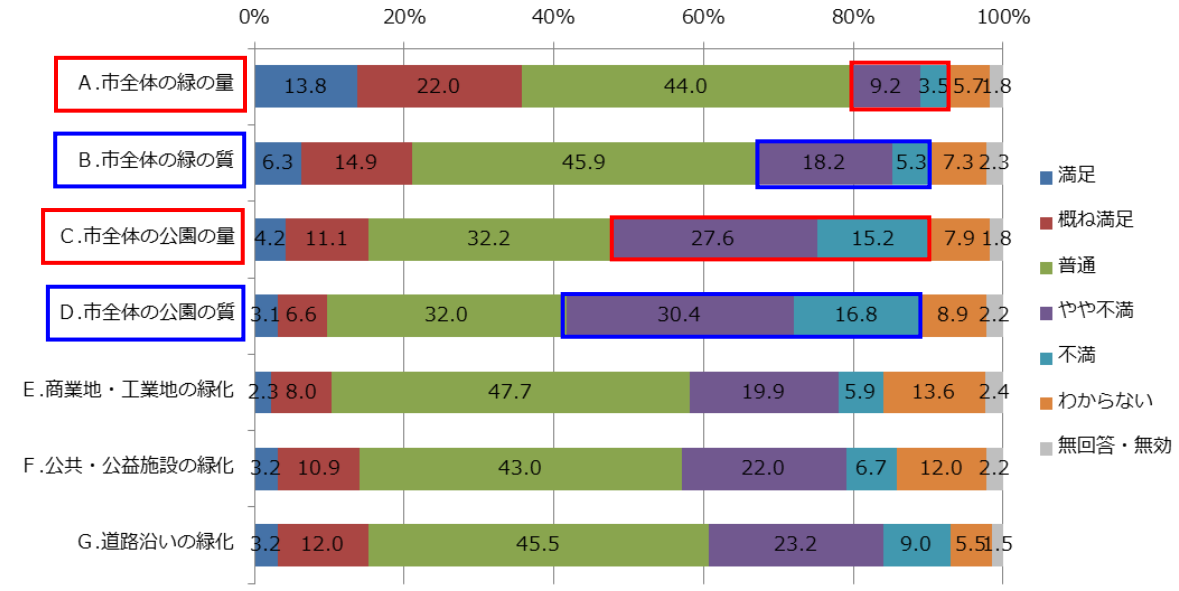

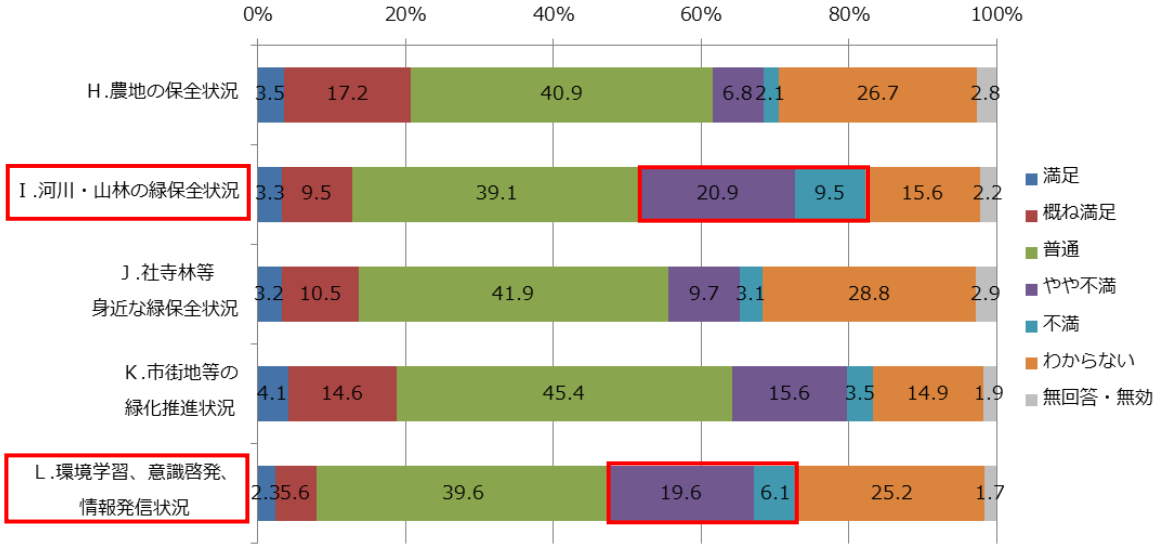

③公園の量と質に対する世代別の評価

・ ①の設問のうち、「公園の量」及び「公園の質」に対する世代別の回答を見ると、30 歳未満の方や子育て世代において、「公園の量・質」に対する評価が特に低くなっています。

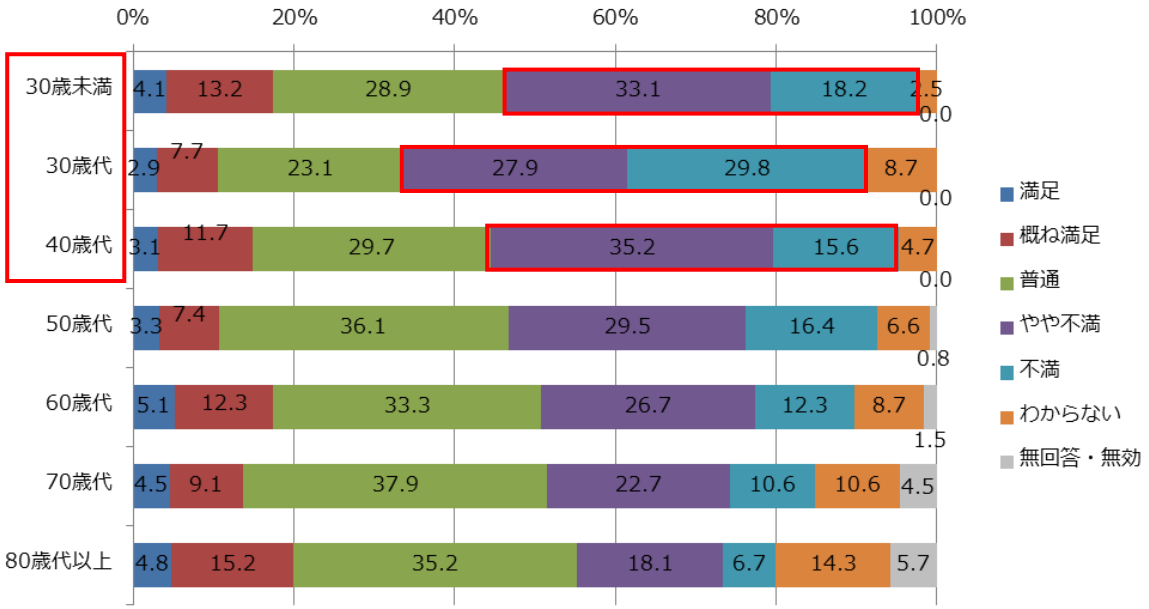

「公園の量」に対する世代別評価

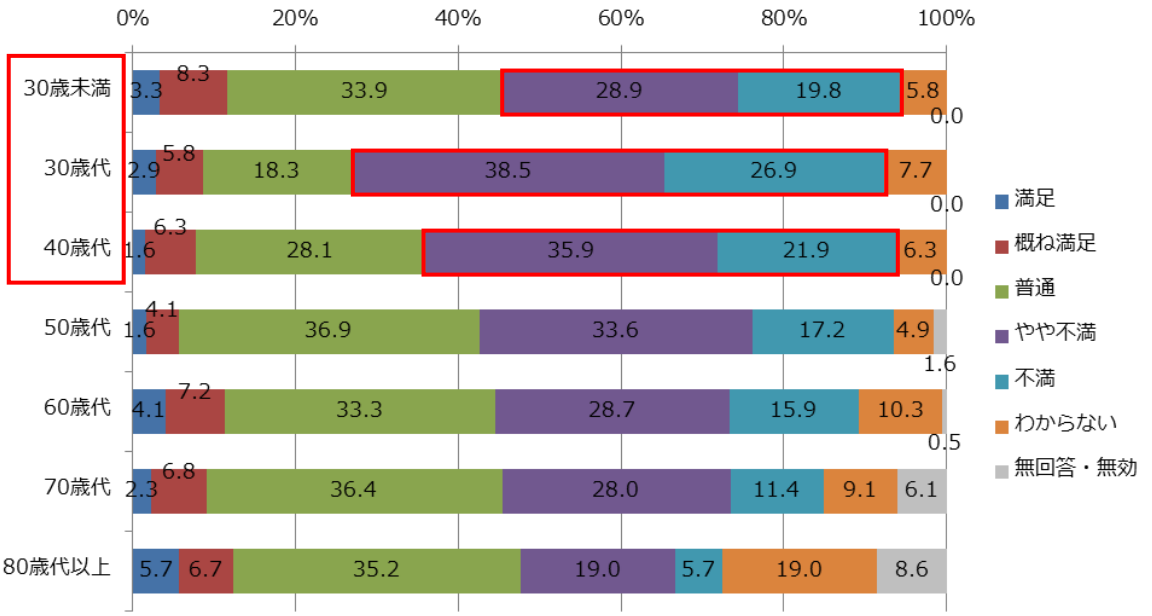

「公園の質」に対する世代別評価

④1 年間で公園に行く回数

・　1 年間に公園に行く回数は、「ほとんど行かない」が 25.1%と最も高く、「年に 1～2 回」の割合も 23.1%と高くなっています。

・　公園によく行く（利用が年に 3～4 回以上）割合は、46.3%となっています。

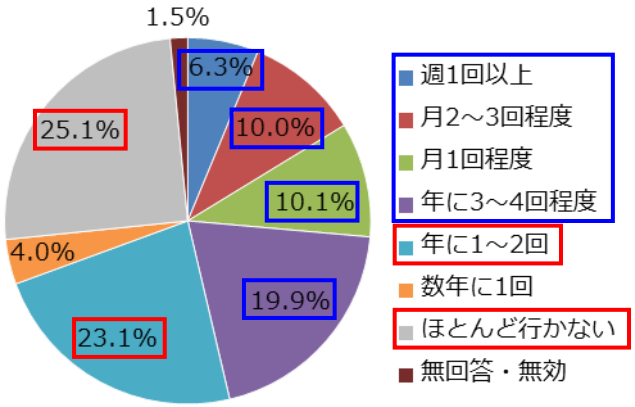

⑤よく行く公園

・ 徒歩や自転車でよく行く公園、自動車でよく行く公園いずれについても「上田城跡公園」が最も多くの回答を得ています。

・ 自動車でよく行く公園は、近隣自治体の公園が半分程度を占め、なかでも東御市の「東御中央公園」の回答が全体で 2 番目に多くなっています。

徒歩や自転車でよく行く公園

地域名	徒歩や自転車でよく行く公園名	回答数
上　田	上田城跡公園	93
	美穂ヶ池市民緑地	10
	国分寺史跡公園	9
	山王山公園	8
	長池公園	7
	玄蕃山公園	7
	西野竹公園	6
	上田古戦場公園	6
	千曲町公園せせらぎ広場	4
	新田公園	4
	自然運動公園	4
	神畑公園	3
	染谷第2公園	2
	川辺町公園	2
	諏訪形神社境内の公園	2
	上野が丘公民館広場	2
	黒坪公園	2
	御所公園	2
丸　子	丸子ベルパーク	15
	丸子公園	11
真　田	真田町運動公園	4
	荒井公園	2
	御屋敷公園	2
	信綱寺緑地公園	2
青木村	ふるさと公園あおき	2

自動車でよく行く公園

自動車でよく行く公園名	回答数
上田城跡公園	136
東御市 東御中央公園	41
丸子公園	10
丸子ベルパーク	10
市民の森公園	9
青木村 ふるさと公園あおき	8
長池公園	6
信州国際音楽村公園	5
上田道と川の駅	5
玄蕃山公園	5
佐久市 市民交流ひろば	4
山王山公園	4
坂城町　びんぐしの里公園	3
上田古戦場公園	3
国分寺史跡公園	3
長野市 城山公園	2
長野市 南長野運動公園	2
松本市 アルプス公園	2
安曇野市 国営アルプスあづみの公園	2
神畑公園	2

※**橙色表記**は市外の公園

⑥公園をあまり利用しない理由

・１年間の公園の利用頻度が年１回以下の回答者について、公園をあまり利用しない理由は「行く理由がない」が 42.5%を占めています。

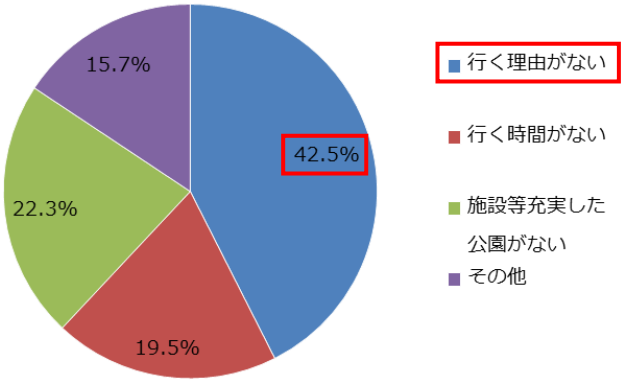

⑦今後、改善や整備に力を入れるべき公園

・ 今後、改善や整備に力を入れるべき公園について、「芝生、水辺、遊具が整い、家族連れが長時間過ごせるような公園」が 50%以上と最も多くの回答を得ています。

	これからの上田市が改善や整備に力を入れるべき公園についてお聞きします。 ※複数回答	回答数	回答率（%）
1	芝生、水辺、遊具等が整い、家族連れが長時間過ごせるような公園	509	56.0
4	健康増進、健康づくり、スポーツ推進に役立つ公園	390	42.9
2	暮らしの空間に花や彩りが充実し、イベント等で交流ができ、潤いをもたらすような公園	330	36.3
5	災害時の避難などの防災対策に重点をおいた公園	319	35.1
3	市内の主要な観光拠点の周遊性を高め、賑わいを生み出す公園	197	21.7
6	自然体験、農村体験、里山体験など自然とのふれあいを充実させた公園	188	20.7
7	その他	54	5.9
	合計	909	

⑧最近１年間で緑と関わった機会

・ 最近１年間に身の回りの緑にふれる機会は、「あった」が 52.5%と半数以上を占めています。

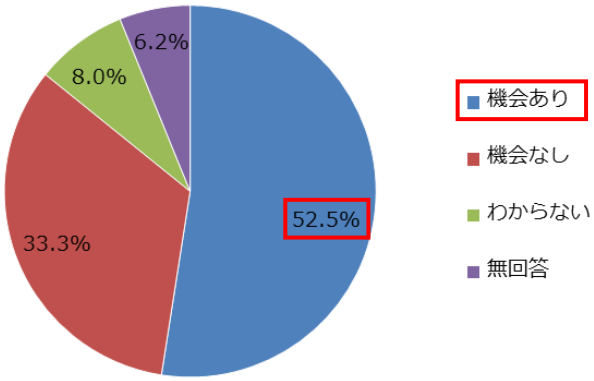

⑨現在参加・実践している活動、今後参加・実践してみたい活動

・ 現在参加し実施している活動は、「庭づくり」に関する活動が上位を占め、次いで「農作業」に関する２項目が続いています。

・ 今後参加し実践したい活動は、多い順に「家庭菜園・市民農園で野菜づくり」「自宅を鉢やプランターで花を飾る」「公園、河川、道路等の清掃や緑の維持、緑化活動への参加」となっています。

	ここ１年で緑にふれあう機会に関し、あなたが現在参加し実践している活動は何ですか。 ※複数回答	回答数	回答率（%）
C	自宅の庭木を手入れする	410	45.1
A	自宅の玄関先、ベランダ、敷地まわりなどに鉢やプランターで花を飾る	409	45.0
B	自宅の敷地まわりは生垣などにしたり、庭に樹木や植物を植えて緑を増やす	307	33.8
E	家庭菜園や市民農園で野菜づくり等に取り組む	268	29.5
F	水田、畑などで農業生産に携わる	184	20.2
I	地区や地域の公園、河川、道路等の清掃や緑の維持、緑化活動に参加する	148	16.3
D	勤務先で鉢植え、庭づくりなどの緑化活動に取り組む	89	9.8
J	地域を特色付けるような緑（神社や斜面林）に手入れの作業に関わる	51	5.6
G	花や緑に関わるサークル、グループ活動に参加し、緑化に取り組む	31	3.4
H	環境学習や自然観察会、森づくり等の活動に参加する	11	1.2
K	その他	4	0.4
	合計	909	

	ここ１年で緑にふれあう機会に関し、あなたが今後参加し実践したい活動は何ですか。 ※複数回答	回答数	回答率（%）
E	家庭菜園や市民農園で野菜づくり等に取り組む	123	13.5
A	自宅の玄関先、ベランダ、敷地まわりなどに鉢やプランターで花を飾る	118	13.0
I	地区や地域の公園、河川、道路等の清掃や緑の維持、緑化活動に参加する	115	12.7
H	環境学習や自然観察会、森づくり等の活動に参加する	108	11.9
B	自宅の敷地まわりは生垣などにしたり、庭に樹木や植物を植えて緑を増やす	95	10.5
C	自宅の庭木を手入れする	90	9.9
G	花や緑に関わるサークル、グループ活動に参加し、緑化に取り組む	81	8.9
J	地域を特色付けるような緑（神社や斜面林）に手入れの作業に関わる	78	8.6
F	水田、畑などで農業生産に携わる	65	7.2
D	勤務先で鉢植え、庭づくりなどの緑化活動に取り組む	56	6.2
K	その他	8	0.9
	合計	909	

⑩身の回りの緑や公園に対する困りごと

・困りごとが「ある」が 55.0%で半数以上となっています。

・困りごとの上位は、「空き家等の庭木の放置・繁茂」「枝葉の繁茂、倒木等の交通上の危険箇所の存在」、「害虫発生・野鳥のねぐら」「落ち葉掃除の負担」などとなっています。

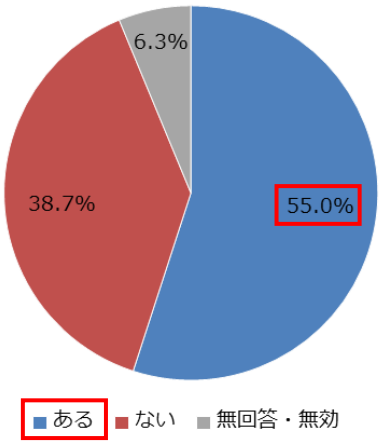

⑪今後の緑のまちづくりで力を入れるべき視点

・「上手に整備し増やす」が最も多く 36.3%、次いで「適切かつ継続的な維持管理・継承」が 35.4%となっています。

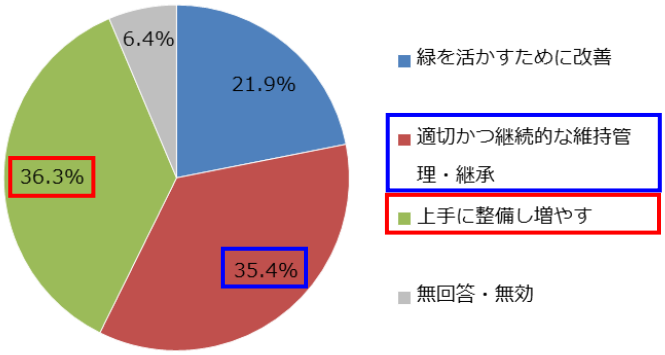

⑫公園や広場の整備・活用等の取り組み

・　「既存公園の維持管理・活用」、「既存公園のリニューアル･改善」の回答がやや多くなっています。
・　「新しい公園の整備」「利用の少ない公園の整理統合・再編」の回答も 20.1%、20.0%となっています。

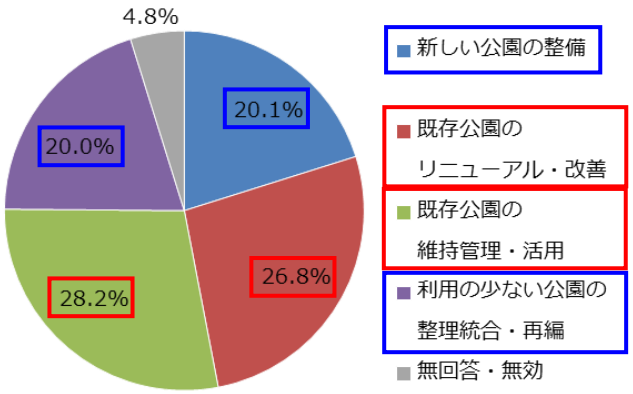

⑬緑化推進の取り組み

・　「道路緑化、街路樹の充実など公的空間の緑化」が特に求められています。
・　次いで､「緑化活動の機会創出、支援制度充実」が求められています。

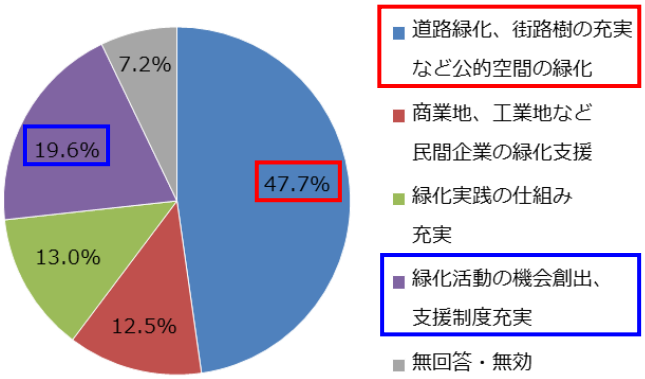

⑭民有地の緑の保全・活用

・「松枯れ対策等健全な森づくり」が特に求められています。
・　「剪定枝等をリサイクルする仕組み充実」､「市街地の農地や耕作放棄地の農業体験利用」も求められています。

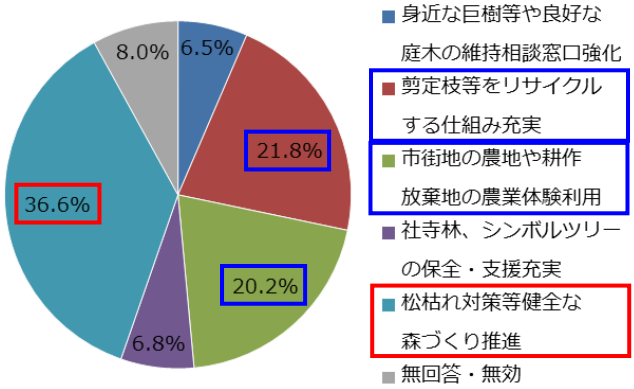

５ 緑の評価と課題

（１）これまでの緑の施策に対する評価

「旧上田市緑の基本計画」及び「旧丸子町緑の基本計画」に基づいて、本市で取り組んできた公園・緑地施策について評価します。

①都市公園面積の増加

旧上田市で 147.2ha（平成 11 年）、旧丸子町で 19.7ha（平成 7 年）であった都市公園面積は、平成 30 年 4 月時点で、両地域合わせて 191.2ha となり、24.3ha 増加しています。当時の人口（旧上田市:121,960 人、旧丸子町：25,350 人）で換算して 11.3 ㎡であった 1 人当たりの都市公園面積は 12.2 ㎡となりました。

②旧上田市緑の基本計画（平成 11 年度策定）に基づく取り組み

中央地域の旧一中跡地の緑地整備、玄蕃山公園拡張、美穂ヶ池市民緑地の整備、仁古田新池マレットゴルフ場整備等、東山の大規模な公園整備を除いてほとんどの事業計画が実現に至っています。

地域ごとに定められた重点施策に関しては、都市の緑の保全対象として重要な位置付けであった染屋台河岸段丘の斜面樹林の保全の仕組み（土砂災害防止法による土地利用規制・地域との連携による保全管理の体制や管理協定締結等）が構築されました。

豊殿地区の稲倉の棚田など特色ある景観の保全（日本の棚田百選認定）、塩田地域の拠点となる山王山公園の整備（平成 20 年開園）なども重点施策の成果としてあげられます。

このほか、花の種銀行、花と緑のまちづくりコンクールなど、花と緑のまちづくりの取り組みや、生け垣設置に対する助成等が進められてきました。

③旧丸子町緑の基本計画（平成 11 年度策定）に基づく取り組み

信州国際音楽村一帯や陣場台地一帯の緑の整備、丸子ベルパークの整備、丸子公園の施設改修の 4 つに重点が置かれ、より市街地に近いエリアの公園や緑地の整備活用が進められました。

東内、西内、腰越の拠点づくりについて、霊泉寺温泉や、鹿教湯温泉などの観光利用のあるエリアでは、「わがまち魅力アップ応援事業」等を通じて市民主体による環境整備等が行われてきました。

（２）緑を取り巻く課題の整理

社会動向の変化や、本市の緑の特性や活動実績、市民アンケート調査の結果より、本市の緑を取り巻く課題を以下に整理します。

①人口減少・少子超高齢社会への対応

人口減少・少子超高齢社会が進行する中、「緑」のあり方も変わっていきます。

本市では、平成 30 年度に「上田市立地適正化計画」を策定し、そこに示されるコンパクトな都市づくりの方針も視野に、公園・緑地施策についても、今まで以上に選択と集中を進めていくことが求められます。

また、「上田市緑の基本計画」として、これから市全域で取り組んでいく「緑」の施策を網羅すると同時に、「上田市都市計画マスタープラン」の将来都市構造である「拠点集約型都市構造」（コンパクト＋ネットワーク）の形成に向けて、緑の施策についての選択と集中の方向性を定めていく必要があります。

また、人口減少・少子超高齢化がさらに進行する将来に向けて、公園の維持管理や緑地の保全、地域の緑化活動において、市民や事業者の役割を高めていく検討も必要です。

②量から質への転換

これからの緑の施策は、新たな公園整備などの「量」を重視する施策から、既存の公園の維持・更新や管理・運営などの「質」を重視する方向への転換が求められます。

これまでの取り組みによって、量的には一定水準の公園・緑地が市内に確保されましたが、市民アンケート調査の結果からも、緑や公園の「量」と比較して「質」の評価が低くなっています。また、市民アンケート調査では、利用の少ない公園を整理統合・再編すべきとの回答も一定数で得られています。今後、整備された公園・緑地を「資産（ストック）」として、適正に維持管理し、老朽化した施設等の計画的な修繕・更新や、地域の年齢層やニーズに応じた再整備の検討が必要です。

③公園・緑地や樹木の維持管理

公園・緑地や樹木の維持管理を継続し、緑の有する環境保全・レクリエーション・防災・景観・生物多様性といった多面的な機能を発揮させ続けていくことが求められます。

市民アンケート調査で把握された、既存公園のリニューアル・改善、維持管理・活用をすべきとする意見も踏まえて、効果的な公園施策を検討していく必要があります。

また、農地の減少や耕作放棄地への対策、里山の管理放棄対策など、市内の農地や森林等の保全について、維持管理上の問題点に対応していく必要があります。

その他、市民アンケート調査で把握された課題として、空き家等の庭木の放置、枝葉の繁茂や倒木など交通上の危険箇所、害虫発生・野鳥のねぐら化、落ち葉掃除の負担等、市民にとって身近な緑の管理が直面している問題に対応してくための検討も必要です。

④緑を活かしたまちづくりの推進

菅平高原や美ヶ原高原などの自然景観、真田氏ゆかりの上田城跡や社寺などの歴史的景観、サントミューゼをはじめとする文化施設等、本市の自然・歴史・観光・文化の拠点には、それぞれ魅力的な緑が育まれてきました。

特に染屋台グリーンベルトに代表される河岸段丘は、市街地周辺に連続するまとまった緑として重要です。千曲川をはじめとする河川とともに、市域の水と緑のネットワークを構成する重要な要素であり、市民ボランティアによる保全活動が行われています。

これら本市を代表する緑については、これまで以上に魅力を発揮し、広くまちの活性化に活用していくことが求められます。

その他、市民の創意工夫による緑化活動や緑地の利活用、花の種銀行、事業者による先駆的な緑化活動など、市民・市民ボランティア・事業者や行政との協働による個性豊かな緑の環境づくりが各地で進んでいます。

また、市民アンケート調査からは、今後、野菜・花・緑化・森づくりなどに参加してみたいとする多くの回答が得られています。

したがって、市民が参加したいと感じる活動に対する支援など、協働による着実な活動を進め、各地で進めるまちづくりの一環として、緑化等の活動を継続・発展させていくことが課題です。

さらに、子育て世代にやさしいまちづくりの一環として、住宅が増加している地域の中で特に身近な公園が不足している地区などには、新たな都市公園の整備も検討する必要があります。

（３）市民意識からみた検討課題

緑を取り巻く課題を念頭に、市民アンケート調査の結果の検討課題を整理します。

第３章　計画の方針

１　将来像

（１）緑の将来像

「第二次上田市総合計画」（平成 28 年 3 月策定）では、将来都市像を「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」としています。またキャッチフレーズを「住んでよし訪れてよし 子どもすくすく幸せ実感 うえだ」として、何度も訪れたい・住みたいまち、子どもからお年寄りまで、みんな元気で幸せに暮らせるまちを目指しています。

本市では、特に「子育て支援」と「健康づくり」に力を入れていることから、「上田市緑の基本計画」では、自然や歴史と一体となった優れた緑と、市民に身近な緑を守り育み、緑の恵みを享受できる「子育て支援」と「健康づくり」を推進します。そして、すべての市民が豊かな緑の恵みを享受し、健康で幸せに住み続けることのできる「まちづくり」と、観光客が何度も訪れたくなる「まちづくり」を目指します。

以上より、上田市の目指す緑の将来像を、「**『緑』の恵み豊かな健幸都市 上田**」とします。

緑の将来像の実現に向けて、緑に関連する施策の方向性を定めて、関係部局が取り組む施策を整合することで、より高い相乗効果の発揮が期待できます。

そこで、本市の緑に関連する基本方針を、次のように掲げます。

～上田市の誇り～

歴史と自然に恵まれた
緑を引き継ぎます

～魅力の向上～

緑の魅力を高めて
まちづくりに活かします

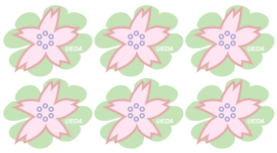

～緑と健幸～

多用な協働を通じて
緑と健幸を育みます

２　施策体系別の方針

「緑の将来像」『緑』の恵み豊かな健幸都市 上田

基本方針１　上田の誇り
歴史と自然に恵まれた緑を引き継ぎます

基本方針 1-1	本市が誇る緑の保全	歴史的・文化的な緑の保全
		優れた自然を形成する緑の保全
基本方針 1-2	森林・田園の緑の保全	森林・斜面樹林・里山の保全
		農地の保全
基本方針 1-3	水辺の保全	河川の保全
基本方針 1-4	生物多様性の保全	希少種の保全・特定外来生物対策
		ビオトープ機能の保全
基本方針 1-5	歴史ある樹木の保全	巨樹・古木・社寺林等の保全

基本方針２　魅力の向上
緑の魅力を高めてまちづくりに活かします

基本方針 2-1	緑を活かした まちづくりの促進	緑を活かした上田ブランドの向上
		水と緑のネットワーク形成
基本方針 2-2	都市公園等の整備・再編	都市公園の整備・更新
		都市公園等の再編・統廃合
基本方針 2-3	新たな手法による 公園・緑地の確保・活用	様々な主体による 公園・緑地の確保・活用
基本方針 2-4	公共・公益施設の緑化	道路・河川・公共・公益施設の緑化
基本方針 2-5	工場・事業所等の緑化	工場・事業所等の緑化

基本方針３　緑と健幸
多用な協働を通じて緑と健幸を育みます

基本方針 3-1	緑による健幸づくり	緑とのふれあい・健康づくりの推進
		剪定枝や落葉等のリサイクル推進
基本方針 3-2	協働による緑化活動	協働による緑化の推進
基本方針 3-3	協働による緑の 管理・運営・経営	協働による緑の管理・運営・経営

基本方針１　上田の誇り

歴史と自然に恵まれた緑を引き継ぎます

基本方針 1－1　本市が誇る緑の保全

①歴史的・文化的な緑の保全

史跡上田城跡を含む上田城跡公園は、本市を代表する総合公園であると同時に、真田氏ゆかりの歴史的な史跡でもあります。その他、県の史跡に指定され、郷土景観保全地域に指定されている戸石・米山城跡や塩田城跡、国分寺史跡公園など、本市は歴史的・文化的に価値の高い史跡に恵まれています。また、史跡の良好な景観を構成する樹木を、天然記念物として指定し保護する取り組みも行っています。

文化施設として、文化・芸術活動の拠点となるサントミューゼ一帯は、市民緑地広場や桜づつみ遊歩道があり、文化・芸術と共に、緑を身近に触れ合うことができ、訪れる人々に癒しの空間を提供しています。

このように本市は、歴史的・文化的に優れた数多くの緑に恵まれており、先人が育んできた貴重な緑を受け継いで、これからも大切に守り育てていきます。

上田城跡と一体となった緑

②優れた自然を形成する緑の保全

菅平高原や美ヶ原高原は、我が国でも有数の優れた自然景観を有しています。菅平高原では花の百名山「根子岳」にある在来山野草の植生回復を図るため、有識者監督の下、ササ刈りを実施しています。また、美ヶ原高原では自然再生事業として、在来植物の保護・復元を図るため、ササ刈りを定期的に実施し、レンゲツツジの保全に取り組んでいます。

優れた自然景観を構成している緑について、自然公園の指定や自然環境の保護・復元施策を通じて、将来にわたって保全していきます。

美ヶ原高原の白樺とレンゲツツジ

基本方針
1－2

森林・田園の緑の保全

①森林・斜面樹林・里山の保全

上田市のシンボルとなる景観として、太郎山や独鈷山をはじめとする特徴的な山並みがあります。近年は、松枯れをはじめとして、森林が荒廃している区域も見られますが、松くい虫被害拡大防止のための各種施策を実施しています。

また、「染屋台グリーンベルト」に代表される河岸段丘の斜面樹林は、市街地に暮らす市民にとって身近な樹林であると同時に、自然環境保全、土砂災害防止、景観保全の側面からも重要な緑となっており、土砂災害警戒区域にも指定されています。

市街地の背景となる森林・斜面樹林・里山について、土砂災害警戒区域、保安林などの指定による土地利用の保全に加えて、除伐や間伐などの森林整備、森林レクリエーションのためのアクセス道路の整備、市民参加型の植林活動や森林体験教室への活用等、良好な状態を維持していくため、保全を進めます。

染屋台グリーンベルト　北沢の森での管理作業

②農地の保全

平成 29 年 5 月の都市緑地法の改正に伴って、農地が緑地として位置付けられました。市街地にある農地については、市民農園への活用も含め、農地を保全・活用します。

農業振興地域にある優良農地は、食料生産、景観維持、環境保全などの面で高い機能を有しており、各種農業施策を通じて、優良農地を保全します。その中で、中山間地域をはじめとして、遊休荒廃農地の拡大が懸念されます。遊休荒廃農地の解消に対する補助や農地として再生する取り組み、山村留学やグリーンツーリズムの推進などの対応策を通じて、中山間地域の農地を保全・活用します。

陣場地区ワイン用ぶどう畑

「日本の棚田百選」に認定されている稲倉の棚田

基本方針 1-3　水辺の保全

①河川の保全

市内には、千曲川、浦野川、産川、依田川、内村川などの河川が流れています。これらの河川は、市域のオープンスペースの骨格とネットワークを構成し、環境、景観、防災、レクリエーション、生物多様性など多面的な機能を発揮しています。

市内を流れる河川の水面に加えて、河川敷などの周辺区域も含めて、市民や来訪者が楽しめる水辺空間として保全します。

また、千曲川と依田川との合流付近の魅力を活かすため、「かわまちづくり支援制度」を活用して、水辺空間の利活用、まちの地域活性化、そして防災面を含めた安全・安心な生活環境の創出を進めます。

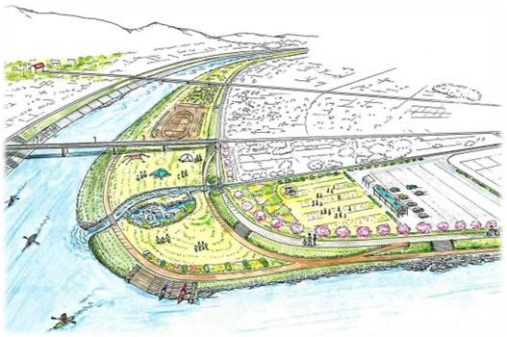

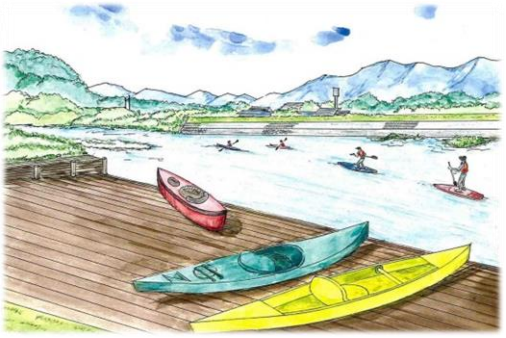

上田市千曲川×依田川地区かわまちづくり計画

基本方針 1-4　生物多様性の保全

①希少種の保全・特定外来生物対策

本市には、多種多様な動植物が生息・生育しており、生物多様性に恵まれた地域となっています。これまで、希少植物を天然記念物に指定して保護する取り組みなどを進めており、市内で確認されている絶滅危惧種を中心とする希少動植物を保護していきます。

他方、特定外来生物に指定されているアレチウリが河川で繁茂するなど、特定外来生物の侵入も見られます。本市の恵まれた生物多様性を保全していくため、河川におけるアレチウリの駆除など、特定外来生物の拡大防止と駆除対策を進めます。

②ビオトープ機能の保全

本市の生物多様性は、河川や森林、農地、公園といった多様な緑地に対して、一定のバランスが保たれながら、長い年月をかけて形成されてきたものです。

生物多様性を支える基盤として、市内の緑地が形成されている多様な動植物の生息・生育環境（ビオトープ）の機能を保全します。

また、河川改修にあたっては、「多自然川づくり」として、河川全体が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や、多様な河川風景の保全・創出に努めます。

美穂ヶ池市民緑地（ビオトープ型の都市公園）

基本方針 1-5　歴史ある樹木の保全

①巨樹・古木・社寺林等の保全

社寺林を中心として、市内で多くの巨樹・古木が保存樹木または保存樹林に指定されており、保存樹木などの剪定に必要な経費に対して、市から補助を行っています。また、地域住民の拠り所となっている歴史的な樹木は、天然記念物に指定する手法でも保護されています。

近年は所有者の世代交代や、樹木に対する価値観の変化により、指定の解除を検討する所有者意向も聞こえ始めている状況です。生育状況や所有者意向の確認を継続しながら、保存樹木・保存樹林・天然記念物などの指定と管理への支援を通じて、歴史ある巨樹・古木・社寺林等の樹木を保全します。

その他、住宅等で成長した樹木の管理に対する対応策などについて、検討を行います。

国宝安楽寺八角三重塔と参道

基本方針２　魅力の向上

緑の魅力を高めてまちづくりに活かします

基本方針 2-1　緑を活かしたまちづくりの促進

①緑を活かした上田ブランドの向上

既に一定水準の公園面積が確保された本市では、今後、史跡と一体となった公園、自然公園をはじめとする緑の有する高い資質に着目して、上田市のブランド向上に対して、公園などの緑を活用していく必要があります。

市民の生活環境として満足度を高め、市外から訪れる観光客の観光資源としての魅力を高めていく手法として、田園・山並み・河川などの自然風景の保全、伝統的な街並みと調和した緑化の推進、観光ルートに沿った緑化と景観形成、歴史的・文化的な資源と一体となった花と緑の豊かなまちづくり、何度も訪れたくなるような風光明媚な風景づくりと景観形成に取り組みます。

また、中心市街地活性化をはじめとする関連施策とも連携しながら、これまで以上に緑の魅力を発揮させることで、緑を生かした上田ブランドの向上につなげていきます。

信州国際音楽村のバラ園

②水と緑のネットワーク形成

公園や街路樹、河川の水辺や斜面樹林など、種類の異なる様々な緑が連続しながら、全体として緑のネットワークを形成しています。このうち街路樹については、「街路樹リノベーション指針」を策定し、樹種の転換や撤去・計画的な管理や間伐などの対応を進めます。

特に防災機能については、防災機能や避難場所としての機能を備えた都市公園や公共・公益施設、道路・街路樹、その他の緑地など、各施設の整備と連携を十分に図り、安全・安心なまちづくりの一環として、緑を連続させていきます。

また、環境保全機能については、河川や森林、農地など、市域の環境の骨格形成、ヒートアイランド現象を緩和する風の通り道、多様な動植物の生息・生育環境等、自然環境と調和したまちづくりの一環として、水と緑のつながりを形成します。

その他、レクリエーション機能については、健康づくりの一環として、河川沿いや並木のある散策路・ウォーキングロードやジョギングコースなどを確保します。

なお景観形成機能については、「上田市景観計画」および「上田市景観デザインガイドライン」に基づく緑化を推進し、市街地における緑豊かで潤いのあるまちなみの形成、旧城下町における緑や水に親しめる空間の形成、沿道における個性的で緑豊かな景観形成などを図りながら、美しく潤いのあるまちづくりの一環として、公園、街路樹や河川、農地、森林、住宅地等の緑を保全・向上させます。

街路樹・花による緑のネットワーク
（木町分館「花育てタイ」）

基本方針 2-2　都市公園等の整備・再編

①都市公園の整備・更新

本市において、都市計画決定された公園・緑地の整備は、概ね完了しています。

しかし、子育て世代からの評価を見ると、公園の量・質ともに他の年代に比べて低くなっています。加えて、近年の新築家屋の周辺には都市公園などが不足している状況もあります。このことから、主に子育て世代を対象として、家族連れで過ごすことのできる身近な公園について、必要な整備を進めます。

また、整備されてから年月が経過し、老朽化が進んでいる公園施設も多くなっています。利用者ニーズの変化や防災機能の向上などに対応したリニューアルを考慮しながら、「上田市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した公園施設の計画的な修繕・更新を進めます。

更新された新しい複合遊具（上田城跡公園）

②都市公園等の再編・統廃合

人口減少・少子超高齢社会の進行に伴い、行政による公園整備・管理についても、これまで以上に効率化を図っていく必要があります。その中で、人口減少地域に立地する都市公園等については、将来にわたって適切な管理水準を維持し、変化する市民のニーズに対応していくため、利用の少ない公園を統廃合して、その機能を利用者が多い公園に集約するリニューアルも考慮しなければなりません。

今後、都市公園等の再編・統廃合を進めていくことについて、問題点や実現手法についての調査・検討を行います。

基本方針 2-3　新たな手法による公園・緑地の確保・活用

①様々な主体による公園・緑地の確保・活用

市民アンケート調査において、公園にほとんど行かないとする回答が約 1/4 を占めました。このことから、公園利用を促進していくためには、利用者の視点に立った新たな公園サービスの提供が求められます。

これまで以上に民間のアイデアと活力を導入していくため、指定管理者制度や事業提案型の公募方式による管理導入などを進めながら、例えば、公園内でのフリーマーケット開催やデイキャンプ利用など、新しいアイデアを取り入れて、公園特性に応じた利活用について検討していきます。

近年では、公園や緑地に事業者がカフェ・レストランなどを設置する事例や、事業者がカフェ・レストランなどの設置に併せて公園の一部を整備できる制度も創設されています。公園施設の整備について、事業者が都市公園内にカフェ・レストランなどを設置し、収益の一部を公園に還元する手法、店舗と公園の一部を一体的に整備する手法など、「設置管理許可制度」や「公募設置管理制度（Park-PFI）」を用いた公園整備等について検討していきます。

その他、まちづくり会社や NPO 法人、住民団体が主体となって、市街地の身近な空き地を広場や農園などに活用することや、事業者が主体となって整備した子どもの遊び場や緑地を市民に公開することができる「市民緑地認定制度」を活用していきます。また、「緑化重点地区」として、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を位置づけます。

事業者によって整備された子どもの遊び場（アリオ上田）

基本方針 2-4　公共・公益施設の緑化

①道路・河川・公共・公益施設の緑化

道路の街路樹、河川の河川敷、公共・公益施設の敷地や学校の校庭、各種コミュニティ施設の前庭などは、公園や緑地と並んで都市の重要な緑の核となっています。これら道路、河川、公共・公益施設について行政として率先して緑化を推進し、適切な管理に努めます。

街路樹について、「街路樹リノベーション指針」に基づいて、樹種転換を含めた計画的な更新・撤去、間伐と剪定管理によって、景観の向上、上田市の顔となる街路の形成を図ります。

芝生と一体整備された花壇（塩田中学校）

基本方針 2-5　工場・事業所等の緑化

①工場・事業所等の緑化

大規模な工場については、「上田市工場立地法準則条例」に基づく緑地面積の確保をはじめ、敷地内の緑化を進めます。

工場や事業所においては、新たな商業施設や住宅開発等に際しての緑化、敷地境界部の緑化を進め、壁面緑化や屋上緑化など、周辺環境との調和への配慮を求めます。

事業所の緑化事例
（ろうきん丸子支店　花いっぱい運動）

基本方針３　緑と健幸

多様な協働を通じて緑と健幸を育みます

基本方針 3-1　緑による健幸づくり

①緑とのふれあい・健康づくりの推進

緑とのふれあいは、健やかで幸せな市民生活の実現にとって、非常に重要な要素です。

公園、空き地や遊休農地などを活用した活動として、緑の維持管理や緑化活動の促進、種から育てる花づくりをはじめとする花と緑のまちづくりの促進、緑に関する講習会や緑化イベントの開催、緑化に対する意識啓発活動など、市民ニーズに応える緑化活動の機会創出に努めながら、花や緑と気軽にふれあえるまちづくりを推進します。

また、森林や農地においては、関係機関と連携しながら、森林管理のボランティア活動や自然観察会などの環境体験・学習活動、市民農園等での農業体験などを通じて、緑とのふれあいを深める機会を創出します。

その他、ウォーキングやマラソンなど上田市の緑の魅力を味わいながら楽しめるイベントの創出、菜園・農園や森林が有する緑の癒しの効果の活用等、市民や本市を訪れる方々に心身の健康づくりの場と機会を提供していきます。

大勢の学生が利用する陸上競技場（サニアパーク菅平）

②剪定枝や落ち葉等のリサイクル推進

緑の管理には、剪定枝や落ち葉の発生は避けられません。循環型社会の実現に向けて、剪定枝や松枯れによる枯損木のチップ化やバイオマス用材としての活用、落ち葉の堆肥化など、緑に関するリサイクルをさらに進めます。

基本方針 3-2 協働による緑化活動

①協働による緑化の推進

本市では、市民との協働による緑化に取り組んでいます。

協働のあり方として、景観づくり協定の締結、市民ボランティア組織である花を育て隊による道路沿いや上田城跡公園内の花壇づくり、市の補助も利用可能な生け垣整備の推進、市から自治会や学校に花苗を配布し道路沿いや校内の花壇に花を植える活動、七づくりを通じて美しく潤いのある快適なまちづくり、地域づくりを進めるための花と緑のまちづくりコンクール、道路の清掃・美化や花を育てる活動を市民が自発的に行い、行政が支援する道路アダプトシステムなど、活動の特性に応じて多種多様な緑化活動が進められています。また、花の種を貸し出し、花を咲かせて楽しんだ後に採れた種を返却し、次に利用される方に楽しんでいただくシステムである花の種銀行など、特徴的な取り組みも見られます。

今後、自治会との協働による新たな緑化活動の取り組み、市民ボランティアが公共用地や空き地、遊休農地などで花を育てたり野菜作りをしたりする活動、市民が丹誠込めて育てた庭を一般の方に公開するオープンガーデンの仕組み、花と緑のあふれるまちづくりの推進等、新たな手法の検討も含めて、市民と行政の協働による緑化活動を進めていきます。

また、環境施策の一環として、市役所庁舎などで取り組んでいる緑のカーテン事業等、環境施策の推進に資する活動について、市民や事業者の参加を促すなど、協働による取り組みの浸透を図っていきます。

真田中学校

丸子北中学校丸子コスモス大学花壇作り学科

基本方針 3-3　協働による緑の管理・運営・経営

①協働による緑の管理・運営・経営

都市公園の管理について、信州国際音楽村、半過公園では指定管理者による管理が行われ、街区公園では地元自治会の協力も得ながら、市による管理が行われています。一方で、その他多くの公園では行政が中心となった維持管理が行われています。

行政で対応できる公園の管理・運営には限界があることも踏まえて、自治会による公園の里親制度の導入検討など、今後、市民や事業者の主体的な参加によって、公園の管理・運営を行うことができる仕組みを構築します。

都市公園の利用を促進し、公園利用のルールを各公園で決めていくため、公園管理者と住民団体、関係機関等で構成される「協議会」の設立を検討します。

市民を含めた多様な主体が、身近な公園や緑地を設立し、管理・運営主体となる制度として、まちづくり会社や NPO 法人、認可地縁団体などによる「みどり法人」の設立を検討します。

都市公園の管理について、指定管理者制度、設置管理許可制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等を通じて、事業者による公園運営・経営ができる仕組みを構築します。

染屋台グリーンベルトをはじめ、市内の森林や農地、空き地などについて、土地所有者・ボランティア・農家・市民・市および関係機関の連携を深めて、協働による管理・運営の取り組みを広げていきます。

公園管理・運営・経営に携わる人材として、ボランティア活動に取り組む市民や、公園の持つ多機能性を活かす取り組みを行う事業者の協力が必要です。市民や事業者が参加する民間サポーター、活動に賛同する企業スポンサー、公園利用を促すプロモーション、人材や知恵を含めた事業者や市民からの幅広い支援、これらの取り組み実現に必要な、緑の管理・運営・経営を担う人材育成に取り組みます。

信州国際音楽村　すいせん祭り（指定管理者による管理）

3　機能別の方針

公園・緑地には、日常時には環境保全やレクリエーションの場として利用され、災害時には避難場所として利用されるなど、同じ緑地が複数の機能を発揮する点に特色があります。

そこで公園・緑地の機能に着目して、環境保全機能（生物多様性の保全）、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能の 4 つの機能に分けて、それぞれ発揮すべき機能を整理し、系統別の緑地配置方針を定めます。

上田城跡公園けやき並木遊歩道（二の丸堀の跡）

上田城千本桜まつりで賑わう東虎口櫓門前

（１）環境保全機能（生物多様性の保全）

緑地の環境保全機能とは、気象緩和、大気浄化、生物の生息空間の提供と多様な動植物の生息・生育環境の確保など、良好な環境形成に資する機能です。

市域中央を東西に流れる千曲川、太郎山などの山林、市街地周辺の農地等の緑を保全・整備することで、環境保全機能を発揮します。

①環境の骨格となる緑地

河川や森林、農地など、環境の骨格を形成している緑地を保全します。

○市域に広がる農地や森林などの緑地を保全します
○市街地における緑の軸や拠点となる緑地を保全・整備します

②良好な生活環境を形成する緑地

ヒートアイランド現象を緩和する風の通り道となる緑地などを保全します。

○市街地の風の通り道となる緑地を保全します
○市街地の気温上昇などを緩和する緑地を保全・整備します

③生物多様性を保全する緑地

希少な動植物や多様な動植物などの生息・生育環境となっている緑地を保全します。

○希少な動植物をはじめ、多様な動植物が生息・生育する緑地を保全します
○野生動物などの移動経路となる連続した緑地を保全・整備します

風光明媚な景色が広がる塩田平

（２）レクリエーション機能

緑地のレクリエーション機能とは、市民が日頃散歩に行ったり、スポーツを楽しむ場として、また週末には市外からの来訪者も利用したりするレクリエーション空間として、人々の余暇時間の有効活用に供する機能です。

身近な公園や運動公園、グラウンドや広場、多様な余暇活動が可能な大規模な公園などの緑を保全・整備することで、レクリエーション機能を発揮します。

①身近なレクリエーションの場となる緑

身近なレクリエーションや散策などに利用できる緑地を保全・整備します。

○利用状況や周辺状況に応じて、公園の統廃合を検討します
○住区基幹公園等を保全・整備します
○公共・公益施設の緑地を保全・整備します
○民間施設の緑地を活用します

②広域的なレクリエーションの場となる緑

「上田市スポーツ施設整備基本構想」「上田市スポーツ施設整備計画」に基づく運動・スポーツ施設や、自然公園などの優れた自然を楽しむことのできる緑地を保全・整備します。

○市内の運動施設を再編・整備します
○都市基幹公園等を保全・整備します
○優れた自然等を活かした緑地を保全・整備します

スポーツ合宿の聖地「菅平高原」（サニアパーク菅平）

（３）防災機能

緑地の防災機能とは、災害時における避難場所として役立ったり、災害の拡大を防止したりする機能です。

震災などの大規模災害時の一時的避難地として有効な市街地の公園や、避難中の防災拠点としての機能が期待できる規模の大きな公園などの緑を保全・整備することで、防災機能を発揮します。また、水田をはじめとする農地、山地の山林などの緑を保全・整備することで、水源かん養機能の保全や土砂災害を防止する機能を発揮します。

①自然災害の発生を防止する緑

身近なレクリエーションや散策などに利用できる緑地を保全・整備します。

○土砂災害を防止する緑地を保全・整備します
○風水害の被害を防止する緑地を保全・整備します

②災害時の避難場所、避難路となる緑

地震や火災などの災害発生時に避難場所や避難路となる緑地を保全・整備します。

○避難場所となる都市公園や公共・公益施設の緑地を保全・整備します
○避難路となる道路の街路樹等を保全・整備します
○火災等の延焼を防止・抑制する緑地を保全・整備します

特別避難場所に指定されている上田城跡公園（本丸跡）

（４）景観形成機能

景観形成機能とは、まちに潤いや彩りを添え、良好な都市景観を構成し、特色あるまちづくりに役立つ機能です。

自然公園の高原景観や上田城跡周辺の歴史的な景観を有する公園、都市公園・緑地や街路樹など公共の空間の緑をはじめ、住宅や事業所等の民有地の緑などを保全・整備することで、景観形成機能を発揮します。

①上田市の特色を伝える緑

上田市の特色ある景観を有する緑地を保全・整備します。

○自然公園等、優れた自然景観を形成する緑地を保全・整備します
○上田城跡等、優れた歴史景観を形成する緑地を保全・整備します
○水田や果樹園等、地域の産業によって維持される農地を保全します

②地域景観を形成する緑

それぞれの地域における、花壇づくりや緑化活動など、地域景観を形成する緑地を保全・整備します。

○樹種転換を含めて、街路樹を整備・更新します
○社寺林、保存樹木・保存樹林等、地域景観を形成する緑を保全します
○地域における樹木の保全や緑化活動を進めます

雲海が広がる美ヶ原高原

第４章　地域別方針

【地域区分の設定】

地域別方針として、各地域の緑の特色を活かしながら、市民・事業者と行政が連携して各地域で進めていく公園・緑地などの整備・活用の方針を示します。

平成 18 年３月６日に、旧上田市、旧丸子町、旧真田町、旧武石村が合併して新しい上田市が発足しました。そこで、各地域の特性や緑の状況を考慮して、「上田地域」「神科・豊殿地域」「塩田地域」「川西地域」「丸子地域」「真田地域」「武石地域」の７地域に区分して、地域別方針を設定します。

地域名	区　域
上　田　地　域	東部、南部、中央、北部、神川、西部、塩尻、城下、川辺、泉田地区
神科・豊殿地域	神科、豊殿地区
塩　田　地　域	東塩田、中塩田、西塩田、別所温泉地区
川　西　地　域	川西地区
丸　子　地　域	丸子地区
真　田　地　域	真田地区
武　石　地　域	武石地区

【地域別方針の構成】

それぞれの地域について、次の構成で地域別方針を定めます。

（１）緑の現状
【緑と地域の概況】
地域の概況と各地域の主な緑の説明
【地域住民の意識】
地域別アンケート調査結果の整理

（２）緑の課題
【まちづくり】
地域における緑とまちづくりの課題
【子育て支援・健康づくり】
子育て支援・健康づくりに関連する緑の課題

（３）重点的な取り組み
重点的・優先的な取り組み

＋

（４）地域の取り組み
中長期的な視点の取り組み

１　上田地域

（１）緑の現状

【緑と地域の概況】

・市の玄関口である上田駅があり、中心市街地が形成されています。
・サントミューゼ周辺に文化施設や商業施設が集積しています。
・千曲川、染屋台グリーンベルトをはじめとする斜面樹林、太郎山、虚空蔵山などの自然に恵まれています。
・拠点となる公園として、多くの市民や観光客が訪れる上田城跡公園、国分寺史跡公園があります。

【地域住民の意識】

・公園の質：「概ね満足」「普通」の割合が高くなっています。
・公園や広場の整備・活用：「既存公園のリニューアル・改善」の割合が高くなっています。
・今後の緑のまちづくり：「適切かつ継続的な維持管理・継承」の割合がやや高くなっています。

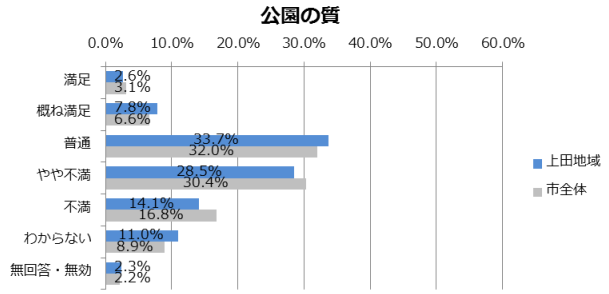

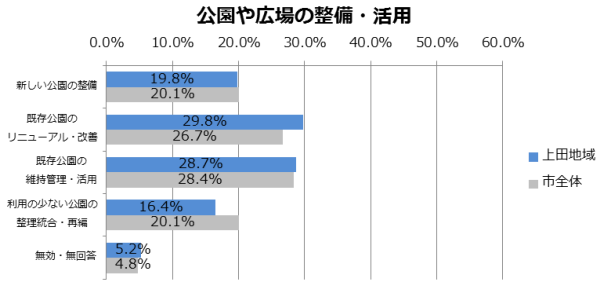

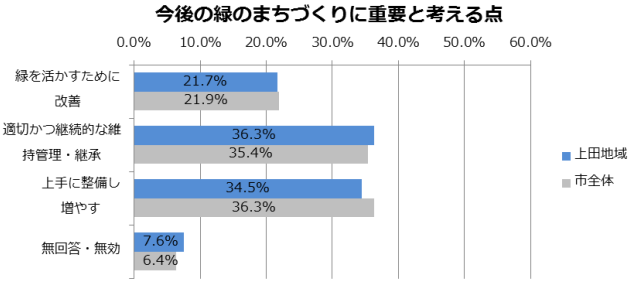

（２）緑の課題

まちづくり

- ❖ 上田市街地への都市機能誘導・居住誘導と緑化推進
- ❖ 上田城跡公園や国分寺史跡公園等、まちづくりへの積極的な活用
- ❖ 市民ニーズに応える既存公園のリニューアル
- ❖ 千曲川や斜面樹林の保全、太郎山、虚空蔵山を眺望する景観の保全
- ❖ 都市公園や斜面樹林をはじめとする公園・緑地の継続的な管理・運営
- ❖ 上田市の玄関口にふさわしい緑化活動の推進

子育て支援
健康づくり

- ❖ 子育て支援や健康づくりに活用できる公園・緑地のリニューアル
- ❖ 上田城跡公園の体育館・テニスコートの移転検討
- ❖ 千曲川や斜面樹林等の保全と憩いの場としての活用

（３）重点的な取り組み

- ❖ 市民協働による上田市街地の緑化（花・プランター等）
- ❖ 民間事業者による公園施設の整備・運営、公園での新たなサービス提供
- ❖ 上田城跡公園の武者溜り等の復元整備、国分寺史跡公園の活用（歴史的資源の観光・交流拠点）
- ❖ 上田城跡公園の体育館、テニスコートの移転検討
- ❖ アクアプラザ上田・千曲川周辺のスポーツ・レクリエーション機能の充実
- ❖ 上田古戦場公園のスポーツ施設の複合拠点化としての整備
- ❖ 公共・公益施設と一体となった公園のリニューアル（染谷第１公園）
- ❖ 子育て世代や健康づくりのニーズに応える公園のリニューアル（長池公園）
- ❖ 子ども達がのびのび遊べる地域の公園としてリニューアル（川辺町公園）
- ❖ サントミューゼの市民緑地広場の活用（文化・交流拠点）
- ❖ 染屋台グリーンベルトの保全と継続的な活動支援
- ❖ 上田道と川の駅周辺の公園・緑地の活用・充実、地域振興・防災機能の発揮
- ❖ 矢出沢川沿いの遊歩道、旧北国街道、歴史の散歩道、山城などを生かしたトレッキングコースの設定
- ❖ 千曲川・半過岩鼻などの自然環境、上田原古戦場・天白山など歴史的資源および芝生広場・ウォーキングコースなどの公園施設を活かした観光振興

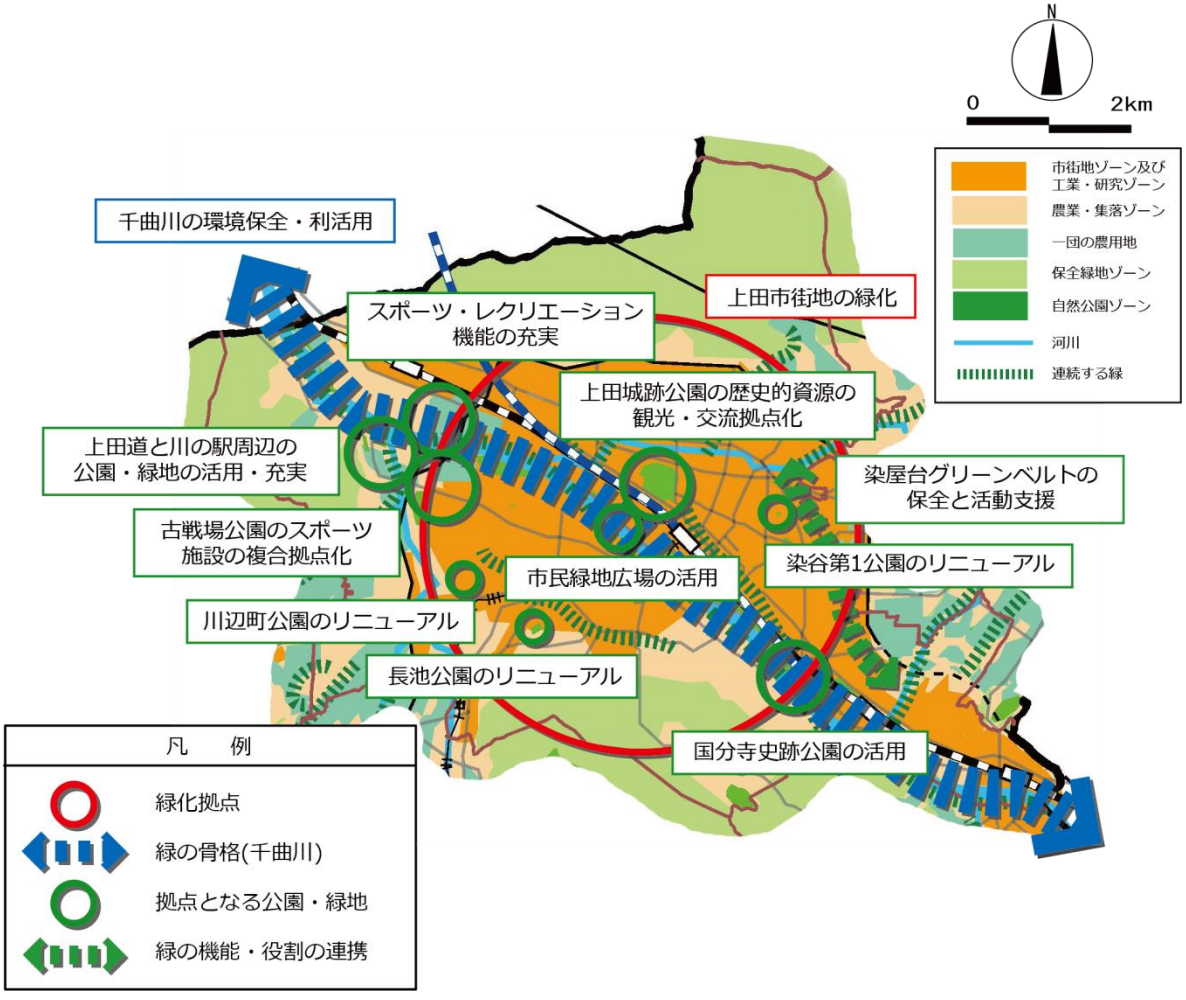

（４）地域の取り組み

- ❖ 子どもが自然に親しむ広場・公園の整備
- ❖ 利用の少ない公園の統廃合
- ❖ 街路樹のリノベーション（樹種転換、撤去、計画的な管理・剪定）
- ❖ 自然環境の保全と親水緑地空間の整備（遊歩道）
  （千曲川、神川、産川、浦野川、小牧山、半過岩鼻の奇景、須川湖周辺）
- ❖ 公民館を拠点とした緑化活動・緑地保全活動・環境学習の充実
- ❖ ウォーキングロード・ジョギングコース等の整備
- ❖ 市街地の身近な緑の保全
- ❖ 協働による住宅地の緑化
- ❖ 商業、工場用地の緑化
- ❖ 優良農地の保全と荒廃農地の防止
- ❖ 集落環境の保全
- ❖ 里山や山林の保全・整備（太郎山、虚空蔵山、小牧山、天白山）

【緑化重点地区の設定】

「上田市立地適正化計画」における居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む）を「緑化重点地区」に設定し、重点的に緑化を進めていきます。

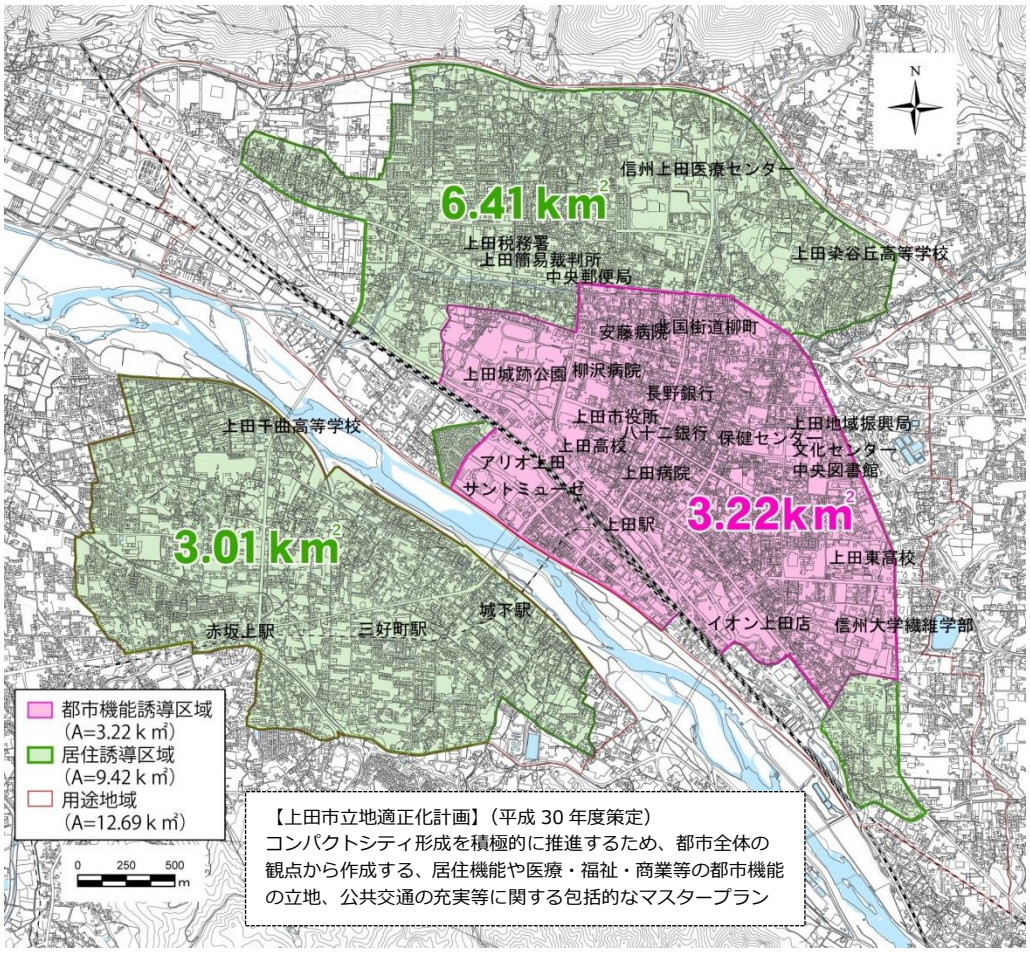

２ 神科・豊殿地域

（１）緑の概況

【緑と地域の概況】

・上田菅平インターを中心とした広域交通の結節点となっています。
・神川両岸の台地に農地が広がるほか、稲倉の棚田、千曲川段丘や染屋台の斜面樹林などがあります。
・都市的利用が拡大し、人口が増加傾向にあります。
・長年市民に親しまれている市民の森公園、玄蕃山公園などがあります。

【地域住民の意識】

・公園の質：「不満」の割合が高くなっています。
・公園や広場の整備・活用：「既存公園のリニューアル・改善」の割合が高くなっています。
・今後の緑のまちづくり：「上手に整備し増やす」の割合が高くなっています。

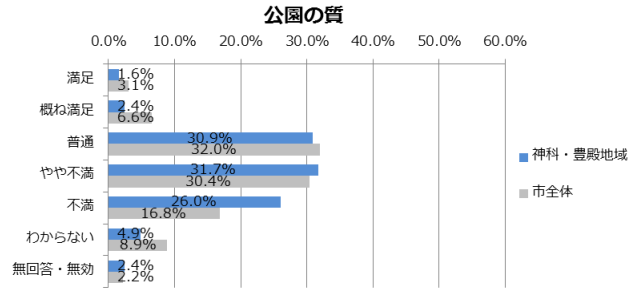

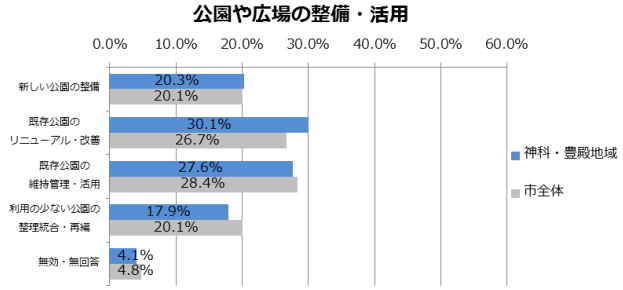

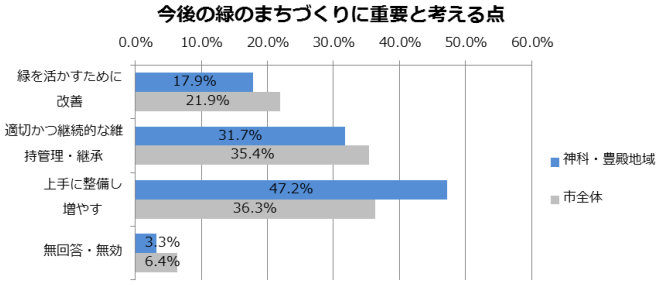

（２）緑の課題

まちづくり

- ❖ 上田菅平インター・玄蕃山公園周辺の交流拠点機能の充実
- ❖ 市民の森公園と稲倉の棚田などの周辺資源との連携強化
- ❖ 市民ニーズに応える既存公園のリニューアル
- ❖ 神川や斜面樹林の保全、伊勢山、殿城地域の山林の保全
- ❖ 斜面樹林や都市公園をはじめとする公園・緑地の継続的な管理・運営
- ❖ 豊殿地域自治センターを活動拠点とした緑化の推進

子育て支援
健康づくり

- ❖ 市民の森公園などの老朽化した施設の修繕・更新
- ❖ 玄蕃山公園を中心とした遊具の充実化
- ❖ 神川や斜面樹林等の保全と憩いの場としての活用

（３）重点的な取り組み

- ❖ 周辺歩道の整備等に合わせた玄蕃山公園の活用（交流拠点）
- ❖ 市民の森公園の計画的整備・活性化、稲倉の棚田との連携（交流拠点）
- ❖ 市民の森公園のスポーツ施設の複合拠点化としての整備
- ❖ 染屋台グリーンベルトの保全と継続的な活動支援
- ❖ 豊殿地域自治センターや公民館を中心とした活動充実（緑化活動・緑地保全活動・環境学習）

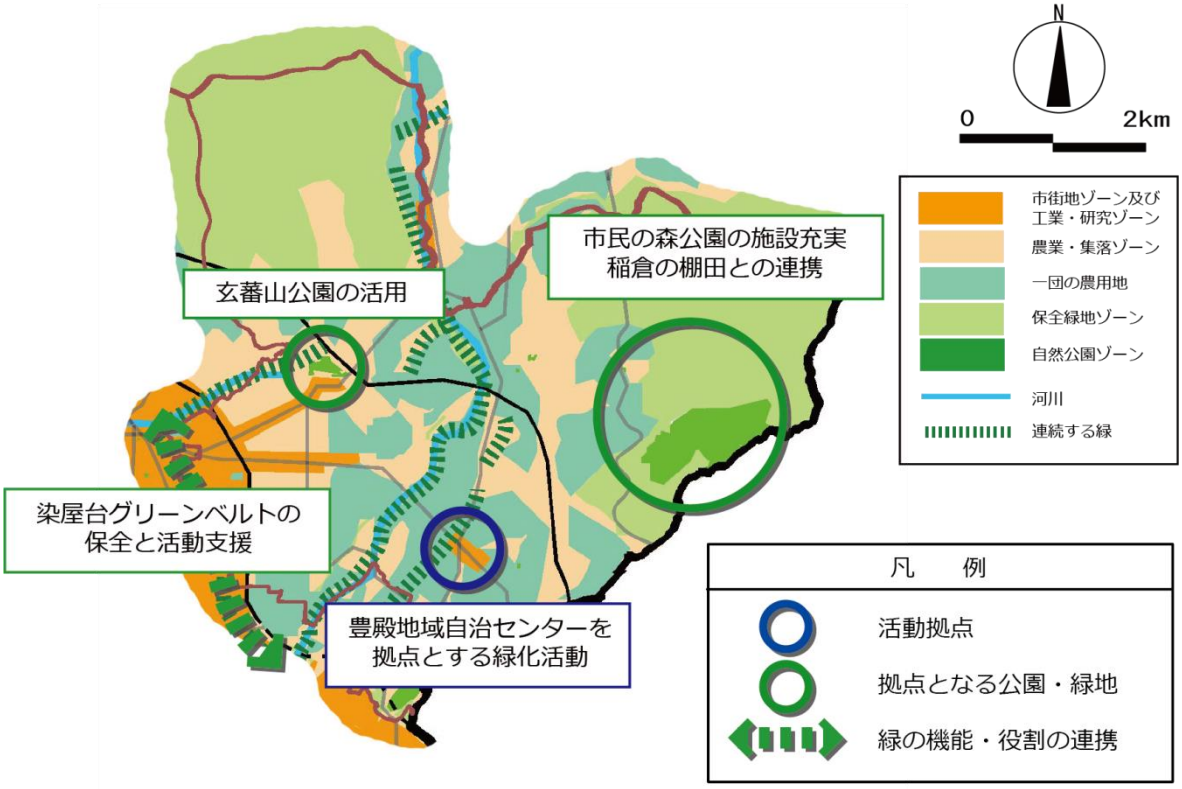

（４）地域の取り組み

- ❖ 民間事業者による公園・緑地の管理・運営、新たなサービスの提供
- ❖ 利用の少ない公園の統廃合
- ❖ 自然環境の保全と親水緑地空間の整備（遊歩道）（神川、染屋台や神川の斜面樹林）
- ❖ 子育てや健康づくりのニーズに応える公園のリニューアル
- ❖ 滞在型市民農園（クラインガルテン）の整備推進
- ❖ 優良農地の保全と荒廃農地の防止
- ❖ 集落環境の保全
- ❖ 里山や山林の保全（伊勢山、殿城地域）

３ 塩田地域

（１）緑の概況

【緑と地域の概況】

・周囲を山地や丘陵地に囲まれた塩田平と呼ばれる田園地帯であり、ため池も多く見られます。
・長野大学や上田リサーチパーク、東塩田林間工業団地があります。
・塩田運動公園、別所公園、山王山公園などがあります。
・塩田地域自治センター周辺に、公共・公益施設等が集積しています。

【地域住民の意識】

・公園の質：「不満」「やや不満」の割合が高くなっています。
・公園や広場の整備活用：「新しい公園の整備」「利用の少ない公園の整理統合・再編」の割合が高くなっています。
・今後の緑のまちづくり：「上手に整備し増やす」「緑を活かすために改善」の割合がやや高くなっています。

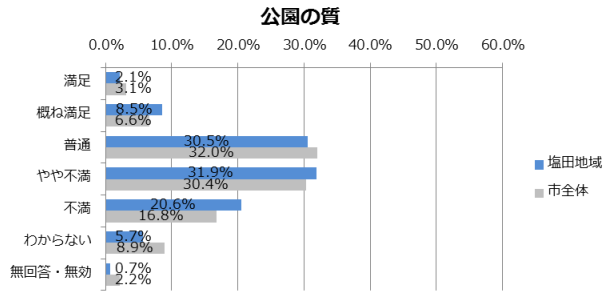

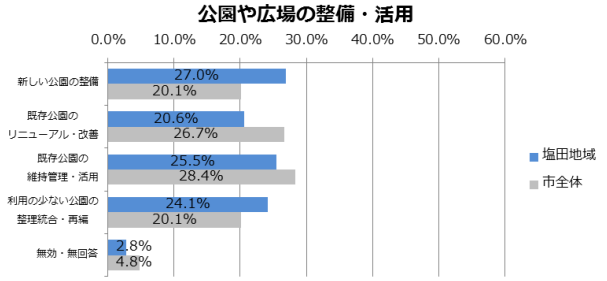

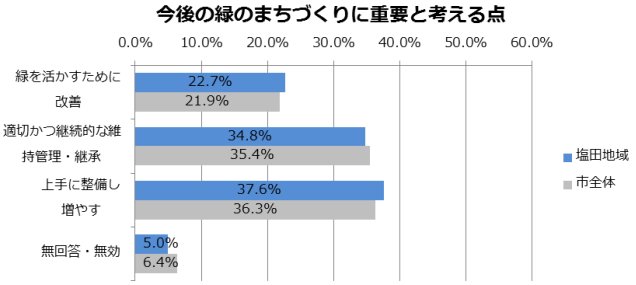

（２）緑の課題

まちづくり

- ❖ 山王山公園、塩田の郷マレットゴルフ場、別所公園の連携
- ❖ 巨樹・巨木を含めた史跡・文化財の保護
- ❖ 信州の鎌倉と呼ばれる塩田平の田園地帯・ため池群の保全
- ❖ 里山の間伐、植林、松くい虫対策
- ❖ 里山や都市公園をはじめとする公園・緑地の継続的な管理・運営
- ❖ 塩田地域自治センターを活動拠点とした緑化の推進

子育て支援
健康づくり

- ❖ 塩田運動公園などの老朽化した施設の修繕・更新
- ❖ 山王山公園の未利用地の利活用
- ❖ 東山地区の森林レクリエーションの場の提供

（３）重点的な取り組み

- ❖ 山王山公園、塩田の郷マレットゴルフ場、別所公園と巨樹・巨木等の文化財、別所温泉周辺との連携と歩行者動線の整備
- ❖ 塩田運動公園のスポーツ施設の複合拠点化としての整備
- ❖ 東山地区の森林レクリエーションに対応する整備と活用
- ❖ 塩田地域自治センターや公民館を中心とした活動充実（緑化活動・緑地保全活動・環境学習）

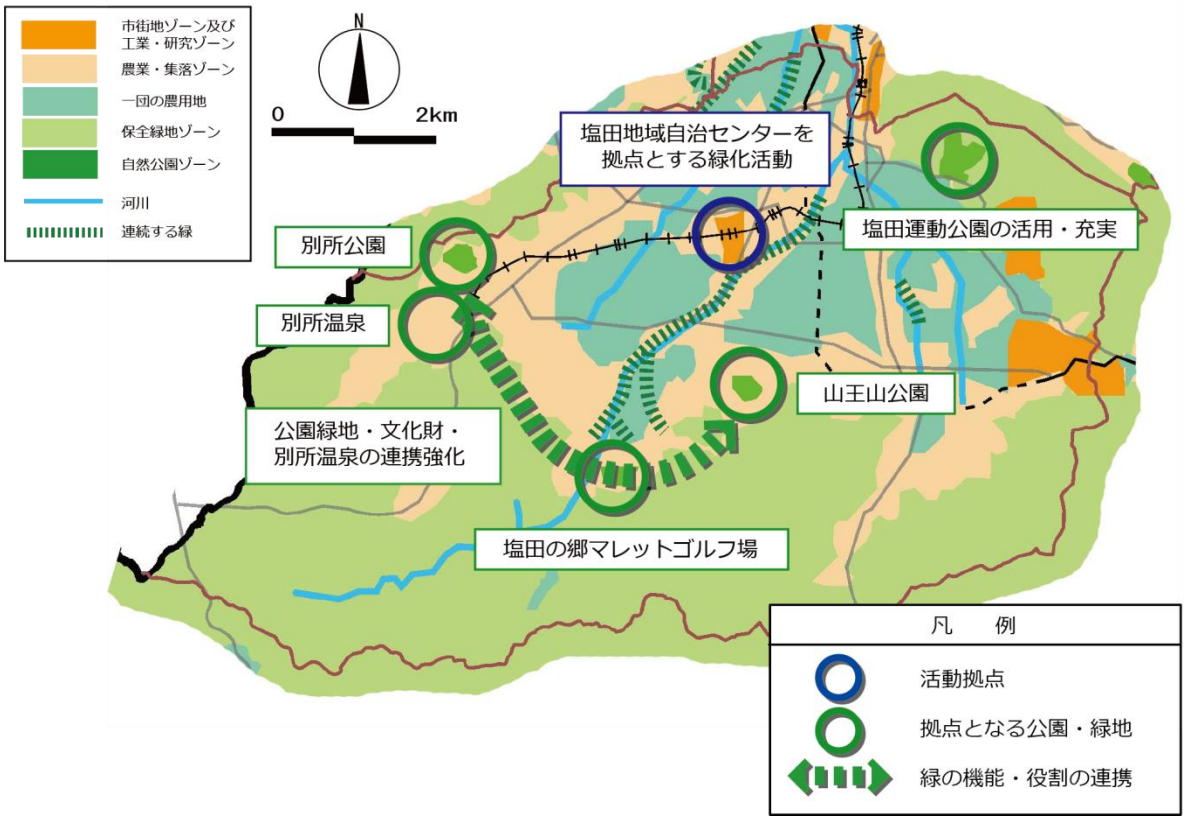

（４）地域の取り組み

- ❖ 民間事業者による公園・緑地の管理・運営、新たなサービスの提供
- ❖ 利用の少ない公園の統廃合
- ❖ 自然環境の保全と親水緑地空間の整備（遊歩道・広場）（産川、湯川、沢山池、ため池群）
- ❖ 子育てや健康づくりのニーズに応える公園のリニューアル
- ❖ 優良農地の保全と荒廃農地の防止
- ❖ 集落環境の保全
- ❖ 松くい虫対策をはじめとする里山や山林の保全
- ❖ 長野大学や上田リサーチパーク及び東塩田林間工業団地の敷地・施設の緑化

４ 川西地域

（１）緑の概況

【緑と地域の概況】

・森林・河川・農地に囲まれた田園空間が広がっています。
・地域内には、保福寺道や浦野宿など歴史的建築物が残されています。
・仁古田マレットゴルフ場があります。
・市街地近郊等で、田園景観の中に新たな住宅地等の整備が進んでいますが、市内でも身近な公園が特に不足している地域となっています。

【地域住民の意識】

・公園の質：「満足」の割合が高くなっています。
・公園や広場の整備活用：「新しい公園の整備」「利用の少ない公園の整理統合・再編」の割合が高くなっています。
・今後の緑のまちづくり：「緑を活かすために改善」が平均程度で、相対的には高くなっています。

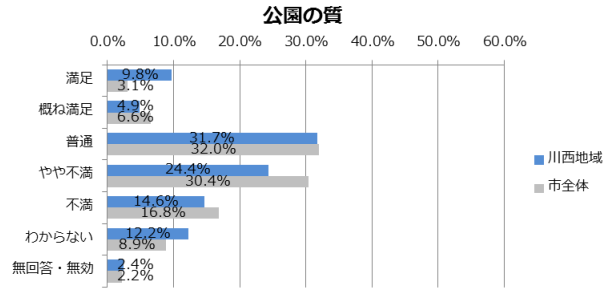

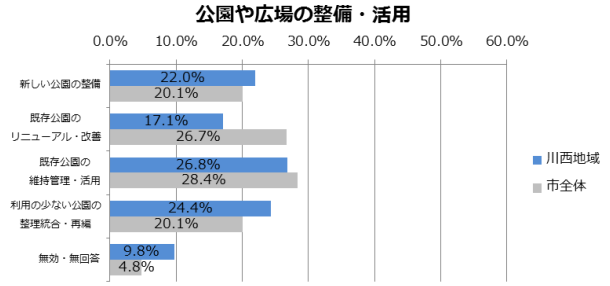

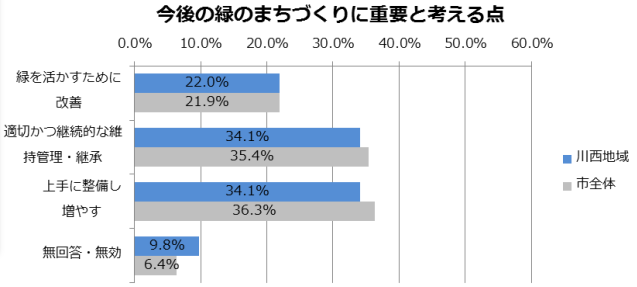

（２）緑の課題

まちづくり

- ❖ 田園空間と歴史的建築物の調和した農村景観の保全
- ❖ 優良農地の保全と、遊休農地の有効活用
- ❖ ささらの湯を観光・交流の拠点とした環境の充実
- ❖ 山林における松くい虫対策
- ❖ 川西地域自治センターを活動拠点とした緑化の推進

子育て支援
健康づくり

- ❖ 子育て世代等が楽しめる新規公園の整備
- ❖ 遊歩道、水辺公園・緑地等の整備の検討
- ❖ 仁古田マレットゴルフ場の活用

（３）重点的な取り組み

- ❖ 子育て世代が楽しめる身近な公園の整備
- ❖ 温泉、歴史的まちなみ、山村交流や農林業体験と連携したささらの湯の活用
- ❖ 健康づくりの場として仁古田マレットゴルフ場の活用
- ❖ 川西地域自治センターや公民館を中心とした活動充実（緑化活動・緑地保全活動・環境学習）

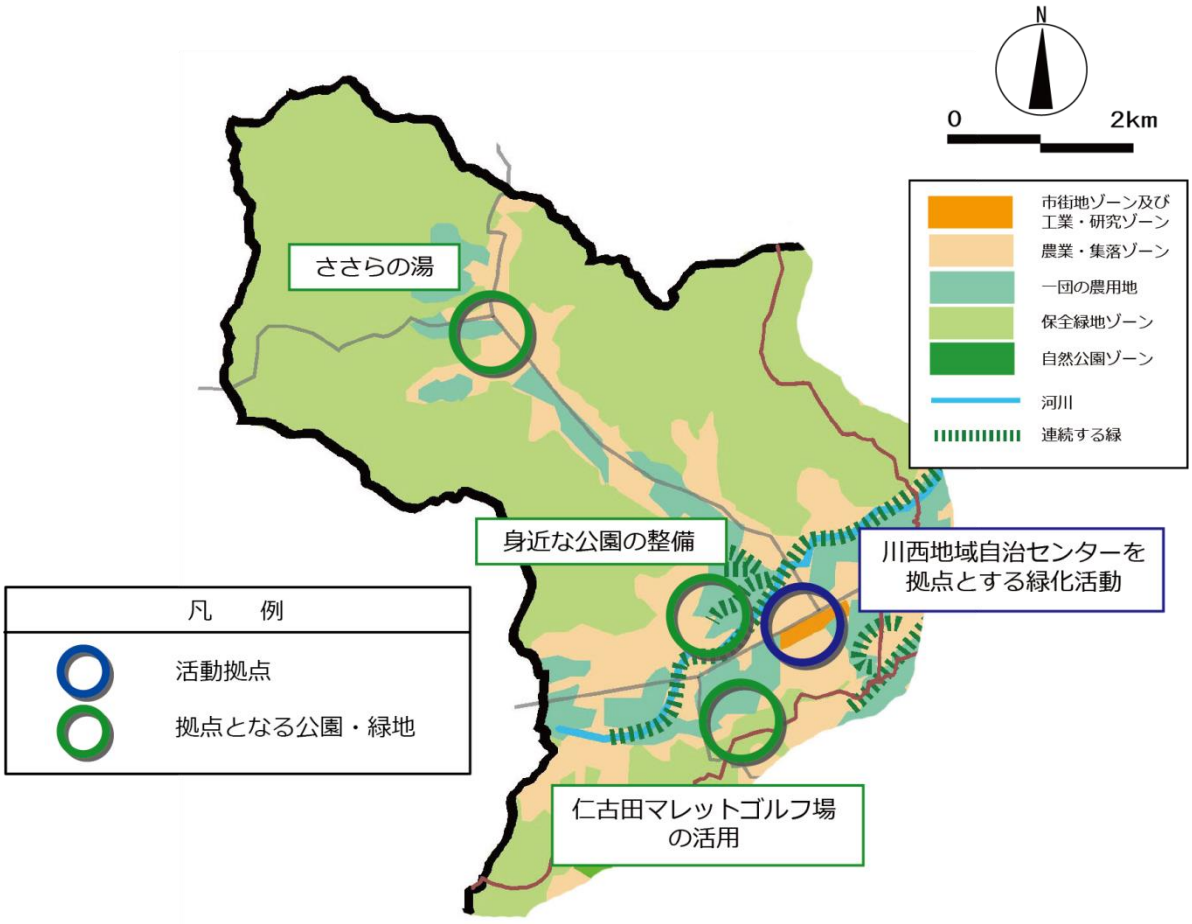

（４）地域の取り組み

- ❖ 利用の少ない公園の統廃合
- ❖ 自然環境の保全と浦野川などの河川沿いの親水緑地空間の整備
- ❖ 優良農地の保全と荒廃農地の防止
- ❖ 集落環境の保全
- ❖ 里山や山林の保全（大林山をはじめとする北部や西部等の松くい虫対策等）
- ❖ 地域の自然環境や歴史的資源などを活かしたささらの湯の利活用

5 丸子地域

（１）緑の概況

【緑と地域の概況】

・国道 152 号等に沿って、商業・業務施設や公共・公益施設などが集積し、市内有数の製造業の集積地となっています。
・地域の中央に依田川が流れ、周囲に里山や農地が連なる田園景観が広がり、大規模なワイン用ぶどう畑もあります。
・信州国際音楽村公園、丸子ベルパークや丸子公園があります。
・丸子地域自治センター周辺に、公共・公益施設等が集積しています。

【地域住民の意識】

・公園の質：「満足」「普通」「やや不満」の割合が高くなっています。
・公園や広場の整備活用：「既存公園のリニューアル」「利用の少ない公園の整理統合・再編」の割合が高くなっています。
・今後の緑のまちづくり：「上手に整備し増やす」の割合が高くなっています。

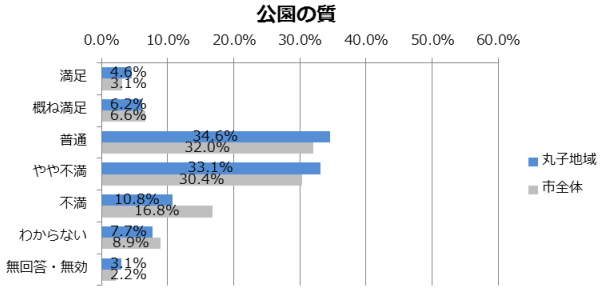

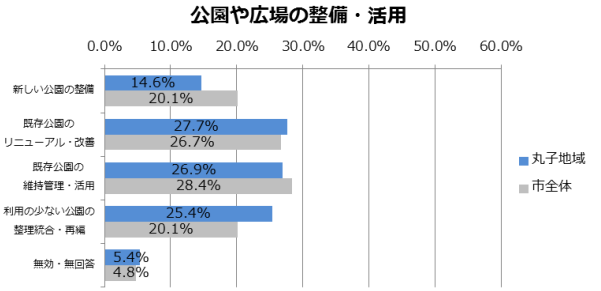

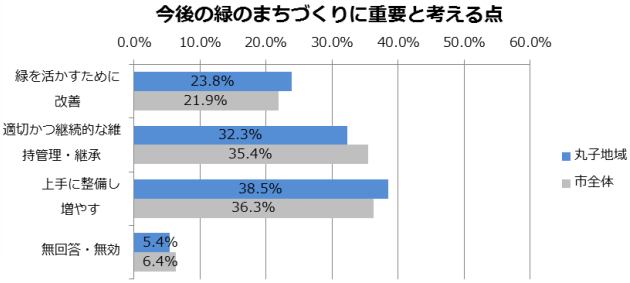

（２）緑の課題

まちづくり

- ❖ 丸子市街地への都市機能誘導・居住誘導と緑化推進
- ❖ 千曲川・依田川合流点付近の水辺を活かしたまちづくりの推進
- ❖ 信州国際音楽村公園周辺の交流拠点としての活用
- ❖ 丸子温泉郷を活かした観光拠点と森林の活用
- ❖ ワイナリーと連携した、陣場台地周辺の活用
- ❖ 丸子地域自治センターを活動拠点とした緑化の推進

子育て支援

健康づくり

- ❖ 丸子ベルパークを中心とした遊具の充実化
- ❖ 依田川・内村川合流点における健康づくり拠点形成
- ❖ 健康づくりへのウォーキングロード活用

（３）重点的な取り組み

- ❖ 市民協働による丸子市街地の緑化（花壇・プランター等）
- ❖ 千曲川・依田川合流点付近の水辺を活かした「かわまちづくり」の推進
- ❖ 民間事業者による公園施設の整備・運営、公園での新たなサービス提供
- ❖ 信州国際音楽村公園の観光・交流拠点、丸子公園周辺の活用・充実
- ❖ 丸子ベルパークの拠点公園としての整備の推進、丸子ベルシティ周辺の親水公園、ウォーキングロードなどの活用
- ❖ 親水空間の整備と親水ネットワークの形成（依田川・内村川合流点付近）
- ❖ 陣場台地周辺整備の推進
- ❖ 丸子温泉郷の里山や山林の保全
- ❖ 丸子地域自治センターや公民館を中心とした活動充実（緑化活動・緑地保全活動・環境学習）

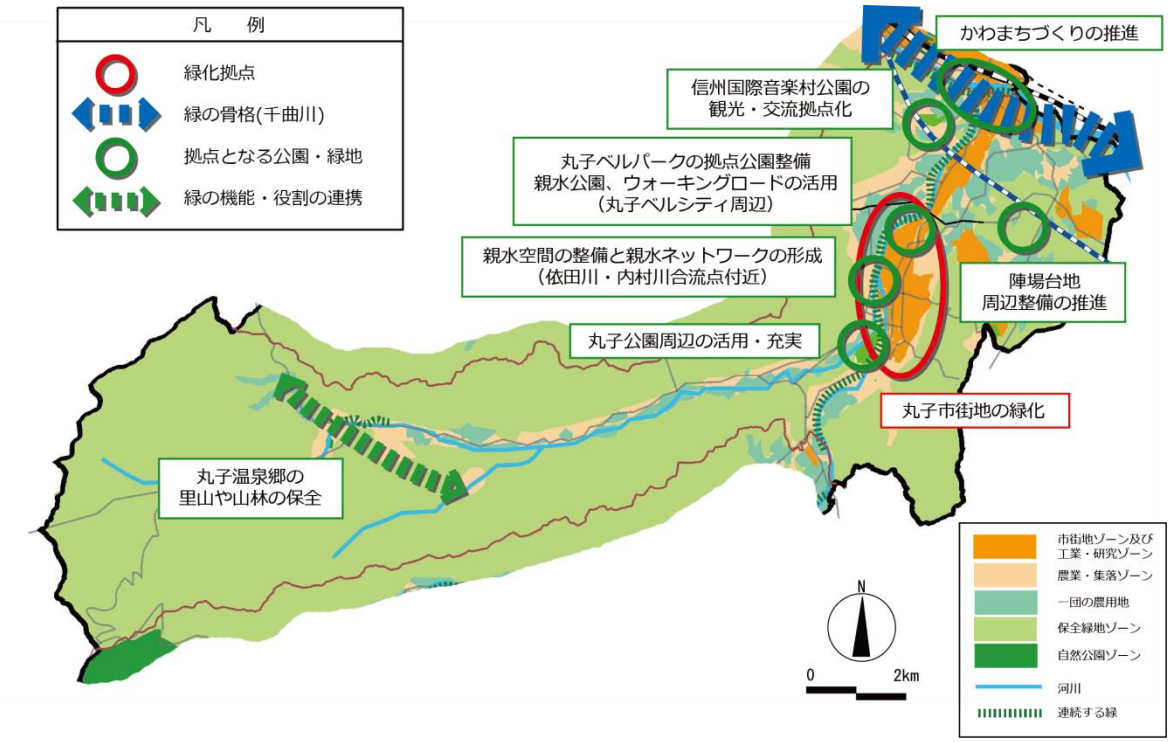

（４）地域の取り組み

- ❖ 利用の少ない公園の統廃合
- ❖ 自然環境の保全と親水緑地空間の整備（遊歩道・広場）
  （千曲川、依田川、内村川）
- ❖ 子育てや健康づくりのニーズに応える公園のリニューアル
- ❖ 優良農地の保全と荒廃農地の防止（ワイン用ぶどうの栽培）
- ❖ 集落環境の保全
- ❖ 里山や山林の保全

【緑化重点地区の設定】

「上田市立地適正化計画」における居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む）を「緑化重点地区」に設定し、重点的に緑化を進めていきます。

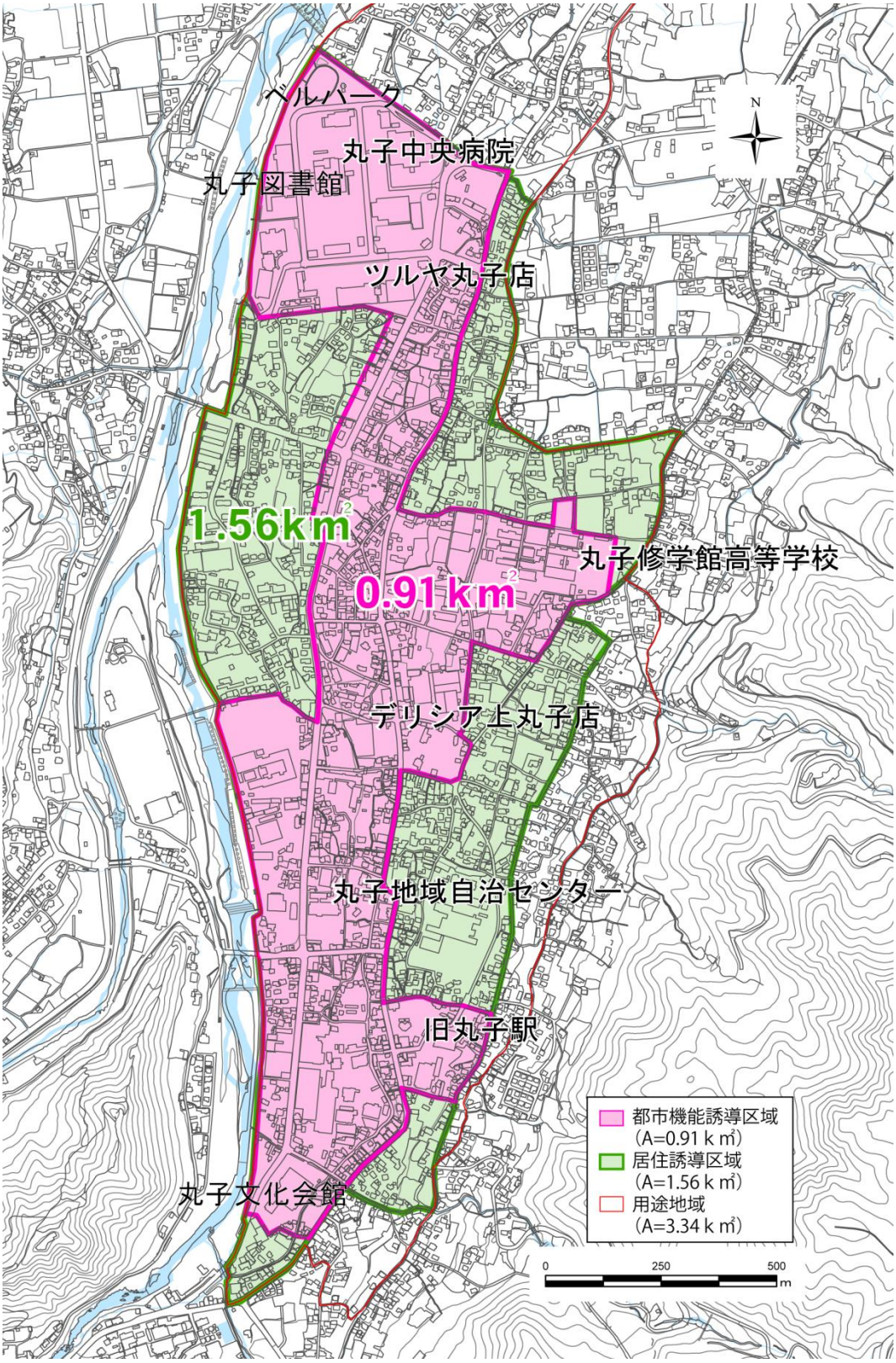

６ 真田地域

（１）緑の概況

【緑と地域の概況】

・真田氏発祥の郷として培われた数多くの歴史・文化資源に恵まれています。
・菅平高原のスポーツリゾートと雄大な自然環境、山林が大半を占めており、低地部には田園景観が広がっています。
・御屋敷公園、古城緑地広場、傍陽ふるさと公園等の公園・史跡があります。
・真田地域自治センター周辺に、公共・公益施設等が集積しています。

【地域住民の意識】

・公園の質：「満足」「概ね満足」「不満」の割合が高くなっています。
・公園や広場の整備活用：「既存公園の維持管理・活用」の割合が高くなっています。
・今後の緑のまちづくり：「適切かつ継続的な維持管理・継承」の割合が高くなっています。

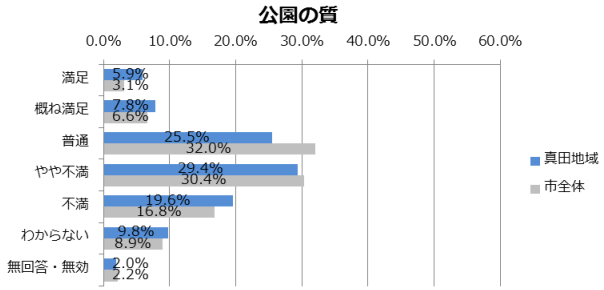

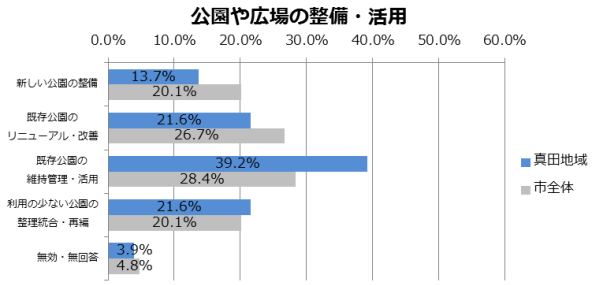

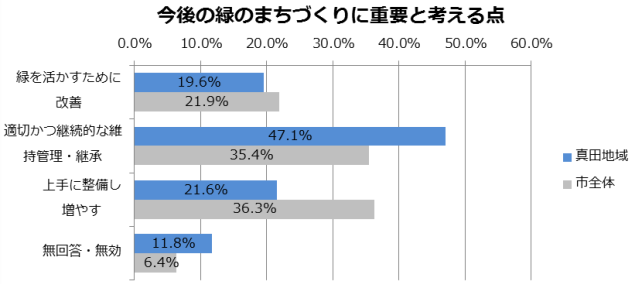

（２）緑の課題

まちづくり

- ❖ 真田氏発祥の郷としての歴史・文化を醸し出す景観の保全
- ❖ 菅平高原の多様な交流を生む拠点としての環境整備
- ❖ 水源かん養の場となる森林と水辺環境の保全
- ❖ 農村地域の特色を活かした交流の創出
- ❖ 真田地域自治センターを活動拠点とした緑化の推進

子育て支援
健康づくり

- ❖ 自然公園の雄大な自然環境の保全と菅平高原地区のスポーツ施設の連携
- ❖ 傍陽ふるさと公園などの老朽化した施設の修繕・更新
- ❖ 森林の保全・整備と活用

（３）重点的な取り組み

- ❖ 自然公園の雄大な自然環境の保全と菅平高原地区のスポーツリゾート地としての施設整備
- ❖ 傍陽ふるさと公園をはじめとする身近な公園のリニューアル
- ❖ 御屋敷公園、古城緑地広場、傍陽ふるさと公園等の修景施設・案内サインの充実
- ❖ 真田運動公園の健康づくりの拠点化
- ❖ 真田地域自治センターや公民館を中心とした活動充実（緑化活動・緑地保全活動・環境学習）

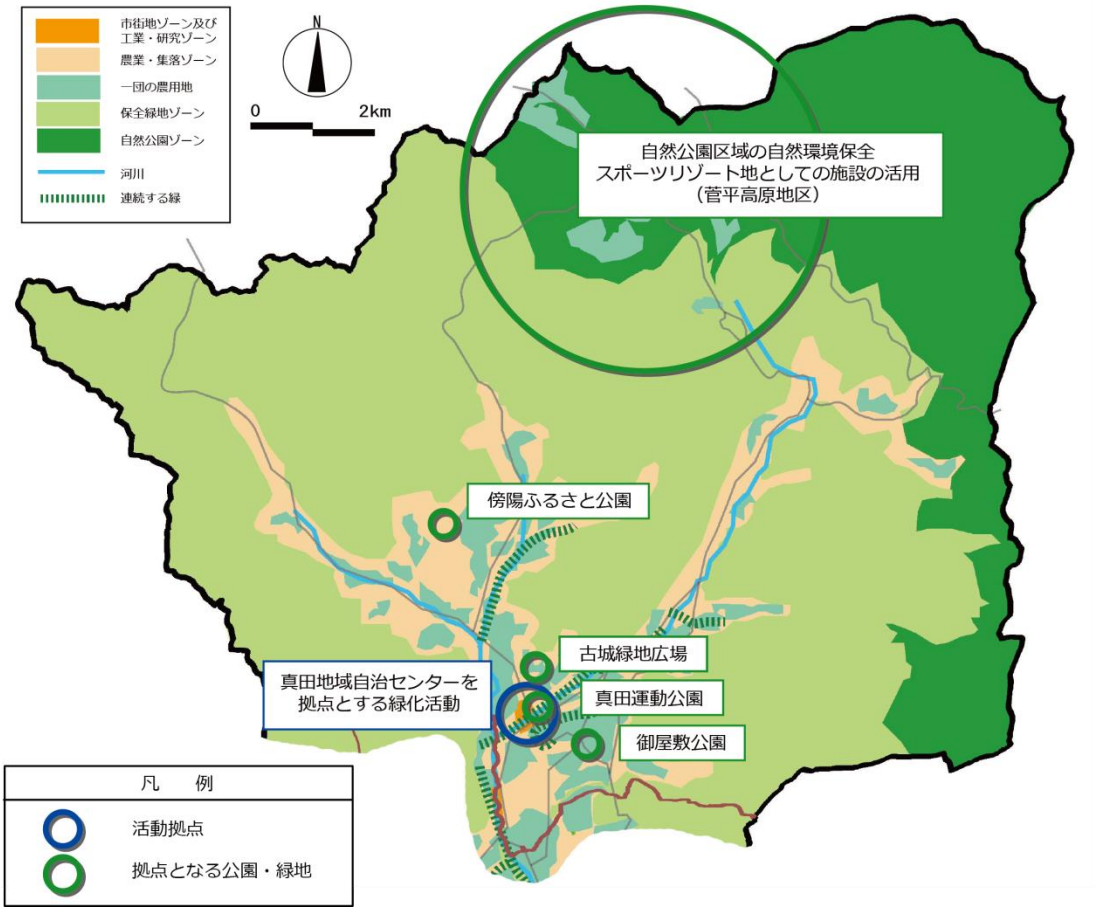

（４）地域の取り組み

- ❖ 身近で利用しやすい公園整備
- ❖ 利用の少ない公園の統廃合
- ❖ 自然環境の保全と、永続的な水源かん養の場となる森林と水辺環境の保全（神川、洗馬川、傍陽川）
- ❖ 優良農地の保全と荒廃農地の防止
- ❖ 集落環境の保全
- ❖ 里山や山林の保全と子どもたちの学習の場としての活用

7　武石地域

（１）緑の概況

【緑と地域の概況】

・美ヶ原高原とそこに連なる山々や武石川の清流の自然に恵まれています。
・山林が大半を占めており、低地部には田園景観が広がっています。
・余里の一里花桃、福寿草群生地をはじめ、地域住民による景観づくりが盛んな地域です。
・武石地域自治センター周辺に、公共・公益施設が集積しています。

【地域住民の意識】

・公園の質：「やや不満」「不満」の割合が高くなっています。
・公園や広場の整備活用：「新しい公園の整備」「利用の少ない公園の整理統合・再編」の割合が高くなっています。
・今後の緑のまちづくり：「適切かつ継続的な維持管理・継承」の割合が高くなっています。

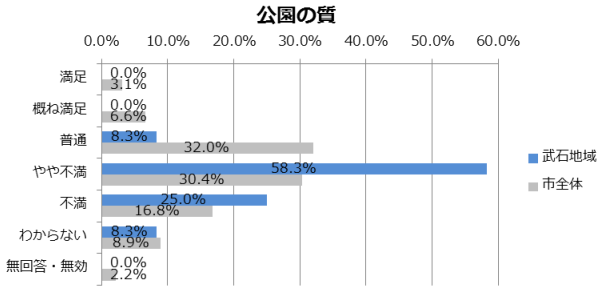

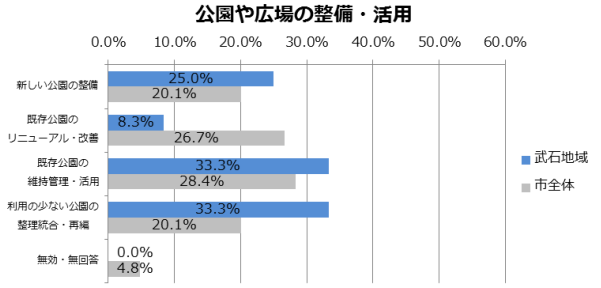

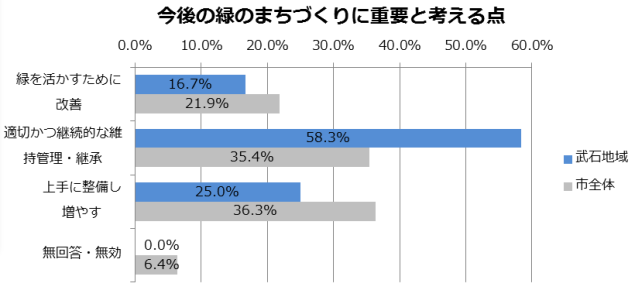

（２）緑の課題

まちづくり

- 美ヶ原高原や周辺の山林などの雄大な自然環境の保全
- 余里の一里花桃や福寿草群生地の継続的な維持管理・継承
- 巣栗渓谷をはじめとする自然環境や景観を形成する農地との都市農村交流
- 新設される武石地域総合センター周辺の緑のオープンスペースの整備
- 武石地域自治センターを活動拠点とした緑化の推進

子育て支援

健康づくり

- 武石公園などの景観を配慮した整備
- 武石河川公園などの親水空間の保全
- ともしび公園などの老朽化した施設の修繕・更新

（３）重点的な取り組み

- ❖ 自然公園区域の自然環境保全や広域観光拠点としての保全・活用
- ❖ 余里の一里花桃や福寿草群生地の保全と活用
- ❖ 武石公園をはじめとする身近な公園のリニューアル
- ❖ 自然環境や農地を活用したグリーンツーリズム等による都市農村交流
- ❖ 武石地域自治センターや公民館を中心とした活動充実（緑化活動・緑地保全活動・環境学習）

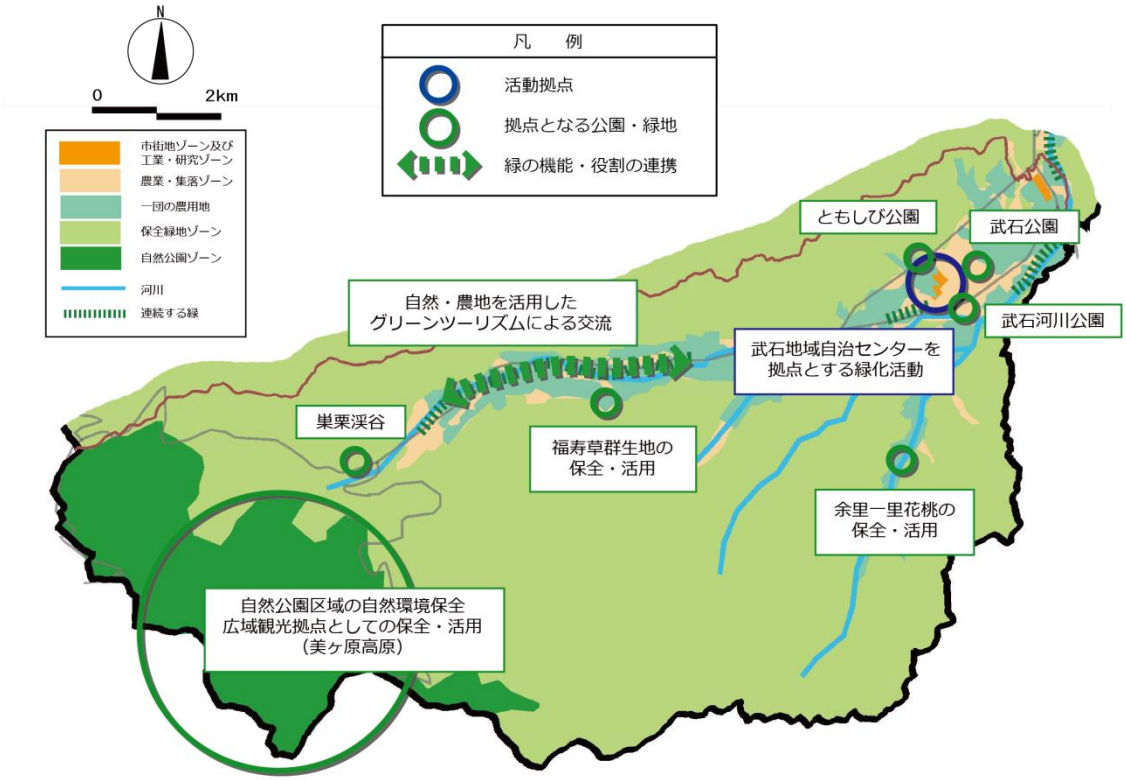

（４）地域の取り組み

- ❖ 身近で利用しやすい公園整備
- ❖ 利用の少ない公園の統廃合
- ❖ 自然環境の保全と巣栗渓谷や武石河川公園などの親水空間の整備（武石川、余里川、小沢根川、茂沢川）
- ❖ 優良農地の保全と荒廃農地の防止
- ❖ 集落環境の保全
- ❖ 里山や山林の保全

重点的な取り組み位置（市全域）

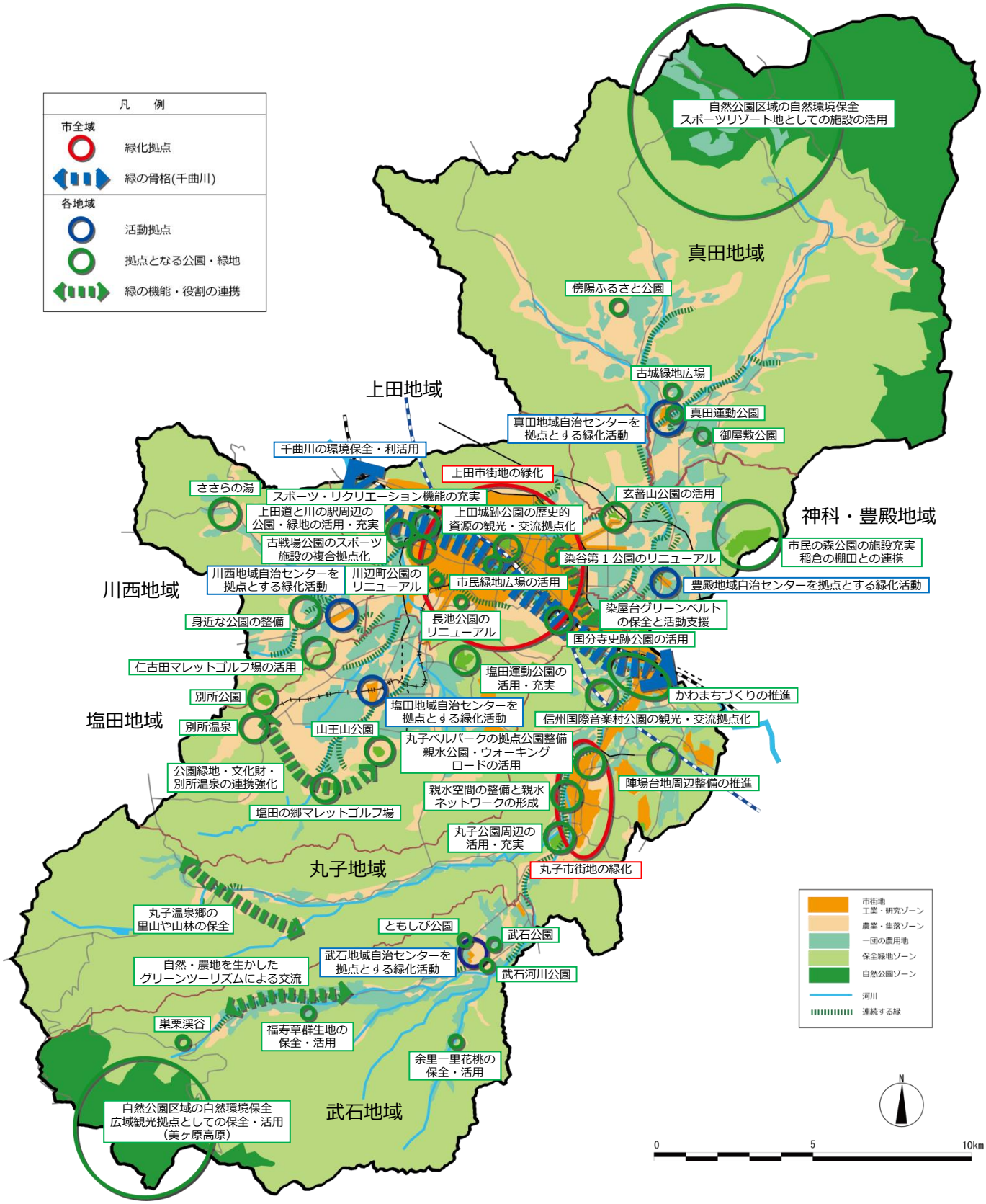

第５章　計画目標

1　計画の目標

上田市の歴史・文化や自然を育んできた豊かな緑地を保全するとともに、農地・森林や公園・緑地の整備・更新を進めます。

①農地・森林等の緑地

優良農地の保全や遊休荒廃農地の解消、及び間伐等の森林整備などを推進し、農地・森林等を保全します。

指針の項目	目　標（2030 年度）	基　準（2016 年度）
遊休荒廃農地の再生面積	5.0ha/年 (累計 138.7ha)	4.2ha/年 (累計 68.7ha)
森林整備面積 （公有林及び私有林の間伐実績面積）	平均 400.0ha/年 (累計 8,437ha)	159.5ha/年 (累計 3,145ha)

②公園・緑地

【都市公園の新設】

「第二次上田市総合計画」に基づき、都市公園数を 56 公園とします。

	目　標（2030 年度）	基　準（2016 年度）
都市公園数	56 公園	55 公園

【公園施設の修繕・更新】

「上田市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した都市公園の公園施設について、計画的な修繕・更新をします。

	目　標（2030 年度）
公園施設を修繕・更新する 都市公園数	43 公園

【子育て支援の身近な公園のリニューアル】

「上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市未来っ子かがやきプラン）」に基づき、子育てしやすい環境の創出を図るため、身近な公園のリニューアルを順次進めます。

【公募設置管理制度（Park-PFI）による公募対象公園施設の設置・管理】

民間事業者が公募対象公園施設を設置・管理できるように、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を導入し、民間活力やアイデアを最大限に活用できるように、都市公園の魅力を引き出します。

【市民緑地認定制度による緑地・オープンスペースの空間を創出】

民間主体が市街地の空地等を利用し、緑地・オープンスペースとして設置・管理・活用できる「市民緑地認定制度」を導入し、市街地の緑化を推進します。

コラム　これからの都市公園等のあり方

人口減少・少子超高齢社会の進行に対して、都市全体としてコンパクトなまちづくりを進めていく中で、緑の質を維持し、高めていく必要があります。

公園整備や管理に対しても、財政的な制約が強まっていく中で、既存の公園や緑地が持つ多機能性を最大限に発揮させて、市民や事業者との連携を深め、公園や緑地をまちづくりに一層柔軟に使いこなしていくことが求められます。

資料：「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書（国土交通省ホームページ）

コラム　公募設置管理制度（Park-PFI）

都市公園法の改正によって、民間事業者が都市公園で収益施設と公共部分を一体的に整備し管理できる、「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設されました。

これは、都市公園内にカフェ・レストランなどを設置して得られる収益の一部を、園路や広場などの公共部分の整備に還元すること等を条件として、公募によって選ばれた民間事業者に対して、認定された公募設置等計画の有効期間が最長 20 年とできる、また、建ぺい率※が上乗せできるなど、都市公園法の特例が適用される制度です。

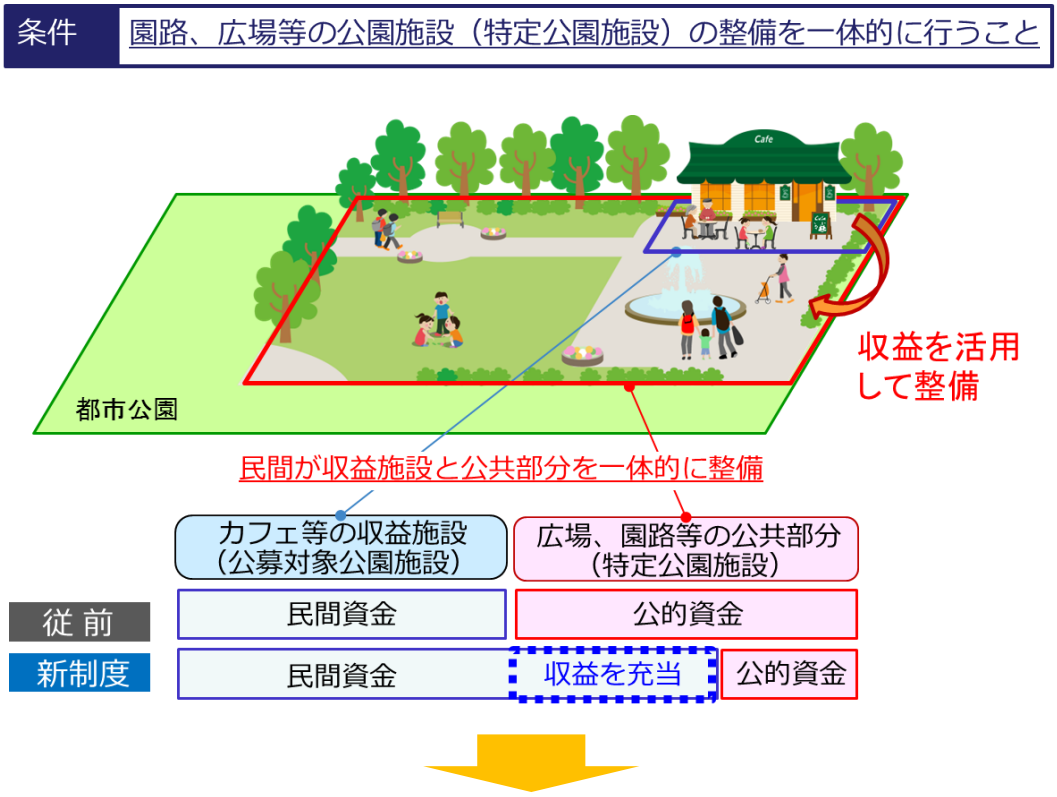

※建ぺい率：建築物の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合
建ぺい率は参酌基準であるため、法律で定める値（10%）を参酌して地方公共団体が条例で定める値が、当該都市公園の建ぺい率となります。
(上田市：制度導入に伴う上田市都市公園条例の改正で対応予定)

資料：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）

コラム　市民緑地認定制度

「上田市立地適正化計画」では、一定のエリアにおいて人口密度を維持していくことを目的として、「居住誘導区域」を設定します。この「居住誘導区域」では、開発行為の規制緩和などを行いますが、同時に緑地の保全・活用を進めて、魅力的な居住環境を形成していくことが求められます。

緑地の保全・活用を進めていく手法として、市域の中でも重点的に緑豊かな空間を増やしていく「緑化重点地区（緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区）」（P68・P77）を指定することが有効です。「緑化重点地区」では、緑地の保全に配慮する施策等を施すことができます。一例として、「市民緑地認定制度」を導入すると、市街地の空地などを公的な緑地として位置付け、民間が主体となって設置・管理・活用することができます。

このような仕組みを活用しながら、官民が連携して緑地の保全に取り組むことで、市民が気軽に緑と触れ合う場や機会を増やしていくことができます。

市民緑地認定制度

◆制度のフロー

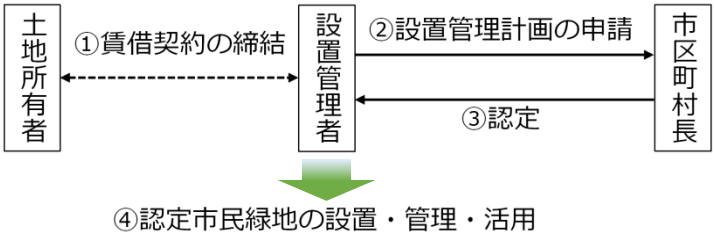

◆認定市民緑地のイメージ

コラム　市街地の空き地の活用事例

千葉県柏市では、「カシニワ制度」として、市街地の空地などを、イベント広場やコミュニティ農園、地域のたまり場や里山広場など、「地域の庭」として活用する取り組みが進められています。柏市は、土地を貸したい所有者と、土地を使いたい市民団体等を「カシニワ情報バンク」を通じてつなぎ、土地の活用を支援しています。

資料：かしにわ制度とは？（千葉県柏市ホームページ）

2 目標達成に向けて

（1）公園・緑地の整備方針

①公園・緑地の整備・リニューアル

◆ 本市では、既に一定水準の公園面積が確保されており、人口減少・少子超高齢社会が進行する中、限られた財源を効果的に活用する観点から、老朽化した公園施設の修繕・更新を含めて、対象とする公園・緑地の選択と集中を進め、効果的な公園・緑地の整備・リニューアルを進めます。

◆ 重点的に緑を増やしていく「緑化重点地区」として、「上田市立地適正化計画」における居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む）を指定し、民間主体による緑地の設置・管理などを含めた公園・緑地の確保・整備に取り組みます。

◆ 本市では、歴史・文化や豊かな自然などの資源や特徴を活かし、すべての市民が安全かつ快適に公園・緑地を利用することができるユニバーサル社会の実現を目指して、市民との協働を図りながら、市民の多様なニーズに対応した公園・緑地の整備を推進します。

◆ 整備された公園等に限らず、森林や農地、特に市街地周辺の農地は、市民にとって身近な緑地として保全し、市民とのふれあいの場として必要な整備を行います。

【歴史的史跡や文化施設を活用した公園・緑地の整備】

・ 上田市を代表する歴史的・文化的遺産である上田城跡公園について、「史跡上田城跡保存管理計画・史跡上田城跡整備基本計画」（平成 24 年 3 月策定）を踏まえた保存・整備と活用を図ります。また、上田城跡公園は中心市街地の観光拠点でもあることから、「上田市中心市街地活性化基本計画」（平成 29 年 11 月策定）に基づき、市街地の整備・都市福祉施設の整備などと併せ、活性化を図ります。

・ 本市は、上田城跡公園・国分寺史跡公園など、歴史的・文化的な建築物が随所に残されています。「上田市景観計画」（平成 25 年 3 月策定）に基づき、良好な景観の形成を図り、景観誘導を行い、眺望景観に配慮します。

・ 文化・芸術活動の拠点となるサントミューゼ（上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館）一帯の市民緑地広場や信州国際音楽村公園をはじめ、歴史や文化、自然に触れ合うことができる市民や観光客の交流の場として公園・緑地を活用し、花や緑による憩いと潤いの提供に努めます。

【身近な公園・緑地の整備】

・ 「上田市公園施設長寿命化計画」（平成 29 年 12 月策定）に基づき、老朽化した公園施設に対して、計画的な修繕・更新を進めていきます。

・　「上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市未来っ子かがやきプラン）」（平成 30 年 4 月策定）を踏まえた子育て支援や健康づくりをはじめ、すべての市民が安全で快適に利用ができ、憩いや潤いの空間を提供し、交流の場として利用できる身近な公園・緑地の整備やリニューアルを推進します。

【公園・緑地の再編・再配置】

・　「上田市公共施設マネジメント基本方針」（平成 28 年 3 月策定）を踏まえて、老朽化した公園の計画的な修繕・更新やリニューアルに際して、地域の状況に応じて公園間での役割分担を見直しながら、利用の多い公園・緑地に重点的な整備を行い、利用の少ない一部公園の統廃合を検討するなど、公園・緑地の適正な再配置を検討します。

【多様なニーズに対応した公園整備】

・　「上田市スポーツ施設整備基本構想」（平成 29 年 5 月策定）、「上田市スポーツ施設整備計画」（平成 30 年 5 月策定）に基づく市内のスポーツ施設の再編・整備、親水公園や公共・公益施設の周辺緑化、森林や農地など豊かな自然を生かした公園・緑地の整備等、多様な市民ニーズに対応した公園整備を推進します。

②本市の基盤となる緑地等の保全と緑化の推進

◆ 森林や農地をはじめとして、上田市の歴史・文化や自然が育んできた豊かな緑地を保全し、緑化を推進します。

◆ 染屋台グリーンベルトをはじめとする斜面樹林は、貴重な市街地近郊の緑地として、市民が気軽に緑に親しめる散策道の整備や、樹林の間伐・植樹などの整備を市民との協働によって推進します。

◆ 公共・公益施設の緑化を進めるとともに、個人住宅の生け垣整備の補助や、民間施設の緑化なども推進し、花と緑のまちづくりを通じた潤いのある快適な都市景観や住環境の形成に向けて、市民参加による取り組みを進めます。

③河川や斜面樹林等を介した緑のネットワーク形成

◆ 優れた自然環境をはじめ、歴史、文化的資源や公園など、緑豊かで憩いと安らぎを提供する「緑の拠点」、公共・公益施設やこれからのまちづくりを担う「賑わいと交流の拠点」等の整備を進めます。

◆ 自然生物の貴重な生息場所にもなる生態系ネットワークをはじめ、千曲川、依田川、神川、浦野川など河川沿いの水辺空間や斜面樹林等が連続する水と緑のネットワーク、拠点をつなぐ周遊ルートを保全・整備します。

（２）公園・緑地の管理方針

①人口減少・少子超高齢社会に対応できる公園・緑地の管理・運営

◆ 人口減少・少子超高齢社会の進行に対し、既存の公園・緑地の管理水準を維持するため、維持管理の内容について、対象とする公園や緑地の特性に応じた選択と集中を進め、効率的に公園・緑地を管理・運営します。

◆ 多様化する市民ニーズに対応していくため、行政による公園・緑地の管理・運営に加えて、自治会やボランティアをはじめとする市民の参加を引き出し、また、民間事業者の資金・アイデア・ノウハウを活用していきます。

【公園・緑地のマネジメント強化】

・ 「上田市公共施設マネジメント基本方針」を踏まえて、各公園・緑地に求められる機能について整理・検討し、都市公園の再編・再配置と併せて公園・緑地のマネジメントについて検討を進めます。

・ 公園・緑地の適正な維持管理に対する検討として、公園施設や樹木の管理計画を定めて、定期的に見直し、公園マネジメントを強化します。

【市民ニーズに応える公園施設の管理・修繕・更新】

・ 地域のニーズに応えるリニューアル整備も含めて、「上田市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した公園施設の計画的な修繕・更新を進めます。

・ 適正な維持管理作業、遊具や公園施設の定期的な点検を通じて、公園施設の安全性を確保し、安定的に公園利用のサービスを提供します。

【まちづくりへの活用】

・ 既存の公園・緑地を活かしたイベント開催や、利用者の視点に立った新しい公園サービスの提供、地域で取り組むまちづくり活動など、これまで公園をあまり利用してこなかった市民層も含めて、公園利用を促進していく仕組みを検討します。

・ それぞれの地域や公園の特性に応じて、公園利用者の満足度を高めて、多様な人々のつながりを生み出す取り組みを通じて、公園利用を促進します。

【市民の参加】

・ 人口減少・少子超高齢社会が進行し、行政の財政的な制約が強まっていく中で、公園・緑地を一層柔軟に使いこなすため、市民参加をこれまで以上に促進します。

・ 市民が主体的に参加する取り組みを大切にして、地域の実情に応じて、自治会や市民活動団体との連携を深めていきながら、多くの市民が公園・緑地の利活用と管理運営に参加し、地域で公園を使いこなしていく手法と体制の構築を目指します。

【人と自然の共生・生物多様性の保全】

・　「第二次上田市環境基本計画」（平成 30 年 3 月策定）に基づき、森林と里山と、水辺、農地などの自然環境と、動植物の生息・生育環境を保全し、自然とのふれあいを楽しみ、生物多様性が保全されるよう適正に管理します。

【防災対応力の向上】

・ 大規模自然災害や火災などの発生時に公園・緑地の防災機能が適正に発揮されるよう、避難場所となる公園配置のネットワーク形成や公園・緑地自体の安全性を確保します。

・　「上田市地域防災計画」に基づいて、災害時に円滑な対応が図られるよう、市民・事業者・行政等関係機関の連携を図ります。

【人材の育成】

・　ボランティア活動や自然解説員ガイドなど、各公園の管理・運営活動に応じて必要な能力を身につけることができるよう、講習会の開催や各種活動団体・組織の交流機会の確保などを通じて、公園管理・運営・経営に携わる人材を育成します。

【民間活力の導入】

・　民間活力の導入について、公園管理における指定管理者制度導入の拡大、公園内でのカフェ・レストランなどの整備・運営についての「設置管理許可制度」や「公募設置管理制度（Park PFI）」の導入等、民間の活力やアイデアを活かして取り組む公園・緑地の管理・運営を進めます。

都市公園内の民間活力導入の事例
カフェ・レストランの収益の一部を賄い公園を運営
（南池袋公園：豊島区都市整備部公園緑地課提供）

第６章　計画の管理

１　計画の推進体制

（１）「協働」による活動体制

「上田市緑の基本計画」で定めた施策を進めていくためには、行政による取り組みだけでは限界があります。人口減少・少子超高齢社会が進行する中で、多様化する公園・緑地に対する市民ニーズに対応できるよう、これまで以上に市民や事業者の役割発揮が求められます。

そのため市民や事業者による主体的な活動に対して、行政から活動を支援する「協働」を重視した活動体制づくりを進めます。

（２）各主体の役割と協働

市民・事業者・行政それぞれが役割を果たしながら連携を深め、市民と行政の「協働」を通じて計画を推進していきます。特に自治会について、基本となる地域コミュニティとして、参加を促していきます。

また、事業者についても、人口減少・少子超高齢社会が進行する中、指定管理者制度、設置管理許可制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等を通じて、これまで以上に公園・緑地の整備・管理・運営に参加することへの理解と協力を求めていきます。

市民の役割

・公園や緑地を活用します
・公園や緑地の管理、運営に参加します
・緑化活動等に参加、協力します

事業者の役割

・公園や緑地の新たな魅力を引き出します
・公園や緑地の整備、管理、運営に参加します
・緑化活動等に参加、協力します

『協働』による緑の保全・活用・管理／緑化活動の促進

行政の役割

・公園や緑地の整備、保全を進めます
・市民や事業者の緑化活動を支援します
・関係機関等と調整、協力、連携します

2 計画の評価・見直し

計画内容について、社会情勢の変化などに応じて柔軟に見直していく必要があります。

そこで、計画（PLAN）、実行（DO）、評価・点検（CHECK）、改善・見直し（ACTION）の PDCA サイクルによる評価を行うことで、計画の進行状況を確認しつつ、必要に応じて計画内容を見直します。

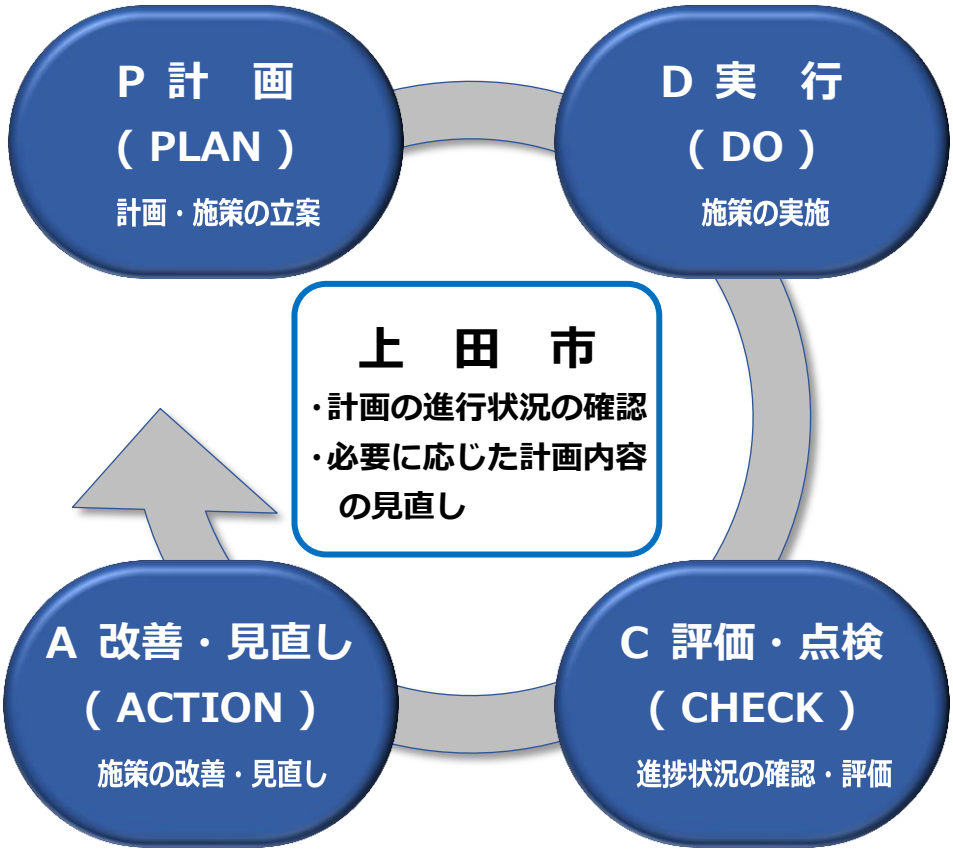

上田市緑の基本計画

発　行
2019 年（平成 31 年）3 月
上田市 都市建設部 都市計画課
〒386-8601
長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
TEL　0268-22-4100（代表）
FAX　0268-25-4100

上田市緑の基本計画